

昭和二十九年政令第百五十号

内閣は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の規定に基き、及び同法を実施するため、関税法施行規則（明治三十二年勅令第三百十九号）の全部を改正するこの政令を制定する。

目次

第一章 総則	
第一節 通則 （第一条・第一条の二）	
第二節 期間及び期限 （第一条の三・第一条の四）	
第一章の二 関税の確定、納付、徵収及び還付 （第二条・第十一条）	
第二章 船舶及び航空機 （第十二条・第二十三条）	
第三章 保税地域	
第一節 総則 （第二十四条・第三十条）	
第二節 指定保税地域 （第三十条の二・第三十四条の二）	
第三節 保税置場 （第三十五条・第四十四条の二）	
第四節 保税工場 （第四十五条・第五十一条）	
第五節 保税展示場 （第五十一条の二・第五十一条の八）	
第六節 総合保税地域 （第五十一条の九・第五十一条の十五）	
第四章 運送 （第五十二条・第五十七条）	
第五章 通関	
第一節 総則 （第五十八条・第五十九条の六）	
第二節 輸出申告の特例 （第五十九条の七・第五十九条の十九）	
第三節 輸入申告の特例 （第五十九条の二十・第五十九条の二十一）	
第三節 提出書類及び検査手続 （第六十条・第六十二条）	
第四節 輸出又は輸入をしてはならない貨物	
第一款 輸出してはならない貨物 （第六十二条の二・第六十二条の十五）	
第二款 輸入してはならない貨物 （第六十二条の十六・第六十二条の三十二）	
第三款 専門委員 （第六十二条の三十三）	
第五節 輸入の許可及び輸入貨物の引取り等 （第六十二条の三十四・第六十四条の二）	
第六節 外国貨物の積戻し （第六十五条）	
第七節 郵便物に関する特則 （第六十六条・第六十八条の四）	
第五章の二 認定通関業者 （第六十九条・第六十九条の四）	
第九章 犯則事件の調査及び処分 （第九十五条・第一百四条）	
附則	
第一章 総則	
（開港及び税関空港）	
第一節 通則	
第一条 関税法 （以下「法」という。）第二条第一項第一号（開港）に規定する政令で定める港とす。	
（別表第一に掲げる港とする。ただし、第三項の規定により開港でなくなった港を除くものとする。）	
（開港は、開港となつた年の翌年において次のいずれかに該当することとなつたときは、開港でなくなるものとする。この場合には、財務大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。）	
（開港は、開港となつた年の翌年において次のいずれかに該当することとなつたときは、開港でなくなるものとする。この場合には、財務大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。）	
（開港及び税関空港）	
（開港及び税関空港）	

1	一 年を通じて当該開港において貨物の輸出（法第七十五条（外国貨物の積戻し）に規定する積戻しを含む。次号及び第五十二条第二号において同じ。）及び輸入（法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認（法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は法第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の規定により税関長の承認を受けて外国貨物を置くことを含む。次号において同じ。）がなく、又は外國貿易船の入港及び出港がないとき。）を超えて、かつ、外國貿易船の入港隻数及び出港隻数の合計数が十一隻を超えることが引き続き二年なかつたとき。）
2	二 一年を通じて当該開港において輸出され、又は輸入された貨物の価額の合計額が五千万円を超えて、かつ、外國貿易船の入港隻数及び出港隻数の合計数が十一隻を超えることが引き続き二年なかつたとき。）
3	三 前項各号の期間は、一月一日を起算日として計算する。
4	4 （使用又は消費を輸入とみなさない場合）
	（第一項の二 法第二条第三項（輸入とみなす場合）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。）
	一 本邦と外国との間を往来する船舶（第二十一条の規定により財務大臣が指定する船舶を含む。）又は航空機に積まれている外國貨物である船用品又は機用品を当該船舶又は航空機においてその本来の用途に従つて使用し、又は消費する場合
	二 旅客又は乗組員がその携帯品である外國貨物をその個人的な用途に供するため使用し、又は消費する場合
	三 法第一百五条第一項第三号（税関職員の権限）の規定により税関職員が採取した外國貨物の見本を当該貨物についての同号の検査のため使用し、若しくは消費する場合又は食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十八条第一項（臨検検査等）、植物防疫法（昭和二十五年法律第二百五十一号）第四条第一項（植物防疫官の権限）その他の法律の規定により権限のある公務員が收去した外國貨物をその権限に基づいて使用し、若しくは消費する場合
	（第二節 期間及び期限）
	（期限の特例を適用しない期限）
	（第一条の三 法第二条の二（期間の計算及び期限の特例）において準用する国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十条第二項（期限の特例）に規定する政令で定める期限は、時をもつて期限が定められている場合における当該期限とする。）
	（災害等による期限の延長）
	（第一条の四 財務大臣は、都道府県の全部又は一部にわたり法第二条の三（災害等による期限の延長）に規定する災害等（以下この条において「災害等」という。）により、法第二条の三に規定する期限までに同条に規定する行為をすることができないと認める場合には、地域及び期日を指定して当該期限を延長するものとする。）
2	2 財務大臣は、災害等により、法第二条の三に規定する期限までに同条に規定する行為をすべき者（前項の規定がある者を除く。）であつて当該期限までに当該行為のうち関税に関する法律又は電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第三条第一項（情報通信技術活用法の適用）の規定により適用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第六百五十一号）第六条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行う申請その他の行為をすることができないと認める者（以下この項において「対象者」という。）が多数に上ると認める場合には、対象者の範囲及び期日を指定して当該期限を延長するものとする。
3	3 財務大臣又は税関長は、災害等により、法第二条の三に規定する期限までに同条に規定する行為をすることができないと認める場合には、前項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、期日を指定して当該期限を延長するものとする。
4	4 前項の申請は、同項の災害等がやんだ後相当の期間内に、当該災害等の内容を記載した書面でしなければならない。

二 定率法その他の関税に関する法令の規定により関税の軽減又は免除を受けようとする場合に、その適用を受けたい旨及びその適用を受けようとする法令の条項

三 貨物の課税価格(数量を課税標準として関税を課する貨物の価格で定率法第四条から第四条の九まで(課税価格の計算方法)の規定に準じて算出することとされているものを含む。以下この項において同じ。)の計算につき定率法第四条第一項(課税価格の決定の原則)の規定の適用を受ける場合(法第六十八条(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)の規定により提出する仕入書、運賃明細書、保険料明細書及び包装明細書により課税価格の計算の基礎が明らかである場合に限る。)以外の場合にあっては、課税価格の計算の基礎及びこれに関連する事項

四 課税価格が異なることにより関税の額が異なることとされている貨物に係る定率法第四条第二項第一号から第三号までに掲げる事情、同項第四号に規定する特殊関係及び課税価格の計算に關係がある取引上の特殊な条件の有無及びその内容(特殊関係の取引価格への影響の有無及びその理由を含む。)

五 その他参考となるべき事項

六 税関長は、前項の場合において、同項の貨物の課税標準又は税額の調査に支障がないと認めるときは、その支障がないと認める事項の記載を省略せることができる。

七 第一項の場合において、貨物の輸入が同一人との間の継続した輸入取引に係るものであり、かつ、当該貨物に係る個々の輸入申告書への同項第三号(定率法第四条の五及び第四条の七の規定に係る部分を除く。第五項において同じ。)又は第四号に掲げる事項の記載が同一の内容となるときは、輸入申告書を提出する者は、あらかじめ、これらの事項を記載した申告書(以下この条において「包括申告書」という。)を税関長に提出することができる。この場合においては、当該包括申告書が提出された日から起算して二年間に限り、当該個々の輸入申告書には、既に包括申告書を提出している旨を付記して、これらの事項の記載を省略することができる。

八 第一項の場合において、貨物の輸入が同一人との間の継続した輸入取引に係るものであり、かつ、当該貨物に係る個々の輸入申告書への同項第三号(定率法第四条の五及び第四条の七の規定に係る部分を除く。第五項において同じ。)又は第四号に掲げる事項の記載が同一の内容となるときは、輸入申告書を提出する者は、あらかじめ、これらの事項を記載した申告書(以下この条において「包括申告書」という。)を税関長に提出することができる。この場合においては、当該包括申告書が提出された日から起算して二年間に限り、当該個々の輸入申告書には、既に包括申告書を提出している旨を付記して、これらの事項の記載を省略することができる。

九 第一項の場合において、貨物の輸入が同一人との間の継続した輸入取引に係るものであり、かつ、当該貨物に係る個々の輸入申告書への同項第三号(定率法第四条の五及び第四条の七の規定に係る部分を除く。第五項において同じ。)又は第四号に掲げる事項の記載が同一の内容となるときは、輸入申告書を提出した者は、当該包括申告書に記載した第一項第三号又は第四号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その変更の内容を当該包括申告書を提出した税関長に届け出なければならない。

(特例申告書の記載事項等)

第十 条例申告貨物について、第六十一条第一項第二号ニに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、同号ニに規定する日英特惠輸入証明書の発給を受けている旨

十一 特例申告貨物の課税価格の計算につき定率法第四条第一項の規定の適用を受ける場合(第

十二条 第四条第二項第一号に掲げる仕入書、運賃明細書、保険料明細書及び包装明細書により課税価格の計算の基礎が明らかである場合に限る。)以外の場合にあっては、課税価格の計算の基礎及びこれに関連する事項

十三 その他参考となるべき事項

十四 特例申告貨物について、第六十一条第一項第二号ニに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、同号ニに規定する日英特惠輸入証明書の発給を受けている旨

十五 特例申告貨物について、第六十一条第一項第二号ニに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、同号ニに規定する日英特惠輸入証明書の発給を受けている旨

十六 特例申告貨物について、第六十一条第一項第二号ニに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、同号ニに規定する日英特惠輸入証明書の発給を受けている旨

十七 特例申告貨物について、第六十一条第一項第二号ニに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、同号ニに規定する日英特惠輸入証明書の発給を受けている旨

十八 特例申告貨物であつて第六十一条第一項第二号ロ(1)又は(2)に掲げる貨物(以下この号において「非原産国経由貨物」という。)について同項第二号の便益の適用を受けようとす

りの原産地が明らかであると認めたものである場合及び当該特例申告貨物の課税価格(数量の適用を受けたい旨及び同号イ(1)に規定する締約国原産地証明書又は同号イ(2)に規定する締約国原産品申告書等を保有している旨(税関長が当該特例申告貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めたものである場合及び当該特例申告貨物の課税価格(数量

を課税標準として関税を課する貨物の価格で定率法第四条から第四条の九まで(課税価格の計算方法)の規定に準じて算出することとされているものを含む。次号、第十一号及び第十二号において同じ。)の総額が二十万円以下の場合を除く。)

十九 特例申告貨物について、第六十一条第一項第二号ハに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、同号ハに規定する締約国品目証明書の発給を受けている旨

二十 特例申告貨物について、第六十一条第一項第二号ニに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、同号ニに規定する日英特惠輸入証明書の発給を受けている旨

二十一 特例申告貨物の課税価格の計算につき定率法第四条第一項の規定の適用を受ける場合(第

二十二 特例申告貨物について、第六十一条第一項第二号ニに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、同号ニに規定する日英特惠輸入証明書の発給を受けている旨

二十三 特例申告貨物について、第六十一条第一項第二号ニに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、同号ニに規定する日英特恵輸入証明書の発給を受けている旨

二十四 特例申告貨物について、第六十一条第一項第二号ニに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、同号ニに規定する日英特恵輸入証明書の発給を受けている旨

二十五 特例申告貨物について、第六十一条第一項第二号ニに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、同号ニに規定する日英特恵輸入証明書の発給を受けている旨

二十六 特例申告貨物について、第六十一条第一項第二号ニに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、同号ニに規定する日英特恵輸入証明書の発給を受けている旨

二十七 特例申告貨物について、第六十一条第一項第二号ニに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、同号ニに規定する日英特恵輸入証明書の発給を受けている旨

二十八 特例申告貨物について、第六十一条第一項第二号ニに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、同号ニに規定する日英特恵輸入証明書の発給を受けている旨

二十九 特例申告貨物について、第六十一条第一項第二号ニに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、同号ニに規定する日英特恵輸入証明書の発給を受けている旨

三十 特例申告貨物について、第六十一条第一項第二号ニに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、同号ニに規定する日英特恵輸入証明書の発給を受けている旨

三十一 特例申告貨物について、第六十一条第一項第二号ニに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、同号ニに規定する日英特恵輸入証明書の発給を受けている旨

三十二 特例申告貨物について、第六十一条第一項第二号ニに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、同号ニに規定する日英特恵輸入証明書の発給を受けている旨

三十三 特例申告貨物について、第六十一条第一項第二号ニに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、同号ニに規定する日英特恵輸入証明書の発給を受けている旨

三十四 特例申告貨物について、第六十一条第一項第二号ニに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、同号ニに規定する日英特恵輸入証明書の発給を受けている旨

三十五 特例申告貨物について、第六十一条第一項第二号ニに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、同号ニに規定する日英特恵輸入証明書の発給を受けている旨

三十六 特例申告貨物について、第六十一条第一項第二号ニに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、同号ニに規定する日英特恵輸入証明書の発給を受けている旨

三十七 特例申告貨物について、第六十一条第一項第二号ニに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、同号ニに規定する日英特恵輸入証明書の発給を受けている旨

三十八 特例申告貨物について、第六十一条第一項第二号ニに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、同号ニに規定する日英特恵輸入証明書の発給を受けている旨

三十九 特例申告貨物について、第六十一条第一項第二号ニに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、同号ニに規定する日英特恵輸入証明書の発給を受けている旨

四十 特例申告貨物について、第六十一条第一項第二号ニに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、同号ニに規定する日英特恵輸入証明書の発給を受けている旨

四十一 特例申告貨物について、第六十一条第一項第二号ニに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、同号ニに規定する日英特恵輸入証明書の発給を受けている旨

四十二 特例申告貨物について、第六十一条第一項第二号ニに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、同号ニに規定する日英特恵輸入証明書の発給を受けている旨

四十三 特例申告貨物について、第六十一条第一項第二号ニに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、同号ニに規定する日英特恵輸入証明書の発給を受けている旨

四十四 特例申告貨物について、第六十一条第一項第二号ニに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、同号ニに規定する日英特恵輸入証明書の発給を受けている旨

四十五 特例申告貨物について、第六十一条第一項第二号ニに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、同号ニに規定する日英特恵輸入証明書の発給を受けている旨

四十六 特例申告貨物について、第六十一条第一項第二号ニに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、同号ニに規定する日英特恵輸入証明書の発給を受けている旨

四十七 特例申告貨物について、第六十一条第一項第二号ニに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、同号ニに規定する日英特恵輸入証明書の発給を受けている旨

- 一 法第七条の二第一項の承認を受けようとする者（第三項及び第四項において「申請者」といいう。）の住所又は居所及び氏名又は名称
- 二 法第七条の五第一号イからリまで（承認の要件）のいずれかに該当する場合には、その事実
- 三 その他参考となるべき事項
- 3 2 前項の申請書には、法第七条の五第三号の規則を添付しなければならない。
- 3 3 申請者が法人であるときは、第一項の申請書には、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。ただし、申請者が法第六十七条の三第一項第一号（輸出申告の特例）の承認を受けている者であることその他の事由により税関長がその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 税関長は、第一項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認をしたときはその旨を、承認をしないこととしたときはその旨及びその理由を書面により申請者に通知しなければならない。
- 5 法第七条の二第一項の承認を受けた者（以下「特例輸入者」という。）は、その承認に係る第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該承認をした税関長に届け出なければならない。
- 第四条の六から第四条の十まで 削除
- （担保の提供命令の手続）
- 第四条の十一 法第七条の八第一項（担保の提供）の規定による命令は、提供すべき担保の金額及び当該担保を提供すべき期間を記載した書面でしなければならない。
- 帳簿の記載事項等
- 第四条の十二 特例輸入者は、特例輸入関税関係帳簿（法第七条の九第一項（特例輸入者に係る帳簿の備付け等）に規定する特例輸入関税関係帳簿をいう。第三項及び第四項において同じ。）を備え付けて、これに特例申告貨物で輸入の許可を受けたもの（以下この条及び第八十三条第三項において「許可済特例申告貨物」という。）について当該許可済特例申告貨物の品名、数量及び価格、仕出入人の氏名又は名称並びに当該許可の年月日及びその許可書の番号を記載しなければならない。
- 法第七条の九第一項に規定する政令で定める書類（以下「特例輸入関税関係書類」という。）は、次に掲げるものとする。
- 一 許可済特例申告貨物に係る契約書、仕入書、運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者又は売渡人の作成した仕出入との間の取引についての書類その他許可済特例申告貨物の課税標準を明らかにする書類
- 二 前号に掲げるもののほか、許可済特例申告貨物の成分分析表その他許可済特例申告貨物の所屬区分を明らかにする書類
- 三 第五十九条第二項に規定する書類（許可済特例申告貨物が同項に規定する保税製品である場合に限る。）
- 四 第六十一条第一項第一号に規定する原産地證明書（許可済特例申告貨物に係る関税についての特別の規定による便益（第六十条に規定する便益を含むものとし、同項第二号の便益を除く。）の適用がある場合に限る。）
- 五 第六十一条第一項第二号イ（1）に規定する締約国原产地證明書又は同号イ（2）に規定する締約国原產品申告書等（いずれも許可済特例申告貨物に係る同号の便益の適用がある場合に限る。）
- 六 第六十一条第一項第二号ハに規定する運送要件證明書（許可済特例申告貨物に係る同号の便益の適用がある場合に限る。）
- 七 第六十一条第一項第二号ニに規定する日英特惠輸入證明書（許可済特例申告貨物に係る同号の便益の適用がある場合に限る。）
- 八 第六十一条第一項第二号ヘに規定する締約国品目證明書（許可済特例申告貨物に係る同号の便益の適用がある場合に限る。）

九 許可済特例申告貨物（関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二十七条第一項第一号又は第二号（原産地の証明）に掲げる物品を除く。次号において同じ。）に係る同一項に規定する原産地證明書
十 許可済特例申告貨物に係る関税暫定措置法施行令第三十条第一項（特定の国から輸出された物品を原料又は材料とする特恵受益國原產品についての證明）（同条第三項において読み替えられて準用する場合を含む。）に規定する書類
十一 許可済特例申告貨物（関税暫定措置法施行令第二十七条第一項第一号に掲げる物品を除く。）に係る同令第三十一条第三項各号（特恵対象物品の本邦への運送）のいずれかに掲げる書類
3 3 特例輸入関税関係帳簿に記載すべき事項の全部又は一部が特例輸入関税関係書類又は輸入の許可書に記載されている場合は、当該全部又は一部の事項の特例輸入関税関係帳簿への記載を省略することができる。この場合において、当該輸入の許可書は、特例輸入関税関係書類とみなす。
4 4 特例輸入者は、特例輸入関税関係帳簿の記載事項と特例輸入関税関係書類との関係が輸入の許可書の番号その他の記載事項により明らかであるように整理し、特例輸入関税関係帳簿にあつてはその許可済特例申告貨物の輸入の許可の日の属する月の翌月末日の翌日（以下この項及び次項において「起算日」という。）から七年間、特例輸入関税関係書類にあつては起算日から五年間（前項の規定により特例輸入関税関係帳簿への記載を省略した場合には、七年間）、特例輸入者の本店若しくは主たる事務所若しくは当該許可済特例申告貨物の輸入取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地又は特例輸入者の住所地若しくは居所地に保存しなければならない。
5 5 起算日から五年を経過した日以後の期間における前項の規定による保存は、財務大臣の定める方法によることができる。
6 6 法その他の関税に関する法令の規定により特例輸入関税関係書類を税関長に提出した場合は、その提出以後、第三項及び第四項の規定は、適用しない。
7 7 （申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出手續）
8 8 第四条の十三 法第七条の十（申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を税関長に提出することにより行うものとする。
9 9 一 届出をする特例輸入者の住所又は居所及び氏名又は名称
10 10 二 法第七条の二第一項（申告の特例）の規定の適用を受ける必要がなくなった旨
11 11 三 法第七条の二第一項の承認を受けた年月日
12 12 四 その他参考となるべき事項
13 13 （承認の取消しの手続）
14 14 第四条の十四 税関長は、法第七条の十二第一項（承認の取消し）の規定により法第七条の二第一項（申告の特例）の承認を取り消した場合には、その旨及びその理由を記載した書面によりその承認を受けていた者に通知しなければならない。
15 15 （技術的読替え等）
16 16 第四条の十五 法第七条の十三（許可の承継についての規定の準用）の規定において特例輸入者について法第四十八条の二第一項から第五項まで（許可の承継）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。
17 17 読み替える法の規定
18 18 読み替えられる字句
19 19 により当該許可
20 20 の当該許可
21 21 により第七条の二第一項（申告の特例）の承認
22 22 の当該承認
23 23 第七条の二第一項の承認
24 24 当該承認をした税関長
25 25 税関長
26 26 第四十八条の二第一項
27 27 第四十八条の二第一項
28 28 第四十八条の二第一項
29 29 第四十八条の二第一項
30 30 第四十八条の二第一項
31 31 第四十八条の二第一項
32 32 第四十八条の二第一項
33 33 第四十八条の二第一項
34 34 第四十八条の二第一項
35 35 第四十八条の二第一項
36 36 第四十八条の二第一項
37 37 第四十八条の二第一項
38 38 第四十八条の二第一項
39 39 第四十八条の二第一項
40 40 第四十八条の二第一項
41 41 第四十八条の二第一項
42 42 第四十八条の二第一項
43 43 第四十八条の二第一項
44 44 第四十八条の二第一項
45 45 第四十八条の二第一項
46 46 第四十八条の二第一項
47 47 第四十八条の二第一項
48 48 第四十八条の二第一項
49 49 第四十八条の二第一項
50 50 第四十八条の二第一項
51 51 第四十八条の二第一項
52 52 第四十八条の二第一項
53 53 第四十八条の二第一項
54 54 第四十八条の二第一項
55 55 第四十八条の二第一項
56 56 第四十八条の二第一項
57 57 第四十八条の二第一項
58 58 第四十八条の二第一項
59 59 第四十八条の二第一項
60 60 第四十八条の二第一項
61 61 第四十八条の二第一項
62 62 第四十八条の二第一項
63 63 第四十八条の二第一項
64 64 第四十八条の二第一項
65 65 第四十八条の二第一項
66 66 第四十八条の二第一項
67 67 第四十八条の二第一項
68 68 第四十八条の二第一項
69 69 第四十八条の二第一項
70 70 第四十八条の二第一項
71 71 第四十八条の二第一項
72 72 第四十八条の二第一項
73 73 第四十八条の二第一項
74 74 第四十八条の二第一項
75 75 第四十八条の二第一項
76 76 第四十八条の二第一項
77 77 第四十八条の二第一項
78 78 第四十八条の二第一項
79 79 第四十八条の二第一項
80 80 第四十八条の二第一項
81 81 第四十八条の二第一項
82 82 第四十八条の二第一項
83 83 第四十八条の二第一項
84 84 第四十八条の二第一項
85 85 第四十八条の二第一項
86 86 第四十八条の二第一項
87 87 第四十八条の二第一項
88 88 第四十八条の二第一項
89 89 第四十八条の二第一項
90 90 第四十八条の二第一項
91 91 第四十八条の二第一項
92 92 第四十八条の二第一項
93 93 第四十八条の二第一項
94 94 第四十八条の二第一項
95 95 第四十八条の二第一項
96 96 第四十八条の二第一項
97 97 第四十八条の二第一項
98 98 第四十八条の二第一項
99 99 第四十八条の二第一項
100 100 第四十八条の二第一項
101 101 第四十八条の二第一項
102 102 第四十八条の二第一項
103 103 第四十八条の二第一項
104 104 第四十八条の二第一項
105 105 第四十八条の二第一項
106 106 第四十八条の二第一項
107 107 第四十八条の二第一項
108 108 第四十八条の二第一項
109 109 第四十八条の二第一項
110 110 第四十八条の二第一項
111 111 第四十八条の二第一項
112 112 第四十八条の二第一項
113 113 第四十八条の二第一項
114 114 第四十八条の二第一項
115 115 第四十八条の二第一項
116 116 第四十八条の二第一項
117 117 第四十八条の二第一項
118 118 第四十八条の二第一項
119 119 第四十八条の二第一項
120 120 第四十八条の二第一項
121 121 第四十八条の二第一項
122 122 第四十八条の二第一項
123 123 第四十八条の二第一項
124 124 第四十八条の二第一項
125 125 第四十八条の二第一項
126 126 第四十八条の二第一項
127 127 第四十八条の二第一項
128 128 第四十八条の二第一項
129 129 第四十八条の二第一項
130 130 第四十八条の二第一項
131 131 第四十八条の二第一項
132 132 第四十八条の二第一項
133 133 第四十八条の二第一項
134 134 第四十八条の二第一項
135 135 第四十八条の二第一項
136 136 第四十八条の二第一項
137 137 第四十八条の二第一項
138 138 第四十八条の二第一項
139 139 第四十八条の二第一項
140 140 第四十八条の二第一項
141 141 第四十八条の二第一項
142 142 第四十八条の二第一項
143 143 第四十八条の二第一項
144 144 第四十八条の二第一項
145 145 第四十八条の二第一項
146 146 第四十八条の二第一項
147 147 第四十八条の二第一項
148 148 第四十八条の二第一項
149 149 第四十八条の二第一項
150 150 第四十八条の二第一項
151 151 第四十八条の二第一項
152 152 第四十八条の二第一項
153 153 第四十八条の二第一項
154 154 第四十八条の二第一項
155 155 第四十八条の二第一項
156 156 第四十八条の二第一項
157 157 第四十八条の二第一項
158 158 第四十八条の二第一項
159 159 第四十八条の二第一項
160 160 第四十八条の二第一項
161 161 第四十八条の二第一項
162 162 第四十八条の二第一項
163 163 第四十八条の二第一項
164 164 第四十八条の二第一項
165 165 第四十八条の二第一項
166 166 第四十八条の二第一項
167 167 第四十八条の二第一項
168 168 第四十八条の二第一項
169 169 第四十八条の二第一項
170 170 第四十八条の二第一項
171 171 第四十八条の二第一項
172 172 第四十八条の二第一項
173 173 第四十八条の二第一項
174 174 第四十八条の二第一項
175 175 第四十八条の二第一項
176 176 第四十八条の二第一項
177 177 第四十八条の二第一項
178 178 第四十八条の二第一項
179 179 第四十八条の二第一項
180 180 第四十八条の二第一項
181 181 第四十八条の二第一項
182 182 第四十八条の二第一項
183 183 第四十八条の二第一項
184 184 第四十八条の二第一項
185 185 第四十八条の二第一項
186 186 第四十八条の二第一項
187 187 第四十八条の二第一項
188 188 第四十八条の二第一項
189 189 第四十八条の二第一項
190 190 第四十八条の二第一項
191 191 第四十八条の二第一項
192 192 第四十八条の二第一項
193 193 第四十八条の二第一項
194 194 第四十八条の二第一項
195 195 第四十八条の二第一項
196 196 第四十八条の二第一項
197 197 第四十八条の二第一項
198 198 第四十八条の二第一項
199 199 第四十八条の二第一項
200 200 第四十八条の二第一項
201 201 第四十八条の二第一項
202 202 第四十八条の二第一項
203 203 第四十八条の二第一項
204 204 第四十八条の二第一項
205 205 第四十八条の二第一項
206 206 第四十八条の二第一項
207 207 第四十八条の二第一項
208 208 第四十八条の二第一項
209 209 第四十八条の二第一項
210 210 第四十八条の二第一項
211 211 第四十八条の二第一項
212 212 第四十八条の二第一項
213 213 第四十八条の二第一項
214 214 第四十八条の二第一項
215 215 第四十八条の二第一項
216 216 第四十八条の二第一項
217 217 第四十八条の二第一項
218 218 第四十八条の二第一項
219 219 第四十八条の二第一項
220 220 第四十八条の二第一項
221 221 第四十八条の二第一項
222 222 第四十八条の二第一項
223 223 第四十八条の二第一項
224 224 第四十八条の二第一項
225 225 第四十八条の二第一項
226 226 第四十八条の二第一項
227 227 第四十八条の二第一項
228 228 第四十八条の二第一項
229 229 第四十八条の二第一項
230 230 第四十八条の二第一項
231 231 第四十八条の二第一項
232 232 第四十八条の二第一項
233 233 第四十八条の二第一項
234 234 第四十八条の二第一項
235 235 第四十八条の二第一項
236 236 第四十八条の二第一項
237 237 第四十八条の二第一項
238 238 第四十八条の二第一項
239 239 第四十八条の二第一項
240 240 第四十八条の二第一項
241 241 第四十八条の二第一項
242 242 第四十八条の二第一項
243 243 第四十八条の二第一項
244 244 第四十八条の二第一項
245 245 第四十八条の二第一項
246 246 第四十八条の二第一項
247 247 第四十八条の二第一項
248 248 第四十八条の二第一項
249 249 第四十八条の二第一項
250 250 第四十八条の二第一項
251 251 第四十八条の二第一項
252 252 第四十八条の二第一項
253 253 第四十八条の二第一項
254 254 第四十八条の二第一項
255 255 第四十八条の二第一項
256 256 第四十八条の二第一項
257 257 第四十八条の二第一項
258 258 第四十八条の二第一項
259 259 第四十八条の二第一項
260 260 第四十八条の二第一項
261 261 第四十八条の二第一項
262 262 第四十八条の二第一項
263 263 第四十八条の二第一項
264 264 第四十八条の二第一項
265 265 第四十八条の二第一項
266 266 第四十八条の二第一項
267 267 第四十八条の二第一項
268 268 第四十八条の二第一項
269 269 第四十八条の二第一項
270 270 第四十八条の二第一項
271 271 第四十八条の二第一項
272 272 第四十八条の二第一項
273 273 第四十八条の二第一項
274 274 第四十八条の二第一項
275 275 第四十八条の二第一項
276 276 第四十八条の二第一項
277 277 第四十八条の二第一項
278 278 第四十八条の二第一項
279 279 第四十八条の二第一項
280 280 第四十八条の二第一項
281 281 第四十八条の二第一項
282 282 第四十八条の二第一項
283 283 第四十八条の二第一項
284 284 第四十八条の二第一項
285 285 第四十八条の二第一項
286 286 第四十八条の二第一項
287 287 第四十八条の二第一項
288 288 第四十八条の二第一項
289 289 第四十八条の二第一項
290 290 第四十八条の二第一項
291 291 第四十八条の二第一項
292 292 第四十八条の二第一項
293 293 第四十八条の二第一項
294 294 第四十八条の二第一項
295 295 第四十八条の二第一項
296 296 第四十八条の二第一項
297 297 第四十八条の二第一項
298 298 第四十八条の二第一項
299 299 第四十八条の二第一項
300 300 第四十八条の二第一項
301 301 第四十八条の二第一項
302 302 第四十八条の二第一項
303 303 第四十八条の二第一項
304 304 第四十八条の二第一項
305 305 第四十八条の二第一項
306 306 第四十八条の二第一項
307 307 第四十八条の二第一項
308 308 第四十八条の二第一項
309 309 第四十八条の二第一項
310 310 第四十八条の二第一項
311 311 第四十八条の二第一項
312 312 第四十八条の二第一項
313 313 第四十八条の二第一項
314 314 第四十八条の二第一項
315 315 第四十八条の二第一項
316 316 第四十八条の二第一項
317 317 第四十八条の二第一項
318 318 第四十八条の二第一項
319 319 第四十八条の二第一項
320 320 第四十八条の二第一項
321 321 第四十八条の二第一項
322 322 第四十八条の二第一項
323 323 第四十八条の二第一項
324 324 第四十八条の二第一項
325 325 第四十八条の二第一項
326 326 第四十八条の二第一項
327 327 第四十八条の二第一項
328 328 第四十八条の二第一項
329 329 第四十八条の二第一項
330 330 第四十八条の二第一項
331 331 第四十八条の二第一項
332 332 第四十八条の二第一項
333 333 第四十八条の二第一項
334 334 第四十八条の二第一項
335 335 第四十八条の二第一項
336 336 第四十八条の二第一項
337 337 第四十八条の二第一項
338 338 第四十八条の二第一項
339 339 第四十八条の二第一項
340 340 第四十八条の二第一項
341 341 第四十八条の二第一項
342 342 第四十八条の二第一項
343 343 第四十八条の二第一項
344 344 第四十八条の二第一項
345 345 第四十八条の二第一項
346 346 第四十八条の二第一項
347 347 第四十八条の二第一項
348 348 第四十八条の二第一項
349 349 第四十八条の二第一項
350 350 第四十八条の二第一項
351 351 第四十八条の二第一項
352 352 第四十八条の二第一項
353 353 第四十八条の二第一項
354 354 第四十八条の二第一項
355 355 第四十八条の二第一項
356 356 第四十八条の二第一項
357 357 第四十八条の二第一項
358 358 第四十八条の二第一項
359 359 第四十八条の二第一項
360 360 第四十八条の二第一項
361 361 第四十八条の二第一項
362 362 第四十八条の二第一項
363 363 第四十八条の二第一項
364 364 第四十八条の二第一項
365 365 第四十八条の二第一項
366 366 第四十八条の二第一項
367 367 第四十八条の二第一項
368 368 第四十八条の二第一項
369 369 第四十八条の二第一項
370 370 第四十八条の二第一項
371 371 第四十八条の二第一項
372 372 第四十八条の二第一項
373 373 第四十八条の二第一項
374 374 第四十八条の二第一項
375 375 第四十八条の二第一項
376 376 第四十八条の二第一項
377 377 第四十八条の二第一項
378 378 第四十八条の二第一項
379 379 第四十八条の二第一項
380 380 第四十八条の二第一項
381 381 第四十八条の二第一項
382 382 第四十八条の二第一項
383 383 第四十八条の二第一項
384 384 第四十八条の二第一項
385 385 第四十八条の二第一項
386 386 第四十八条の二第一項
387 387 第四十八条の二第一項
388 388 第四十八条の二第一項
389 389 第四十八条の二第一

項 第四十八條の二第五 第四十八条の二第五	項 第四十八條の二第四 第四十八条の二第四	項 第四十三條各号 第四十九条各号	項 第四十九條各号 第四十九条各号
第三十一条の二第一項又は第二項の見定とは、去第二条の十三から、て適用する去第四十八条の二第一項又は第二項の見定とは、去第二条の十三から、て適用する	税関長 第七条の二第一項の承認をした税関長	当該保税蔵置場 第七条の十一第一項第一号又は第三号（承認の要件）	当該特例輸入者の特例申告貨物の輸入 第七条の五各号（承認の要件）
当該許可 第七条の二第一項の承認	三号（許可の失効） 失効	第七条の二第一項第一号又は第三号（承認の要件）	第七条の五各号（承認の要件）

第三十九条の二第一項又は第二項の規定は、法第七条の十三において準用する法第四十八条の二第二項又は第四項の規定による承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第三十九条の二第一項中「保税蔵置場の許可」とあるのは「法第七条の二第一項（申告の特例）の承認」と、同項第一号中「の氏名並びに当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「である特例輸入者の氏名及び住所又は居所」と、同項第二項中「保税蔵置場の許可」とあるのは「法第七条の二第一項の承認」と、同項第一号中「当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「合併若しくは分割をしようとする特例輸入者又は特例申告貨物の輸入の業務を譲り渡そうとする特例輸入者の名称又は氏名及び住所」と、同項第二号中「合併若しくは分割をしようとする法人又は当該保税蔵置場の業務を譲り渡そうとする者の名称又は氏名及び住所並びに合併後存続する法人」とあるのは「合併後存続する法人」と、「により当該保税蔵置場」とあるのは「により前号の特例輸入者の特例申告貨物の輸入」と、同項第三号中「当該保税蔵置場」とあるのは「第一号の特例輸入者の特例申告貨物の輸入」と読み替えるものとする。

第四条の十六 法第七条の十四第一項（修正申告）の修正申告をしようとする者は、次項の規定による場合を除き、次に掲げる事項を記載した修正申告書を当該修正申告に係る貨物についての法第七条第一項（申告）の申告をした税関長（法第七条の十六第二項（更正及び決定）の規定による決定に係る貨物についての修正申告をしようとする場合にあつては、当該決定をした税関長）に提出しなければならない。この場合において、当該修正申告に係る輸入申告書に添付し、若しくはその輸入申告の際に提出すべきものとされている書類又は特例申告の際に提出すべきものとされている書類若しくは特例輸入閾税関係書類に記載した事項のうちに当該修正申告に係る事項があるときは、当該事項を記載した書類を添付しなければならない。

一 当該修正申告に係る貨物の輸入申告の年月日及び輸入申告書の番号（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号）並びに当該貨物の記号、番号及び品名

二 当該修正申告前の当該貨物の所属区分、課税標準、税率及び税額

三 当該修正申告後の当該貨物の所属区分、課税標準、税率及び税額

五
前各号に掲げるもののほか、輸入申告書（特例申告貨物にあつては、特例申告書）に記載すべきものとされている事項のうち修正すべき事項その他参考となるべき事項

法第七条の十四第二項の規定により、同条第一項第一号に規定する納税申告に係る書面に記載した課税標準及び税額を補正することにより修正申告をしようとする者は、税関長にその旨を申し出て当該納税申告に係る書面の交付を受け、当該書面に記載した課税標準及び税額その他関係事項の補正をして、これを税関長に提出しなければならない。

第四条の十七 法第七条の十五第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をしようとする者

四第一項第一号（修正申告）に規定する納税申告をした税関長に提出しなければならない。
一 当該更正の請求に係る貨物の輸入申告の年月日及び輸入申告書の番号（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号）並びに当該貨物の記号、番号及び品名

二 当該更正の請求前の当該貨物の所属区分、課税標準、税率及び税額
三 当該更正の請求に係る更正後の当該貨物の所属区分、課税標準、税率及び税額
四 当該更正の請求をする理由
五 前各号に掲げるもののほか、輸入申告書（特例申告貨物にあつては、特例申告書）に記載すべきものとされている事項のうち修正すべき事項その他参考となるべき事項
六 前項の場合において、当該更正の請求をする理由の基礎となる事實を証明する書類があるときは、これを同項の更正請求書に添付するとともに、当該更正の請求に係る輸入申告書に添付し、若しくはその輸入申告の際に提出すべきものとされている書類又は特例申告の際に提出すべきものとされている書類若しくは特例輸入関税關係書類に記載した事項のうちに当該更正の請求に係る事項があるときは、当該事項を記載した書類を添付しなければならない。

- 一 当該加算税に係る再決定に係る加算税の納付の起因となつた関税に係る貨物の品名（当該貨物につき輸入申告書が提出されている場合には、その番号及び品名）
- 二 当該加算税に係る再決定前の加算税の計算の基礎となる税額及び当該加算税の額
- 三 当該加算税に係る再決定後の加算税の計算の基礎となる税額及び当該加算税の額
- 四 当該加算税に係る再決定前の加算税の額が当該再決定により増加し、又は減少するときは、その増加し、又は減少する額
- 五 その他参考となるべき事項
- 6 法第八条第四項ただし書に規定する政令で定める場合は、定率法第十七条第一項第十号（再輸出免税）の規定により関税の免除を受けた物品につき同条第四項の規定に該当する事実が生じたことにより、当該免除を受けた関税を税関職員に即納させる場合その他特別の必要に基づき関税を税関職員に即納させる場合とする。
- 7 法第八条第四項ただし書の規定により税関職員が口頭で決定の通知をする場合には、他の税関職員の立会いを受けなければならない。
- （納期限の延長の申請書の記載事項）
- 第六条の二 法第九条の二第一項（納期限の延長）に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 1 申請者の住所又は居所及び氏名又は名称
 - 2 納期限（法第九条の二第一項に規定する納期限をいう。以下この項及び次項において同じ。）の延長を受けようとする貨物に係る輸入申告の年月日及び輸入申告書の番号
 - 3 納期限の延長を受けようとする期間の末日
 - 4 納期限の延長を受けようとする期間の延長を受けるべき事項
 - 5 法第九条の二第二項に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 1 申請者の住所又は居所及び氏名又は名称
 - 2 納期限の延長を受けようとする特定月（法第九条の二第二項に規定する特定月をいう。）
 - 3 納期限の延長を受けようとする期間の末日
 - 4 納期限の延長を受けようとする関税額の合計額
 - 5 その他参考となるべき事項
- 3 法第九条の二第三項前段又は第四項に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 1 申請者の住所又は居所及び氏名又は名称
 - 2 法第九条第二項第一号（申告納税方式による関税等の納付）に掲げる税額に相当する関税を納付すべき期限の延長を受けようとする貨物に係る特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号
 - 3 前号の関税を納付すべき期限の延長を受けようとする期間の末日
 - 4 第二号の関税を納付すべき期限の延長を受けようとする関税額
 - 5 その他参考となるべき事項
- （担保の提供命令の手続）
- 第七条 法第九条の二第三項後段（納期限の延長）の規定による命令は、提供すべき担保の金額を区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。
- 第七条 法第九条の三第二項（納税の告知）の納税告知書に記載すべき納期限は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。
- 一 法第六条の二第一項第一号イ又はホ（賦課課税方式）に掲げる関税につき課税標準の申告があつた場合（法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定による税関長の承認があつた場合を除く。）において、当該申告に係る貨物の輸入の許可前に納税の告知をするとき。当該貨物の輸入の日

- 二 法第六条の二第一項第二号ニに掲げる関税のうち法第九条の三第一項第二号（公売代金等をもつて充てる関税）に掲げるもの以外のものにつき納税の告知をする場合 その納税告知書の送達に要すると見込まれる期間を経過した日
- 三 前二号に掲げる場合以外の場合において、関税につき納税の告知をするとき。 その納税告知書を発する日の翌日から起算して一月を経過する日
- 4 第六条第六項の規定は、法第九条の三第二項ただし書の規定により税関職員が口頭で納税の告知をする場合について準用する。
- 第五条 法第九条の六第一項（納付受託者）に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。
- 1 紳付受託者（法第九条の六第一項に規定する納付受託者をいう。次条及び第九条の三第二号において同じ。）として納付事務（同項に規定する納付事務をいう。次号において同じ。）を行なうことが関税の徴収の確保及び納税者の便益の増進に寄与すると認められること。
 - 2 紳付事務を適正かつ確実に遂行するに足りる経済的及び技術的な基礎を有するものとして財務省令で定める基準を満たしていること。
- （納付受託者の納付に係る納付期日）
- 第七条の四 法第九条の七第一項（納付受託者の納付）に規定する政令で定める日は、納付受託者が法第九条の五第一項（納付受託者に対する納付の委託）の規定により関税を納付しようとする者の委託を受けた日の翌日から起算して十一取引日（国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第七条第二項（口座振替納付に係る納付期日）に規定する取引日をいう。以下この条及び第六十八条の二において同じ。）を経過した最初の取引日（災害その他やむを得ない理由によりその日までに納付することができないと財務大臣が認める場合には、その承認する日）とす。
- （担保として提供した国債等の価額）
- 第八条 法第九条の十一第一項（担保）において準用する国税通則法第五十条各号（担保の種類）に掲げる担保のうち、国債及び地方債の価額は債権金額により、同条第一号から第五号までに掲げるものの価額は税関長が定めるところによる。
- （担保の提供の手続）
- 第八条の二 法第九条の十一第一項（担保）において準用する国税通則法第五十条第一号、第二号又は第七号（担保の種類）に掲げる担保のうち振替株式等（社債、株式等の振替に関する法律（平成十二年法律第七十五号）第二条第一項第十二号から第二十一号まで（定義）に掲げる社債等で同条第二項に規定する振替機関が取り扱うものをいう。次項において同じ。）以外のもの（社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項（振替債の供託）に規定する振替債にあっては、財務省令で定めるもの）を提供しようとする者は、これを供託して、その供託書の原本その他の財務省令で定める書類を税関長に提出しなければならない。ただし、登録国債については、その登録を受け、登録済通知書その他の財務省令で定める書類を税関長に提出しなければならない。
- 法第九条の十一第一項において準用する国税通則法第五十条第二号に掲げる担保のうち振替株式等（以下この項において「担保振替株式等」という。）を提供しようとする者は、担保振替株式等の種類に応じ、当該担保振替株式等に係る振替口座簿の税関長の口座の質権欄に増加又は増額の記載又は記録をするために振替の申請をして、担保振替株式等の提供に関し必要となる書類として財務省令で定める書類を税関長に提出しなければならない。
- 法第九条の十一第一項において準用する国税通則法第五十条第三号から第五号までに掲げる担保（以下この項において「担保不動産等」という。）を提供しようとする者は、担保不動産等の提供に関し必要となる書類として財務省令で定める書類を税関長に提出しなければならない。この場合において、その提出を受けた税関長は、抵当権の設定の登記又は登録を関係機関に嘱託しなければならない。

4 法第九条の十一第一項において準用する国税通則法第五十条第六号に掲げる担保を提供しようとする者は、保証人の保証を証する書面その他の財務省令で定める書類を税関長に提出しなければならない。
 (増担保又は保証人の変更等)
 第八条の三 税関長は、関税の担保物の価額が減少したとき、又は保証人の資力が納税を担保するのに不充分となつたと認めるときは、その担保を提供した者に対し、期限を定めて、増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更を命ずることができる。

2 関税の担保を提供した者は、その提供した国債、地方債、社債その他の債券が償還を受けることとなつたときは、直ちにこれらに代る担保を提供しなければならない。

3 関税の担保を提供した者は、税関長の承認を受けた場合に限り、担保物又は保証人を変更することができる。
 (担保の解除)

第八条の四 税関長は、次に掲げる場合においては、直ちに担保を解除する手続をしなければならない。

一 法第七条の八第一項(担保の提供)の規定により担保を提供した場合において、関税等(同項に規定する関税等をいう。以下この号において同じ。)が納付されたとき、若しくは関税等を納付する必要がなくなつたとき、又は関税等の納付すべき期限が延長されたとき(法第二条の三(災害等による期限の延長)又は国税通則法第十一条(災害等による期限の延長)の規定により当該期限が延長されたときを除く。)。

二 法第九条の二第一項から第四項まで(納期限の延長)の規定により担保を提供した場合において、関税が納付されたとき、又は関税を納付する必要がなくなつたとき。

三 法第六十一条第二項(保税工場における保税作業)(法第六十二条の十五(保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用)において準用する場合を含む。)の規定により担保を提供した場合において、法第六十一条第一項の規定により許可を受けた貨物がその指定された期間内に積戻しされ、輸入(法第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定による引取りを含む。)され、若しくは保税地域に入れられたとき、法第六十一条第五項(法第六十二条の十五において準用する場合を含む。)の規定により関税が徴収されたとき、又は法第六十一条の四(保税蔵置場についての規定の準用)及び第六十二条の十五において準用する法第四十五条第一項本文(許可を受けた者の関税の納付義務等)若しくは法第六十二条の十三(貨物の管理者の連帶納税義務)の規定により関税が徴収されたとき、若しくは法第六十一条の四及び第六十二条の十五において準用する法第四十五条第一項ただし書の規定により関税が徴収されないこととなつたとき。

四 法第六十二条の四第二項(販売用貨物等の蔵置場所の制限等)(法第六十二条の十五において準用する場合を含む。)の規定により担保を提供した場合において、関税が納付され、若しくは徴収されたとき、又は関税を納付する必要がなくなつたとき、若しくは関税が徴収されないこととなつたとき。

五 法第六十三条第二項(保税運送)の規定により担保を提供した場合において、同条第一項の規定により承認を受けた貨物がその指定された期間内に運送先に到着したとき、又は法第六十五条第一項本文(運送の期間による関税の徴収)の規定により関税が徴収されたとき、若しくは同項ただし書の規定により関税が徴収されないこととなつたとき。

六 法第七十三条第一項又は第七十七条第七項(郵便物の関税の納付等)の規定により担保を提供した場合において、関税が納付され、若しくは徴収されたとき、又は関税を納付する必要がなくなつたとき、若しくは関税が徴収されないこととなつたとき。

七 定率法第十八条(不当廉売関税)の規定により担保を提供した場合において、関税が徴収されたとき。

八 定率法第十三条第三項(輸出貨物の製造用原料品の減税又は免税)(定率法第十七条第二項(再輸出免税)及び第十九条第二項(輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等)において準用

する場合を含む。)若しくは第十八条第二項(再輸出減税)又は関税暫定措置法第九条の二第三項(経済連携協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用)の規定により担保を提供した場合において、これらの条に規定する関税の軽減若しくは免除若しくは関税の譲許の便益の適用の条件が成就したとき、又はこれらの条件が成就しなかつた場合においてこれらの条の規定により関税が徴収されたとき、若しくは関税が徴収されないこととなつたとき。

(金銭担保による納付の手続)

第九条 法第十二条第六項(延滞税)の規定による税関長の確認を受けようとする者は、同項の規定の適用に係る理由を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。
 2 税関長は、法第十二条第一項の未納に係る関税額について法第七条の十六第四項(更正及び決算の更正通知書又は法第八条第四項(賦課決定)の賦課決定通知書を発する場合において、当該未納に係る関税額につき法第十二条第六項に規定する事情があることをあらかじめ知っているときは、当該更正通知書又は賦課決定通知書にその旨を記載することにより同項の確認をするものとする。この場合においては、前項の申請書の提出は、必要としない。

(延滞税の免除の手続等)

第九条 法第十二条第八項第三号ハに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同号ハに規定する政令で定める期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。
 2 税関長は、法第十二条第一項の未納に係る関税額について法第七条の十六第四項(更正及び決算の更正通知書又は法第八条第四項(賦課決定)の賦課決定通知書を発する場合において、当該未納に係る関税額につき法第十二条第六項に規定する事情があることをあらかじめ知っているときは、当該更正通知書又は賦課決定通知書にその旨を記載することにより同項の確認をするものとする。この場合においては、前項の申請書の提出は、必要としない。

3 法第十二条第八項第三号ハに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同号ハに規定する政令で定める期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 差し押さえた不動産(国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)第八十九条の二第一項(参加差押えをした税務署長による換価)に規定する換価執行決定(以下この号において「換価執行決定」という。)がされたものに限る。)の売却代金につき交付を受けた金銭を当該差押えに係る関税に充てた場合(当該換価執行決定をした同法第二条第十三号(定義)に規定する行政機関等が滞納処分(その例による処分を含む。)において当該売却金を受領した日の翌日からその充てた日までの期間

二 火薬類の爆発、交通事故その他の人為による異常な災害又は事故により、納付すべき税額の全部若しくは一部につき申告をすることができます、又は関税を納付することができない場合(その災害又は事故が生じたことにつき納税義務者の責めに帰すべき事由がある場合を除く。)その災害又は事故が生じた日からこれらが消滅した日以後七日を経過した日までの期間

4 法第十二条第十一項に規定する政令で定める更正は、納付すべき税額があるものとする更正とする。

5 法第十二条第十一項に規定する法第七条第一項(申告)の規定による申告又は期限後特例申告書に係る税額に達するまでの部分として政令で定める関税は、次の各号に掲げる税額のうちいずれか少ない税額に相当する関税とする。

6 法第十二条第十一項に規定する修正申告又は増額更正(次号及び次項第二号において「修正申告等」という。)により納付すべき税額

二 法第十二条第十一項に規定する法第七条第一項の規定による申告又は期限後特例申告書の提出により納付すべき税額から修正申告等前の税額を控除した税額

一 法第十二条第十一項に規定する修正申告又は増額更正(次号及び次項第二号において「修正申告等」という。)により納付すべき税額

二 法第十二条第十一項に規定する法第七条第一項の規定による申告又は期限後特例申告書の提出により納付すべき税額

二 法第十二条第十一項に規定する減額更正が更正の請求に基づく更正である場合において、当該減額更正に係る更正通知書が発せられた日の翌日から起算して一年を経過する日までに修正申告等があつたときの当該修正申告等により納付すべき関税（前号に掲げる関税を除く）（過少申告加算税等を課さない部分の税額の計算等）

第九条の二 法第十二条の二第三項（過少申告加算税）に規定する電磁的記録等に記録された事項に係るもの以外の事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち当該電磁的記録等に記録された事項に係るもの以外の事実のみに基づいて修正申告又は更正があつたものとした場合における当該修正申告又は更正に基づき法第九条第一項又は第二項（申告納税方式による関税等の納付）の規定により納付すべき税額とする。

2 法第十二条の二第四項（法第十二条の三第五項（無申告加算税）において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額（法第十二条の三第五項において準用する場合にあつては、第一号に定める税額）とする。

一 法第十二条の二第四項第一号に掲げる場合に該当する場合（第三号に掲げる場合を除く。）同項第一号に規定する正当な理由があると認められる事実のみに基づいて修正申告又は更正があつたものとの場合における当該修正申告又は更正に基づき法第九条第一項又は第二項の規定により納付すべき税額

二 法第十二条の二第四項第二号に掲げる場合に該当する場合（次号に掲げる場合を除く。）次に掲げる税額のうちいすれか少ない税額

イ 法第十二条の二第一項に規定する修正申告又は更正により納付すべき税額

ロ 法第七条第一項（申告）の申告により納付すべき税額から法第十二条の二第一項に規定する修正申告又は更正前の税額を控除した税額

三 法第十二条の二第四項各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合 前二号に定める税額のうちいすれか多い税額

3 法第十二条の二第五項に規定する政令で定める事項は、法第一百五条の二（輸入者に対する調査の事前通知等）において読み替えて適用する国税通則法（以下この項において「準用国税通則法」という。）第七十四条の九第一項（納税義務者に対する調査の事前通知等）に規定する実地の調査において質問検査等（同項に規定する質問検査等をいう。）を行わせる旨（準用国税通則法第七十四条の十（事前通知を要しない場合））の規定に該当する場合には、同項第一号に規定する調査を行う旨）とする。

4 法第十二条の三第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該納税義務者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第一項各号に規定する申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその申告、決定又は更正に基づき法第九条第二項の規定により納付すべき税額とする。

（期限内特例申告書を提出する意思があつたと認められる場合）

第九条の三 法第十二条の三第七項（無申告加算税）に規定する期限内特例申告書を提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第十二条の三第七項に規定する期限後特例申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、同条第一項第一号に該当することにより無申告加算税又は重加算税を課されたことがない場合であつて、同条第七項の規定の適用を受けないとき。

二 前号に規定する期限後特例申告書に係る納付すべき税額の全額が法第十二条第九項第一号（延滞税）に定める提出期限（当該期限後特例申告書に係る納付について、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第四条第一項（口座振替納付に係る納付書の送付等）に規定する依頼を税関長が受けている場合には、当該期限後特例申告書を提出した日までに納付されていた場合又は当該税額の全額について当該提出期限までに法第九条の五第一項（納付受託者に対する納付の委託）の規定により納付受託者が委託を受けていた場合

（加重された過少申告加算税等が課される場合における重加算税に代えられるべき過少申告加算税等）

第九条の四 法第十二条の四第一項、第三項又は第四項（同条第一項の重加算税に係る部分に限る。）（重加算税）の規定により過少申告加算税に代えて重加算税を課する場合において、当該過少申告加算税について法第十二条の二第二項（過少申告加算税）の規定により計算すべき金額があるときは、当該重加算税の額の計算の基礎となるべき税額に相当する金額を当該過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算税以外の部分の過少申告加算税に代え、重加算税を課するものとする。

2 法第十二条の四第二項から第四項まで（同条第二項の重加算税に係る部分に限る。）の規定により無申告加算税に代えて重加算税を課する場合において、当該無申告加算税について法第十二条の三第二項又は第三項（無申告加算税）（これらの規定が同条第四項の規定により適用される場合を含む。）の規定により計算すべき税額があるときは、当該重加算税の額の計算の基礎となるべき税額に相当する金額を当該無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額から控除して計算するものとした場合における無申告加算税以外の部分の無申告加算税に代え、重加算税を課するものとする。

第九条の五 法第十二条の四第一項（重加算税）（同条第三項又は第四項の規定により適用される場合を含む。）に規定する隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち当該事実のみに基づいて修正申告又は更正があつたものとした場合における当該修正申告又は更正に基づき法第九条第一項又は第二項（申告納税方式による関税等の納付）の規定により納付すべき税額とする。

2 法第十二条の四第二項（同条第三項又は第四項の規定により適用される場合を含む。）に規定する隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち当該事実のみに基づいて法第十二条の三第一項各号（無申告加算税）のいづれかに該当することとなつたものとした場合における同項各号に規定する申告、決定又は更正に基づき法第九条第二項の規定により納付すべき税額とする。

3 法第十二条の四第三項（同条第四項の規定により適用される場合を含む。）に規定する電磁的記録に記録された事項に係るもの以外の事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、過少申告加算税又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち当該電磁的記録に記録された事項に係るもの以外の事実のみに基づいて期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定があつたものとした場合におけるその期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定に基づき法第九条第一項又は第二項の規定により納付すべき税額とする。（閏税が過誤納となつた日）

第九条の六 法第十三条第二項第三号（還付及び充当）に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる過誤納金の区分に応じ、当該各号に定める日（その日が当該過誤納金に係る閏税（滞納処分費を含む。以下この条において同じ。）の法定納期限（法第十二条第九項（延滞税）に規定する法定納期限）をいう。以下この条において同じ。）前である場合には、当該法定納期限とする。

一 法第七条第一項（申告）の申告又は法第七条の十四第一項（修正申告）の修正申告により納付すべき税額が確定した閏税（当該閏税に係る延滞税を含む。）に係る過納金でその納付すべき税額を減少させる更正（法第七条の十五第一項（更正の請求）の規定による更正の請求に基づく更正を除く。）により生じたもの その更正があつた日

二 法第十三条第二項第三号に掲げる過誤納金のうち、前号に掲げる過納金以外のもの その納付があつた日

(過誤納金の充当の手続)

[第十条 法第十三条第七項(過誤納金の充当)の規定による充当は、次の各号に掲げる場合において行うものとし、それぞれ当該各号に掲げる時においてその効力を生ずる。

一 充当しようとする関税が当該関税に係る貨物の輸入の許可がされる前に確定したもの(法第十七条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定により税関長の承認を受けて引き取られた貨物に係るものを除く。次号において同じ。)である場合において、過誤納金の還付を受けるべき者からその還付を受けるべき金額をもつて当該関税に充てようとする旨の書面が提出されたとき。その提出された時

二 充當しようとする関税が当該関税に係る輸入の許可がされる前に確定したもの以外のものである場合(法第十三条の二(過大な払し等に係る関税額の徴収)の規定により徴収するものである場合を含む。)において、税関長が必要と認めたとき。当該関税に係る更正通知書、決定通知書、法第七条の十七(輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知)の書類又は納税告知書が発せられた時その他当該関税が確定した時と過誤納が生じた時とのいずれか遅い時

3 税関長は、前項の規定による充當をしたときは、その旨を過誤納金の還付を受けるべきであつた者に通知しなければならない。

2 税関長は、前項の規定による充當をしたときは、その旨を過誤納金の還付を受けるべきであつた者に通知しなければならない。

(払戻し等に係る法律の規定)

[第十一條 法第十三条の二(過大な払いもどし等に係る関税額の徴収)に規定する政令で定める法律の規定は、定率法第十九条第一項(輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等)、第十九条の二第二項(課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税等)、第十九条の三第一項(輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等)並びに第二十条第一項及び第二項(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等)の規定とする。

第二章 船舶及び航空機

(外国貿易船の入港手続)

[第十二条 法第十五条第一項及び第四項(入港手続)に規定する政令で定める場合は、異常な気象若しくは海象又は船舶の重大な損傷による急迫した危難のためあらかじめ報告することが困難な場合その他財務省令で定めるやむを得ない事由がある場合とする。

2 法第十五条第一項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。ただし、直前の出発港とその外国貿易船が入港しようとする開港との距離その他の事情を勘案して、これらの時までに当該報告を行うことが困難なものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行わなければならない。

一 積荷に関する事項 その開港に入港する二十四時間前

二 旅客又は乗組員に関する事項 その開港に入港する二時間前

3 法第十五条第一項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、これらの事項のうち財務省令で定める事項の報告を省略することができる。

一 積荷に関する事項 積荷に係る貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量、荷送人、

二 旅客又は乗組員に関する事項 乗船している旅客の氏名、国籍、生年月日、旅券の番号、出発地及び最終目的地

三 乗組員に関する事項 乗船している乗組員の氏名、国籍、生年月日、乗員手帳の番号及び職名

四 荷受人及び船荷証券又は複合運送証券の番号並びに当該貨物がコンテナに詰められている場合にあつては当該コンテナの番号及び当該貨物を積んでいる外国貿易船が当該貨物の船積港を出港した日時

五 旅客又は乗組員に関する事項 乗船している旅客の氏名、国籍、生年月日、旅券の番号、出発地及び最終目的地

六 法第十五条第三項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

1 入港届 船舶の名称、国籍、純トン数、旅客及び乗組員の数、仕出港並びに入港の日時

二 船用品目録 船舶の名称及び国籍並びに船用品の品名及び数量

3 第十一条 法第百五条第一項第一号に規定する事項その他の税關において必要と認める事項についての法第百五条第一項第一号(税關職員の権限)の規定による質問に対する陳述書を税關職員に提出したときは、前項第一号に掲げる書類の提出を要しない。

4 法第十一条第七項及び第八項に規定する政令で定める特別の事情は、暴風、豪雨、洪水、地震、津波、噴火その他の自然現象の異変による災害及び火薬類の爆発その他の人為による異常な災害により報告することが困難であると認められる事情とする。

5 法第十一条第七項及び第八項の規定による外国貿易船の積荷に関する事項の報告は、当該積荷の船積港を当該外国貿易船が出港する二十四時間前までに行わなければならない。ただし、当該船積港とその外国貿易船が入港しようとする最初の開港との距離その他の事情を勘案して、その時までに当該報告を行うことが困難なものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。

6 法第十一条第七項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合に該当する積荷については、これらの事項の報告を省略することができる。

7 法第十一条第七項及び第八項の規定による外国貿易船の積荷に関する事項の報告は、当該積荷の船積港を当該外国貿易船が出港する二十四時間前までに行わなければならない。ただし、当該船積港とその外国貿易船が入港しようとする最初の開港との距離その他の事情を勘案して、その時までに当該報告を行うことが困難なものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。

一 法第十一条第七項に規定する積荷(以下この項において単に「積荷」という。)の仕出地及び仕向地

二 積荷の記号、番号、品名及び数量

三 積荷の荷送人及び荷受人の住所又は居所、氏名又は名称及び電話番号

4 四 積荷について法第十一条第七項に規定する運航者等及び同条第八項に規定する荷送人が交付する船荷証券又は複合運送証券の番号

五 積荷が詰められているコンテナーの種類及び番号

六 その他財務省令で定める事項

9 法第十一条第八項に規定する政令で定める者は、同項に規定する積荷について、同条第七項に規定する運航者等の行う運送を利用してする貨物の運送を業として行う者であつて、当該運航者等と当該積荷の運送契約を締結するものとする。

10 法第十一条第八項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。この場合においては、第八項ただし書の規定を準用する。

1 法第十一条第八項に規定する積荷(以下この項において単に「積荷」という。)の仕出地及び仕向地

二 積荷の記号、番号、品名及び数量

三 積荷の荷送人及び荷受人の住所又は居所、氏名又は名称及び電話番号

4 四 積荷について法第十一条第七項に規定する運航者等及び同条第八項に規定する荷送人が交付する船荷証券又は複合運送証券の番号

五 積荷が詰められているコンテナーの種類及び番号

六 その他財務省令で定める事項

(外国貿易機の入港手続)

13 第十一条 法第十一条第九項(入港手続)に規定する政令で定める場合は、異常な気象又は航空機の重大な損傷による急迫した危難のためあらかじめ報告することが困難な場合その他の財務省令で定めるやむを得ない事由がある場合とする。

2 法第十一条第九項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。ただし、直前の出発空港とその外国貿易機が入港しようとする税關との距離その他の事情を勘案して、これらの時までに当該報告を行うことが困難なものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。

1 積荷に関する事項 その税關に入港する三時間前

2 旅客又は乗組員に関する事項 直前の出発空港を出港した時から三十分を経過する時

法第十五条第九項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、これらの事項のうち財務省令で定める事項の報告を省略することができる。

- 一 積荷に関する事項 積んでいる貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量、荷送人及び荷受人の住所又は居所及び氏名又は名称並びに航空貨物輸送証の番号（当該貨物について運航者等（外国貿易機の運航者その他外國貿易機の運航を自ら行うものとして財務省令で定める者をいう。以下この号において同じ。）が交付する航空貨物輸送証の番号をいい、当該貨物について運航者等の行う運送を利用する貨物の運送を業として行う者であつて当該運航者等と当該貨物の運送契約を締結するものが交付する航空貨物輸送証がある場合には、当該航空貨物輸送証の番号を含む。）その他財務省令で定める事項
- 二 旅客に関する事項 搭乗している旅客の氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、出発地及び最終目的地
- 三 乗組員に関する事項 搭乗している乗組員の氏名、国籍、生年月日、性別及び旅券の番号
- 四 法第十五条第十二項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項（これらの事項が変更されたものであるときは、変更される前の内容を含む。）とする。
- 五 法第十五条第十二項に規定する予約者をいう。以下同じ。）に関する事項 氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、発行年月日及び有効期間満了の日、出発地並びに最終目的地その他の財務省令で定める事項
- 六 予約者に係る予約の内容に関する事項 予約が行われた年月日、当該予約に係る航空券の番号、発行場所及び支払方法、座席の位置を示す番号（以下「座席番号」という。）、航空機の旅客運賃の等級、当該予約者の旅行の日程、当該予約に係る他の予約者の氏名、当該予約に係る旅行業者（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項（変更登録等）に規定する旅行業者をいう。以下同じ。）があるときはその名称並びに当該予約者の国内における居所及び連絡先その他財務省令で定める事項
- 七 予約者が携帯品に関する事項 予約者が搭乗する外國貿易機に積み込むものとして航空運送事業者（法第十五条第十二項に規定する航空運送事業者をいう。以下同じ。）が受託した携帶品の個数及び重量その他の財務省令で定める事項
- 八 法第十五条第十二項の規定による税関長の求めがあつた時から六十分を経過する時
- 九 前項第三号及び第四号に定める事項 法第十五条第十二項の規定による税関長の求めがあつた時から三十分を経過する時
- 十 積荷に関する事項の報告の求め

第十三条の二 法第十五条の二第一項（積荷に関する事項の報告）の規定により報告を求めることができる事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第十五条第一項又は第七項から第九項まで（入港手続）の規定による報告に係る積荷（以下の項において単に「積荷」という。）の仕出地及び仕向地（積荷の記号、番号、品名及び数量）
- 二 法第十五条の二第一項に規定する政令で定める者は、法第十五条第一項又は第七項から第九項までの規定による報告に係る積荷の荷受人とする。

第十三条の三 法第十五条の三第一項（特殊船舶等の入港手続）に規定する政令で定める船舶及び航空機は、外國の軍艦及び軍用機、海上における保安取締り及び海難救助に從事する公用船及び公用機並びに自衛隊の船舶及び航空機とする。（特殊船舶等の入港手続）

- 一 法第十五条の三第一項（特殊船舶等の入港手続）に規定する政令で定める場合は、異常な気象若しくは海象又は船舶若しくは航空機の重大な損傷による急迫した危難のためあらかじめ報告することが困難な場合その他財務省令で定めるやむを得ない事由がある場合とする。
- 二 法第十五条の三第一項の規定による報告（船舶に係るものに限る。）は、入港の一時間前までに行わなければならない。ただし、直前の出発港とその船舶が入港しようとする開港との距離その他的事情を勘案して、その時までに当該報告を行うことが困難なものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。
- 三 法第十五条の三第一項の規定による報告（航空機に係るものに限る。）は、直前の出発空港を出港した時から三十分を経過する時までに行わなければならない。ただし、航空運送事業者の別に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、これら的事情のうち財務省令で定める事項の報告を省略することができる。
- 四 法第十五条の三第一項に規定する政令で定める事項（船舶に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、これからの事項のうち財務省令で定める事項の報告を省略することができる。
- 五 法第十五条の三第一項に規定する政令で定める事項（航空機に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。
- 六 法第十五条の三第三項に規定する政令で定める事項（船舶に係るものに限る。）は、船舶の名稱、国籍、純トン数、旅客及び乗組員の数、仕出港並びに入港の日時とする。この場合においては、第四項ただし書の規定を準用する。
- 七 法第十五条の三第三項に規定する政令で定める事項（航空機に係るものに限る。）は、航空機の登録記号、国籍、旅客及び乗組員の数、仕出港並びに入港の日時とする。この場合においては、第四項ただし書の規定を準用する。
- 八 法第十五条の三第四項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項（これらの事項が変更されたものであるときは、変更される前の内容を含む。）とする。
- 九 予約者に関する事項 氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、発行年月日及び有効期間満了の日、出発地並びに最終目的地その他の財務省令で定める事項
- 十 予約者に係る予約の内容に関する事項 予約が行われた年月日、当該予約に係る航空券の番号、発行年月日、発行場所及び支払方法、座席番号、航空機の旅客運賃の等級、当該予約者の旅行の日程、当該予約に係る他の予約者の氏名、当該予約に係る旅行業者があるときはその名稱並びに当該予約者の国内における居所及び連絡先その他財務省令で定める事項

三 予約者の携帯品に関する事項 予約者が搭乗する特殊航空機（法第十五条の三第四項に規定する特殊航空機をいう。以下同じ。）に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品の個数及び重量その他財務省令で定める事項

四 予約者が特殊航空機に搭乗するための手続に関する事項 搭乗するための手続をした時刻その他の財務省令で定める事項

五 法第十五条の三第五項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。

一 前項第一号及び第二号に定める事項 法第十五条の三第四項の規定による税関長の求めがあつた時から六十分を経過する時

二 前項第三号及び第四号に定める事項 法第十五条の三第四項の規定による税関長の求めがあつた時から三十分を経過する時

（積荷について呈示しなければならない書類）

第十五条 法第十六条第二項（貨物の積卸についての書類の呈示）の規定により税関職員に呈示しなければならない書類は、左の各号に掲げるものとする。但し、第一号から第三号までの各号に掲げる書類を作成する商慣習がない貨物の積卸をするときは、当該各号に掲げる書類を除く。

一 外国貿易船に外国貨物を積み込んだ場合においては、船長又はこれに代る者の受領証

二 外国貿易船から外国貨物の船卸をした場合においては、船卸票又はこれに代る書類

三 外国貿易機に外国貨物を積み込む場合又は外国貿易機から外国貨物の取卸をした場合においては、航空貨物輸送証

四 その他税関長が貨物の積卸について必要と認めて指定した書類

税関長は、前項第四号の規定により貨物の積卸について税関職員に呈示しなければならない書類を指定したときは、その旨を公告しなければならない。

三 税関長は、積卸に係る外国貨物の確認に支障がないと認めるときは、第一項各号に掲げる書類の呈示を省略させることができる。

（積荷の船卸しの許可の申請）

第十五条の二 法第十六条第三項ただし書（貨物の積卸し）に規定する政令で定める報告は、同項ただし書に規定する許可を受けて船卸しをしようとする積荷（以下この条において単に「積荷」という。）について、当該許可を受けようとする者又は法第十五条第七項（入港手続）に規定する運航者等及び同条第八項に規定する荷送人が行う報告であつて、当該積荷を積んでいる外国貿易船の名称及び国籍並びに第十二条第八項及び第十項に規定する事項に関するものとする。

法第十六条第三項ただし書に規定する許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、積荷の船卸しをしようとする開港の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一 積荷の記号、番号、品名及び数量

二 積荷の船卸しをしようとする開港の名称

三 積荷を積んでいる外国貿易船の名称及び国籍

四 積荷について法第十五条第七項に規定する運航者等及び同条第八項に規定する荷送人が交付する船荷証券又は複合運送証券の番号

五 積荷を詰められているコンテナーの種類及び番号

六 その他参考となるべき事項

（外国貿易船等の出港届の記載事項等）

第十六条 法第十七条第一項前段（出港手続）に規定する政令で定める事項（船舶に係るものに限る。）は、船舶の名称、国籍、純トン数、仕向港及び出港の日時とし、同項後段に規定する政令で定める事項（船舶に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる事項の区分で定める事項（船舶に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる事項の区分で定める事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、これら事項のうち財務省令で定める事項の記載を省略することができる。

一 積荷に関する事項 積んでいる貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量、荷送人、荷受け人及び船荷証券又は複合運送証券の番号並びに当該貨物がコンテナーに詰められている場合にあっては当該コンテナーの番号

二 旅客に関する事項 乗船している旅客の氏名、国籍、生年月日、旅券の番号、出発地及び最終目的地

三 乗組員に関する事項 乗組員の氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号及び航空貨物輸送証の番号

二 旅客に関する事項 搭乗している旅客の氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、出発地及び最終目的地

三 乗組員に関する事項 搭乗している乗組員の氏名、国籍、生年月日、性別及び旅券の番号

二 旅客に関する事項 搭乗している旅客の氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号及び航空貨物輸送証の番号

三 乗組員に関する事項 搭乗している乗組員の氏名、国籍、生年月日、性別及び旅券の番号

- 一 旅客に関する事項 乗船している旅客の氏名、国籍、生年月日、旅券の番号、出発地及び最終目的地
- 二 乗組員に関する事項 乗船している乗組員の氏名、国籍、生年月日、乗員手帳の番号及び職名
- 法第十七条の二第一項前段に規定する政令で定める事項（航空機に係るものに限る。）は、航空機の登録記号、国籍、仕向港及び出港の日時とし、同項後段に規定する政令で定める事項（航空機に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
- この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。
- 一 旅客に関する事項 搭乗している旅客の氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、出発地及び最終目的地
- 二 乗組員に関する事項 搭乗している乗組員の氏名、国籍、生年月日、性別及び旅券の番号
- 法第十七条の二第二項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項（これらの事項が変更されたものであるときは、変更される前の内容を含む。）とする。
- 一 予約者に関する事項 氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、発行年月日及び有効期間満了の日、出発地並びに最終目的地その他財務省令で定める事項
- 二 予約者に係る予約の内容に関する事項 予約が行われた年月日、当該予約に係る航空券の番号、発行年月日、発行場所及び支払方法、座席番号、航空機の旅客運賃の等級、当該予約者の旅行の日程、当該予約に係る他の予約者の氏名、当該予約に係る旅行業者があるときはその名称並びに当該予約者の国内における居所及び連絡先その他財務省令で定める事項
- 三 予約者の携帯品に関する事項 予約者が搭乗する特殊航空機に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品の個数及び重量その他財務省令で定める事項
- 四 予約者が特殊航空機に搭乗するための手続に関する事項 搭乗するための手続をした時刻その他の財務省令で定める事項
- 法第十七条の二第三項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。
- 一 前項第一号及び第二号に定める事項 法第十七条の二第二項の規定による税関長の求めがあつた時から六十分を経過する時
- 二 前項第三号及び第四号に定める事項 法第十七条の二第二項の規定による税關長の求めがあつた時から三十分を経過する時
- （外国貿易船等の入出港の簡易手続）
- 第十六条の三 法第十八条第一項（入出港の簡易手続）に規定する政令で定めるときは、次に掲げる場合とする。
- 一 外国貿易船で発生した傷病者又は航行の途中で救助した遭難者を緊急に下船させる必要がある場合で、当該傷病者又は遭難者を下船させた後直ちに出港する場合
- 二 救じゆつのために寄贈される給与品のみの積卸しをした後直ちに出港する場合
- 法第十八条第二項に規定する政令で定めるとき及び同項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 外国貿易機で発生した傷病者又は航行の途中で救助した遭難者を緊急に降機させる必要がある場合で、当該傷病者又は遭難者を降機させた後直ちに出港する場合
- 二 救じゆつのために寄贈される給与品のみの積卸しをした後直ちに出港する場合
- 法第十八条第三項本文に規定する政令で定めるとき及び同項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 法第十八条第四項の規定による届出は、書面でしなければならない。
- 二 災害への対処又は災害の発生の防止に必要な緊急の活動に従事することのみを目的として入港し、当該活動をした後直ちに出港する場合
- 法第十八条の二第三項本文に規定する政令で定めるとき及び同項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 特殊航空機で発生した傷病者又は航行の途中で救助した遭難者を緊急に降機させる必要がある場合で、当該傷病者又は遭難者を降機させた後直ちに出港する場合
- 二 災害への対処又は災害の発生の防止に必要な緊急の活動に従事することのみを目的として入港し、当該活動をした後直ちに出港する場合
- 法第十八条の二第四項の規定による届出は、書面でしなければならない。
- 法第十八条の二第四項の規定による書面の提出は、同条第三項に規定する短期出港等の場合（以下この項において單に「短期出港等の場合」という。）に該当しないこととなる九十分前（第四項各号のいずれかに掲げる場合に該当するものとして同条第三項本文の規定の適用を受けて入港した後短期出港等の場合に該当しないこととなる場合は、当該短期出港等の場合に該当しないこととなる時として財務省令で定める時）までに行わなければならない。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えれば足りる。
- （開港時間外の貨物の積卸しの届出）
- 第十七条 法第十九条（開港時間外の貨物の積卸し）の規定による届出は、貨物の積卸しをしようとする船舶又は航空機の名称又は登録記号、貨物の積卸しの別及び期間並びに積卸しをしようとする貨物の品名及び数量を記載した書面でしなければならない。
- （不開港出入の許可の申請等）
- 第十八条 法第二十条第一項（不開港への出入）に規定する許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その許可を受けて出入しようとする不開港の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。ただし、外国貿易船等の航行の便宜その他の事情により他の税関長に提出することができる。
- 一 当該不開港の名称
- 二 出入しようとする船舶又は航空機の名称又は登録記号、国籍及び純トン数又は自重
- 組員に関する事項については同項に規定する短期出港等（以下この項において単に「短期出港等」といふ。）の場合は、該当するものとして同条第三項本文の規定の適用を受けて入港した後短期出港等の場合に該当しないこととなる場合は、当該短期出港等の場合に該当しないこととなる時として財務省令で定める時までに行えれば足りる。
- （特殊船舶等の入出港の簡易手続）
- 第十六条の四 法第十八条の二第一項本文（特殊船舶等の入出港の簡易手続）に規定する政令で定めるとき及び同項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 法第十八条の二第一項に規定する特殊船舶で発生した傷病者又は航行の途中で救助した遭難者を緊急に下船させる必要がある場合で、当該傷病者又は遭難者を下船させた後直ちに出港する場合
- 二 災害への対処又は災害の発生の防止に必要な緊急の活動に従事することのみを目的として入港し、当該活動をした後直ちに出港する場合
- 三 法第十八条の二第二項の規定による書面の提出は、同条第一項に規定する短期出港等の場合（以下この項において單に「短期出港等の場合」という。）に該当しないこととなる二時間前（第一項各号のいずれかに掲げる場合に該当するものとして同条第一項本文の規定の適用を受けて入港した後短期出港等の場合に該当しないこととなる場合は、当該短期出港等の場合に該当しないこととなる時として財務省令で定める時）までに行わなければならない。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えれば足りる。
- 法第十八条の二第三項本文に規定する政令で定めるとき及び同項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 特殊航空機で発生した傷病者又は航行の途中で救助した遭難者を緊急に降機させる必要がある場合で、当該傷病者又は遭難者を降機させた後直ちに出港する場合
- 二 災害への対処又は災害の発生の防止に必要な緊急の活動に従事することのみを目的として入港し、当該活動をした後直ちに出港する場合
- 法第十八条の二第四項の規定による届出は、書面でしなければならない。
- 法第十八条の二第四項の規定による書面の提出は、同条第三項に規定する短期出港等の場合（以下この項において單に「短期出港等の場合」という。）に該当しないこととなる九十分前（第四項各号のいずれかに掲げる場合に該当するものとして同条第三項本文の規定の適用を受けて入港した後短期出港等の場合に該当しないこととなる場合は、当該短期出港等の場合に該当しないこととなる時として財務省令で定める時）までに行わなければならない。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えれば足りる。

- （開港時間外の貨物の積卸しの届出）
- 第十七条 法第十九条（開港時間外の貨物の積卸し）の規定による届出は、貨物の積卸しをしようとする船舶又は航空機の名称又は登録記号、貨物の積卸しの別及び期間並びに積卸しをしようとする貨物の品名及び数量を記載した書面でしなければならない。
- （不開港出入の許可の申請等）
- 第十八条 法第二十条第一項（不開港への出入）に規定する許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その許可を受けて出入しようとする不開港の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。ただし、外国貿易船等の航行の便宜その他の事情により他の税関長に提出することができる。
- 一 当該不開港の名称
- 二 出入しようとする船舶又は航空機の名称又は登録記号、国籍及び純トン数又は自重
- 組員に関する事項については同項に規定する短期出港等（以下この項において単に「短期出港等」といふ。）の場合は、該当するものとして同条第三項本文の規定の適用を受けて入港した後短期出港等の場合に該当しないこととなる場合は、当該短期出港等の場合に該当しないこととなる時として財務省令で定める時までに行えれば足りる。
- （特殊船舶等の入出港の簡易手続）
- 第十六条の四 法第十八条の二第一項本文（特殊船舶等の入出港の簡易手続）に規定する政令で定めるとき及び同項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 法第十八条の二第一項に規定する特殊船舶で発生した傷病者又は航行の途中で救助した遭難者を緊急に下船させる必要がある場合で、当該傷病者又は遭難者を下船させた後直ちに出港する場合
- 二 災害への対処又は災害の発生の防止に必要な緊急の活動に従事することのみを目的として入港し、当該活動をした後直ちに出港する場合
- 三 法第十八条の二第二項の規定による書面の提出は、同条第一項に規定する短期出港等の場合（以下この項において單に「短期出港等の場合」という。）に該当しないこととなる二時間前（第一項各号のいずれかに掲げる場合に該当するものとして同条第一項本文の規定の適用を受けて入港した後短期出港等の場合に該当しないこととなる場合は、当該短期出港等の場合に該当しないこととなる時として財務省令で定める時）までに行わなければならない。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えれば足りる。
- 法第十八条の二第三項本文に規定する政令で定めるとき及び同項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 特殊航空機で発生した傷病者又は航行の途中で救助した遭難者を緊急に降機させる必要がある場合で、当該傷病者又は遭難者を降機させた後直ちに出港する場合
- 二 災害への対処又は災害の発生の防止に必要な緊急の活動に従事することのみを目的として入港し、当該活動をした後直ちに出港する場合
- 法第十八条の二第四項の規定による届出は、書面でしなければならない。
- 法第十八条の二第四項の規定による書面の提出は、同条第三項に規定する短期出港等の場合（以下この項において單に「短期出港等の場合」という。）に該当しないこととなる九十分前（第四項各号のいずれかに掲げる場合に該当するものとして同条第三項本文の規定の適用を受けて入港した後短期出港等の場合に該当しないこととなる場合は、当該短期出港等の場合に該当しないこととなる時として財務省令で定める時）までに行わなければならない。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えれば足りる。

法及び理由を記載した申請書を当該船用品又は機用品の積込みの承認をした税関長に提出しなければならない。

(遠洋漁業船等の船用品に関する記帳及び報告)

第二十一条の七 第二十二条第一項(外国貨物である船舶又は機用品の積込み)の規定により外国貨物のまま積込みを認められた船用品の受入れ及び払出しに関する事実を帳簿に記載し、これを当該船舶に保管し、その写しを当該船舶が一航海を終了して本邦の港に入港した後、遅滞なく、その港の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

(交通場所等の指定及び指定地外交通等の手続)

第二十二条 税関長は、法第二十四条第一項(船舶又は航空機と陸地との交通等)の規定により場所を指定しようとするときは、その旨を公告しなければならない。

2 貨物の積卸について法第二十四条第一項に規定する許可を受けようとする者は、その許可を受けようとする貨物の積卸の期間及び場所並びに当該貨物の記号、番号、品名及び数量を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

3 法第二十四条第一項又は第四項に規定する交通についての許可の申請は、書面でしなければならない。但し、税関長が交通の種類その他の事情によりその必要がないと認めるときは、口頭ですることができる。

(貨物の授受を目的とする船舶等への交通の許可の申請等)

第二十二条の二 法第二十四条第二項(船舶又は航空機と陸地との交通等)の規定により交通の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

1 ただし、税関長がその提出の必要がないと認めるときは、口頭で申請することができる。

1 当該許可を受けようとする者の住所、氏名及び生年月日並びにその者が法人又は人の代理人、使用人その他の従業者として交通しようとする場合には、当該法人又は人の住所及び名称又は氏名

2 交通しようとする船舶又は航空機の名称又は登録記号(次項の規定により一定の期間内の交通の許可を一括して申請する場合においては、これに代えてその旨)

3 交通しようとする目的、期間及び経路

2 前項の規定による許可の申請は、三年を超えない一定の期間内の交通について一括して行うことができる。この場合において、税関長が必要と認めたときは、その許可を受けようとする者は、戸籍の謄本又は抄本その他その身分を証する書類を前項の申請書に添付しなければならない。

3 税関長は、本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機の取締り上必要な限度において、前項の規定により一定の期間内の交通について一括して行う許可の申請に対する法第二十四条第二項の許可に、条件を付し、及びこれを変更することができる。

4 税関長は、法第二十四条第二項の規定による許可をしたときは、その旨を証する書類を交付するものとする。

5 第二項の規定により許可の申請をした者で前項の書類の交付を受けたものは、その許可に係る第一項第一号に掲げる事項又は交通しようとする目的に変更があつたときは、遅滞なくその旨を税関長に届け出なければならない。

6 第四項の書類の交付を受けた者は、法第二十四条第二項の規定の適用を受ける交通をする場合においては、常時当該書類を携帯し、税関職員の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。(船舶等の資格の変更の届出)

第一項第一号に掲げる事項又は交通しようとする目的に変更があつたときは、遅滞なくその旨を税関長に届け出なければならない。

2 前項の届出があつたときは、税関は、その届出に係る船舶又は航空機に積まれていてる貨物について必要な検査を行った上、その資格の変更を証する書類を交付するものとする。

第三章 保税地域

第一節 総則

(外国貨物を保税地域外に置くことの許可の申請)

第二十四条 法第三十三条第一項第二号(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)の規定による許可を受けようとする者は、その許可を受けようとする貨物について次に掲げる事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

1 貨物の記号、番号、品名及び数量

2 貨物を積んでいた、又は積み込もうとする船舶又は航空機の名称又は登録記号及び入港の年月日

3 貨物を置こうとする期間、場所及び事由

(保税地域外に置くことができる貨物)

第二十五条 法第三十三条第一項第三号(外国貨物を置く場所の制限)に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。

1 法第一百十九条第一項(質問、検査又は領置等)の規定により領置され、又は法第一百二十一条第一項若しくは第三項(臨検、捜索又は差押え等)、法第一百二十二条第一項若しくは第二項(通信事務を取り扱う者に対する差押え)若しくは法第一百二十四条(現行犯事件の臨検、捜索又は差押え)の規定により差し押さえられた物件

2 遺失物法(平成十八年法律第七十三号)又は銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の規定により警察署長が保管する物件

3 水難救助護法(明治三十二年法律第九十五号)の規定により市町村長が保管する物件

4 植物防疫法第八条第一項(輸入植物等の検査)に規定する植物、検疫指定物品又は輸入禁止品及びこれららの容器包装で、同項の規定による検査を受けるため同条第二項本文に規定する場所に置かれるもの

5 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第二条第一項第一号又は第二号(適用範囲)に掲げる動物で、同法第七条第一項(輸出入検疫)の規定による検疫を受けるためその検疫の場所に置かれるもの

6 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第四十条第一項(輸入検査)に規定する指定検疫物で、同項の規定による検査を受けるため同条第三項に規定する場所に置かれるもの

7 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第五十五条第四項(輸入検疫)に規定する指定動物で、同項の規定による検査を受けるため同項に規定する場所に置かれるもの

8 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)の規定により外国軍用品審判所が留置し、又は保管する物件

第二十六条 削除

(見本の一時持出の許可の申請)

第二十七条 法第三十三条(見本の一時持出)に規定する許可を受けようとする者は、その許可を受けようとする貨物の記号、番号、品名及び数量、その置かれている場所並びに一時持出の期間、持出先及び事由を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。但し、税関長は、当該貨物の価額が極めて少いことその他の事由に因りその提出の必要ないと認めるときは、口頭で申請させることができる。

第二十八条 削除

(外国貨物の廃棄の届出)

第二十九条 法第三十四条(外国貨物の廃棄)の規定による届出は、廃棄しようとする貨物の記号、番号、品名及び数量、その置かれている場所並びに廃棄の日時、方法及び事由を記載した書面でしなければならない。

(記帳義務)

第二十九条の二 法第三十四条の二（記帳義務）に規定する帳簿（総合保税地域に係る帳簿を除く。）には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 外国貨物（輸出しようとする貨物を含む。次号において同じ。）を指定保税地域又は保税蔵置場（以下この項及び第四項において「指定保税地域等」という。）に入れた場合 当該貨物の記号、番号、品名及び数量、その入れた年月日並びに当該貨物が外国から本邦に到着した後当該指定保税地域等に初めて入れられたものであるときは、当該貨物を積んでいた船舶又は航空機の名称又は登録記号及び入港の年月日（当該貨物が保税運送により当該指定保税地域等に入れられたものであるときは、当該保税運送の承認書の番号を含む。）

二 外国貨物につき法第六十二条第一項（貨物の取扱い）に規定する行為をした場合 当該貨物の記号、番号、品名及び数量 当該貨物の記号、番号、品名及び数量、当該行為の種類、内容及び年月日並びに当該行為により貨物の記号、番号又は数量に変更があつたときは、その変更の内容

三 法第四十三条の三第一項（保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認）に規定する承認又は指定を受けた場合 当該承認又は指定の年月日及びその承認書又は指定書の番号

四 法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸入の許可を受けた場合 当該貨物の記号、番号、品名及び数量並びに当該許可の年月日及びその許可書の番号

五 法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取りの承認）の規定による承認を受けた場合 当該貨物の記号、番号、品名及び数量並びに当該承認の年月日及びその承認書の番号

六 法第三十二条（見本の一時持ち出し）の規定による許可を受けて指定保税地域等から外国貨物を見本として一時持ち出した場合 当該貨物の記号、番号、品名及び数量、当該許可に係る期間及び持ち出し先並びに当該一時持ち出しの年月日

七 指定保税地域等から外国貨物を出した場合（前号の場合を除く。） 当該貨物の記号、番号、品名及び数量、その出した年月日、当該貨物を当該指定保税地域等から出すことにつき必要とされる許可又は承認を受けた年月日及びその許可書又は承認書の番号並びに当該貨物を積み込もうとする船舶又は航空機の名称又は登録記号及び出港の年月日

八 法第三十二条（見本の一時持ち出し）の規定による輸入の許可を受けた場合 当該貨物の記号、番号、品名及び数量並びに当該許可の年月日及び前項各号に定める事項の記載の必要

九 法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸入の許可を受けた場合 当該貨物の記号、番号、品名及び数量並びに当該許可の年月日及び前項各号に定める事項の記載の必要

十 法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取りの承認）の規定による承認を受けた場合 当該貨物の記号、番号、品名及び数量並びに当該承認の年月日及びその承認書の番号

十一 使用地域から外貨物を出した場合（第七号及び第八号の場合を除く。） 当該貨物の記号、番号、品名、数量及び価格 その出した年月日及び目的、当該貨物を当該使用地域から出すことにつき必要とされる許可又は承認を受けた年月日及びその許可書又は承認書の番号並びに当該貨物を外国に向けて送り出すときは、当該貨物を積み込もうとする船舶又は航空機の名称又は登録記号及び出港の年月日

十二 税関長は、貨物の性質その他の事情により第一項各号及び前項各号に定める事項の記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

十三 第一項第三号から第六号まで並びに第二項第一号及び第六号から第十号までに定める事項の記載は、指定保税地域等又は総合保税地域において貨物を管理する者が、これらの号に規定する許可若しくは承認を証する書類その他の関係書類又はこれららの写しを、所要の事項を追記した上、保管することによつて、代えることができる。

（税関職員の派出の申請）

第二十九条の三 法第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）、法第五十六条第一項（保税工場の許可）、法第六十二条の二第一項（保税展示場の許可）又は法第六十二条の八第一項（総合保税地域の許可）の許可を受けた者がその許可を受けた保税蔵置場、保税工場、保税展示場又は総合保税地域において法第六十七条（輸出又は輸入の許可）（法第七十五条（外国貨物の積戻し）において準用する場合を含む。）に規定する許可又は法第二十三条第一項（外国貨物である船用品又は機用品の積込み）若しくは法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）に規定する承認に係る税関の事務の処理を受けるため法第三十五条（税関職員の派出）の規定による税関職員の派出を求めようとするときは、当該保税蔵置場、保税工場、保税展示場又は総合保税地域の名称及び所在地、当該処理を受けようとする事務の種類及び予想される件数並びに当該事務の処理のため派出を受けようとする税関職員の数を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

（保税地域についての規定の準用等）

第三十条 第二十七条の規定は法第三十六条（保税地域についての規定の準用）において準用する法第三十二条（見本の一時持出し）の規定による許可について、第二十九条の規定は法第三十六条において準用する法第三十四条（外国貨物の廃棄）の規定による届出について、第三十八条の規定は法第三十六条において準用する法第四十五条第一項ただし書（許可を受けた者の関税の納付義務等）の規定による承認について、第三十八条の一（第一号を除く。）の規定は法第三十六条において準用する法第四十五条第三項の規定による届出について、それぞれ準用する。

二 法第三十六条第二項（他所蔵置に係る貨物の取扱いの届出）の規定による届出は、同項に規定する行為の種類、内容及び日時、当該行為に係る貨物の記号、番号、品名及び数量並びに当該貨物の置かれている場所を記載した書面でなければならない。

第六十二条の十五（総合保税地域）において準用する法第六十二条の四第一項（販売用貨物等の蔵置場所の制限等）の規定による蔵置場所の制限が行われた場合 その蔵置場所その他当該制限に係る事項

七 法第六十二条の十五において準用する法第六十二条の十五（保税工場外における保税作業）又は法第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）の規定による許可を受けて外国貨物を総合保税地域以外の場所に出した場合 当該貨物の記号、番号、品名、数量及び価格、当該許可に係る期間及び場所並びに当該許可の年月日及びその許可書の番号

八 法第三十二条（見本の一時持ち出し）の規定による許可を受けて総合保税地域から外貨物を見本として一時持ち出しした場合 当該貨物の記号、番号、品名、数量及び価格、当該許可に係る期間及び持ち出し先並びに当該一時持ち出しの年月日

九 法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸入の許可を受けた場合 当該貨物の記号、番号、品名及び数量並びに当該許可の年月日及び前項各号に定める事項の記載の必要

十 法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取りの承認）の規定による承認を受けた場合 当該貨物の記号、番号、品名及び数量並びに当該承認の年月日及びその承認書の番号

十一 使用地域から外貨物を出した場合（第七号及び第八号の場合を除く。） 当該貨物の記号、番号、品名、数量及び価格 その出した年月日及び目的、当該貨物を当該使用地域から出すことにつき必要とされる許可又は承認を受けた年月日及びその許可書又は承認書の番号並びに当該貨物を外国に向けて送り出すときは、当該貨物を積み込もうとする船舶又は航空機の名称又は登録記号及び出港の年月日

十二 税関長は、貨物の性質その他の事情により第一項各号及び前項各号に定める事項の記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

十三 第一項第三号から第六号まで並びに第二項第一号及び第六号から第十号までに定める事項の記載は、指定保税地域等又は総合保税地域において貨物を管理する者が、これらの号に規定する許可若しくは承認を証する書類その他の関係書類又はこれららの写しを、所要の事項を追記した上、保管することによつて、代えることができる。

（税関職員の派出の申請）

第二十九条の三 法第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）、法第五十六条第一項（保税工場の許可）、法第六十二条の二第一項（保税展示場の許可）又は法第六十二条の八第一項（総合保税地域の許可）の許可を受けた者がその許可を受けた保税蔵置場、保税工場、保税展示場又は総合保税地域において法第六十七条（輸出又は輸入の許可）（法第七十五条（外国貨物の積戻し）において準用する場合を含む。）に規定する許可又は法第二十三条第一項（外国貨物である船用品又は機用品の積込み）若しくは法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）に規定する承認に係る税関の事務の処理を受けるため法第三十五条（税関職員の派出）の規定による税関職員の派出を求めようとするときは、当該保税蔵置場、保税工場、保税展示場又は総合保税地域の名称及び所在地、当該処理を受けようとする事務の種類及び予想される件数並びに当該事務の処理のため派出を受けようとする税関職員の数を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

（保税地域についての規定の準用等）

第三十条 第二十七条の規定は法第三十六条（保税地域についての規定の準用）において準用する法第三十二条（見本の一時持出し）の規定による許可について、第二十九条の規定は法第三十六条において準用する法第三十四条（外国貨物の廃棄）の規定による届出について、第三十八条の規定は法第三十六条において準用する法第四十五条第一項ただし書（許可を受けた者の関税の納付義務等）の規定による承認について、第三十八条の一（第一号を除く。）の規定は法第三十六条において準用する法第四十五条第三項の規定による届出について、それぞれ準用する。

二 法第三十六条第二項（他所蔵置に係る貨物の取扱いの届出）の規定による届出は、同項に規定する行為の種類、内容及び日時、当該行為に係る貨物の記号、番号、品名及び数量並びに当該貨物の置かれている場所を記載した書面でなければならない。

第二節 指定保税地域

(港湾施設の建設又は管理を行ふ法人)

第三十条の二 法第三十七条第一項(指定保税地域の指定又は取消し)に規定する政令で定める者は、特定外貿埠頭の管理運営を行う者の指定の規定により国土交通大臣が指定する法人、港湾法(昭和二十一年法律第二百一十八号)第四十三条の十一第一項又は第六項(港湾運営会社の指定)の規定により国土交通大臣又は国際拠点港湾(同法第二条第二項(定義)に規定する国際拠点港湾をいう。)の港湾管理者(同条第一項に規定する港湾管理者をいう。)が指定する株式会社及び同法第五十五条の七第一項(特定用途港湾施設の建設等に係る資金の貸付け)に規定する国土交通大臣が政令で定める基準に適合すると認める者(同条第二項の特定用途港湾施設(同項第一号に掲げる港湾施設であるものに限る。)のうち港湾法施行令(昭和二十六年政令第四号)第四条第一項第一号(特定用途港湾施設)の用途に供する港湾施設の建設又は改良をする者に限る。)とする。

(指定保税地域の指定又は取消しの公聴会の手続等)

第三十一条 財務大臣は、法第三十七条第三項(指定保税地域の指定又は取消し)に規定する公聴会を開こうとするときは、その期日の二週間前までに、同条第一項又は第二項の規定により指定又は指定の取消しをしようとする土地又は建設物その他の施設の名称及び所在地並びに公聴会の日時及び場所を公告しなければならない。

2 前項に規定する事項のほか、前項の公聴会の手続について必要な事項は、財務省令で定める。

第三十二条 法第三十七条第五項(指定保税地域の指定又は取消し)の規定により財務大臣が税関長に委任することができる権限は、既存の指定保税地域の区域の一部を変更するためにする指定保税地域の指定又はその取消しに係る権限とする。

第三十三条 法第三十八条第一項但書(指定保税地域の処分等)に規定する承認を受けようとする者は、同項各号に掲げる行為をしようとする土地又は建設物その他の施設の名称及び所在地並びに当該行為の概要及び事由を記載した申請書に当該行為の内容を明らかにした図面を添附して、これを税関長に提出しなければならない。但し、税関長は、当該行為の内容が明らかであることその他の事由に因りその添附の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。(指定保税地域に入れることができる貨物の種類の公告)

第三十四条 税関長は、法第三十九条(入れることができる貨物)の規定により指定保税地域に入れることができる貨物の種類を定めたときは、その旨を公告しなければならない。

第三十五条 法第四十条第二項(指定保税地域における貨物の取扱い)に規定する許可を受けようとする者は、その許可を受けようとする行為の種類及び内容、日時及び場所並びに当該行為に係る貨物の記号、番号、品名、数量及び置かれている場所を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。(保税藏置場についての規定の準用)

第三十六条の二 第三十八条及び第三十八条の二の規定は、指定保税地域について準用する。この場合において、第三十八条中「法第四十五条第一項ただし書」とあるのは「法第四十一条の三(保税藏置場についての規定の準用)において準用する法第四十五条第一項ただし書」と、第三十八条の二中「法第四十五条第三項」とあるのは「法第四十一条の三(保税藏置場についての規定の準用)において準用する法第四十五条第三項」と読み替えるものとする。

第三節 保税藏置場
(保税藏置場の許可の申請)

可が法第五十六条第三項(保税工場の許可)の規定により保税工場の一部の場所につき保税藏置場の許可を併せて受けるものであるときは、その旨を当該申請書に記載しなければならない。

一 当該藏置場の名称、所在地、構造、棟数及び延べ面積

内)に、同号イ(1)に規定する締約国原産地証明書又は同号イ(2)に規定する締約国原産品申告書等を税関長に提出しなければならない。この場合においては、同条第四項の規定にかかる限り、当該貨物の輸入申告の際には、当該締約国原産地証明書又は締約国原産品申告書等の提出を要しない。

4 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物であつて第六十一条第一項第二号ロ(1)又は(2)に該当するものにつき同号の便益の適用を受けようとする場合にあつては、当該承認の申請の際に、同号ロに規定する運送要件証明書を税関長に提出しなければならない。この場合においては、同条第八項の規定にかかる限り、当該貨物の輸入申告の際には、当該運送要件証明書の提出を要しない。

5 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物について、第六十一条第一項第二号ハに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、当該承認の申請の際は、税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、その申請後その理由により相当と認められる期間内)に、同号ハに規定する締約国品目証明書を税関長に提出しなければならない。ただし、当該便益の適用を受けようとする貨物の課税価格(数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、定率法第四条から第四条の九まで(課税価格の計算方法)の規定に準じて算出した価格)の総額が二十万円以下である場合にあつては、税関長の求めがあつたときに提出すれば足りる。

6 前項の規定により第六十一条第一項第二号ハに規定する締約国品目証明書を提出した場合には、同条第四項の規定にかかる限り、前項の貨物について輸入申告を行う際には、当該締約国品目証明書の提出を要しない。

7 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物について、第六十一条第一項第二号ニに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定(以下「英國協定」という)附属書二「A(関税の撤廃及び削減)第三編(日本国による関税の撤廃及び削減)第B節(特定の原産品についての関税上の特恵待遇を適用するための制度)第一款(第一項B節についての注釈)3及び4の規定に基づき、同号ニに規定する日英特恵輸入証明書を当該貨物の輸入申告の日の属する年度の翌年度の六月三十日までに、税関長に提出しなければならない。この場合において、当該日英特恵輸入証明書は、当該承認の申請の際に提出されたものとみなし、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を税関に証明しなければならない。

8 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物が保税蔵置場に置くことにつき他の法令により許可、承認その他の行政機関の处分若しくはこれに準ずるもの(以下この項、第五十一条の四第三項及び第五十二条の十二第八項において「許可、承認等」といいう)又は検査若しくは条件の具備を必要とするものである場合には、第一項の申請書の提出の際、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を税関に証明しなければならない。

9 第五十九条の二十第二項の規定は、法第四十三条の三第三項において法第六十七条の三第一項前段(輸出申告の特例)及び第六十七条の十九(輸入申告の特例)の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五十九条の二十第二項中「前項の輸入申告(法第六十八条(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)に規定する書類及び法その他の関税に関する法令の規定により輸入申告の際に提出するものとされている書類の提出を含む。)」とあるのは、「第三十六条の三(第九項を除く。)に規定する書類の提出」と読み替えるものとする。(承認を受けず)に外国貨物を置くことができる期間の延長の手続)

第三十六条の四 法第四十三条の三第一項(外国貨物を置くことの承認)の規定により税関長の期間の指定を受けようとする者は、その期間の指定を受けようとする貨物について次の各号に掲げ

る事項を記載した申請書を当該貨物を入れる保税蔵置場の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。ただし、当該税関長は、貨物の出し入れの際の事情により当該各号に掲げる事項の記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認められる事項の記載を省略させることができる。

- 一 貨物の記号、番号、品名及び数量
- 二 貨物の原産地及び積出地
- 三 貨物を積んでいた船舶又は航空機の名称又は登録記号
- 四 貨物の蔵置場所
- 五 延長を必要とする期間及び理由
- 六 その他参考となるべき事項

(貨物の収容能力の増減等の届出の手続)

第三十七条 法第四十四条第一項(保税蔵置場の貨物の収容能力の増減等)の届出は、その届出に係る保税蔵置場の名称及び所在地並びに貨物の収容能力の増加若しくは減少又は工事の概要及び事由を記載した書面にその概要を明らかにした図面を添付して、これを税関に提出することによつてしなければならない。ただし、税関長は、当該増加若しくは減少又は工事の概要が明らかであることその他の事由によりその添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができること。

(保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務の免除の手続)

第三十八条 法第四十五条第一項ただし書(保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務の免除)に規定する承認を受けようとする者は、その承認を受けようとする貨物の記号、番号、品名及び数量、その置かれている場所並びに滅却の日時、方法及び事由を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

(外国貨物が亡失した場合の届出)

第三十八条の二 法第四十五条第三項(許可を受けた者の関税の納付義務等)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を税関長に提出することにより行うものとする。

- 一 亡失した外国貨物が置かれていた保税蔵置場の名称及び所在地
- 二 亡失した外国貨物の記号、番号、品名、数量及び価格
- 三 亡失した外国貨物が置かれていた場所
- 四 亡失の年月日及びその事由

(休業又は廃業の届出)

第三十九条 法第四十六条(保税蔵置場の休業又は廃業の届出)の規定による届出は、業務を休止し、又は廃止しようとする保税蔵置場の名称及び所在地、当該休止の期間又は廃止の年月日並びに当該保税蔵置場に外国貨物があるときは当該貨物を出し終わる年月日を記載した書面でしなければならない。

2 前項の規定により保税蔵置場の業務の休止を届け出た者は、その業務を再開しようとするときは、あらかじめその旨を税関長に届け出なければならない。

(保税蔵置場の許可を承継することの承認の手続)

第三十九条の二 法第四十八条の二第二項(許可の承継)の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該承認を受けようとする承継に係る保税蔵置場の許可をした税関長に提出しなければならない。

- 一 被相続人の氏名並びに当該保税蔵置場の名称及び所在地
- 二 相続があつた年月日
- 三 その他参考となるべき事項

2 法第四十八条の二第四項の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該承認を受けようとする承継に係る保税蔵置場の許可をした税関長に提出しなければならない。

一 当該保税蔵置場の名称及び所在地

二 合併若しくは分割をしようとする法人又は当該保税蔵置場の業務を譲り渡そうとする者の名称又は氏名及び住所並びに合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により当該保税蔵置場の業務を承継する法人又は当該業務を譲り受ける者の名称又は氏名及び住所

三 合併若しくは分割又は当該保稅藏置場の業務の譲渡しが予定されている年月日	四 その他参考となるべき事項
3 前一項に規定する申請書には、当該申請書を提出する者（以下この項において「申請者」といふ。）の信用状況を証するに足りる書類その他参考となるべき書類を添付しなければならない。	4 ただし、税関長は、申請者の資力その他の事情を勘案してその添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書類の添付を省略させることができる。
4 税関長は、法第四十八条の二第二項又は第四項の規定により承認をするに際しては、当該承認をしようとする承継に係る保稅藏置場の許可について第三十五条第三項（第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき付された条件（この項の規定に基づき変更され、又は新たに付された条件を含む。）を取り消し、変更し、又は新たに条件を付することができます。	この場合においては、第三十五条第四項の規定を準用する。
（指定保税地域についての規定の準用）	
第四十条 第三十四条の規定は、保稅藏置場について準用する。 （外国貨物の藏置等を行おうとする場所に係る届出の手続）	
第四十一条 法第五十条第一項（保稅藏置場の許可の特例）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を税関長に提出することにより行うものとする。	
一 届出をする者の住所又は居所及び氏名又は名称	
二 法第五十条第一項の承認を受けた年月日	
三 法第四十二条第一項（保稅藏置場の許可の特例）の規定による届出書から明らかに記載した届出書を税関長に提出することにより行うものとする。	
四 届出藏置場に置こうとする貨物の種類	
五 その他財務省令で定める事項	
2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、税関長は、届出藏置場が法第五十条第一項に規定する財務省令で定める基準に適合することが前項の届出書から明らかであることその他の事由によりその添付の必要がないと認められる書類の添付を省略させることができる。	
一 届出藏置場及びその付近の図面	
二 届出藏置場としての利用の見込書	
三 届出藏置場が営業用のものである場合においては貨物の保管規則及び保管料率表	
四 その他財務省令で定める書類	
（保税藏置場の許可の特例に係る承認の申請の手続等）	
第四十二条 法第五十条第三項（保稅藏置場の許可の特例）に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	
1 法第五十条第一項の承認を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）の住所又は居所及び氏名又は名称	
2 法第四十二条第一項（保税藏置場の許可）の許可を受けている保税藏置場の名称及び所在地	
3 その他財務省令で定める事項	
三 その他財務省令で定める事項	
2 前項の申請書には、法第五十三条第三号（承認の要件）の規則を添付しなければならない。ただし、申請者が法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）の承認を受けている者であることその他の事由により税関長がその添付の必要ないと認めるときは、この限りでない。	
3 申請者が法人であるときは、第一項の申請書には、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。ただし、申請者が法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）の承認を受けている者であることその他の事由により税関長がその添付の必要ないと認めるときは、この限りでない。	
4 税関長は、第一項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認をしたときはその旨を、承認をしないこととしたときはその旨及びその理由を書面により申請者に通知しなければならない。	
2 第三十九条の二第二項から第三項までの規定は、法第五十五条において準用する法第四十八条の二第二項又は第四項の規定による承認を受けようとする者について準用する。この場合においては、前項の承認をしないこととする	

て、第三十九条の二第一項中「保税蔵置場の許可」とあるのは「法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の承認」と、同項第一号中「の氏名並びに当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「である承認取得者（法第五十条第一項に規定する承認取得者をいう。次項において同じ。）の氏名及び住所又は居所」と、同項第二項中「保税蔵置場の許可」とあるのは「法第五十条第一項の承認」と、同項第一号中「当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「合併若しくは分割をしようとする承認取得者又は保税蔵置場の業務を譲り渡そうとする承認取得者の名称又は氏名及び住所」と、同項第二号中「合併若しくは分割をしようとする法人又は当該保税蔵置場の業務を譲り渡そうとする者の名称又は氏名及び住所並びに合併後存続する法人」とあるのは「合併後存続する法人」と、「により当該」とあるのは「により前号の承認取得者の」と、同項第三号中「当該」とあるのは「第一号の承認取得者の」と読み替えるものとする。

第四節 保税工場

（保税作業の届出）

法第五十八条（保税作業の届出）の規定による保税作業の開始の際の届出は、開始し

ようとする保税作業の種類及び期間並びに当該作業に使用しようとする貨物の記号、番号、品名、内国貨物又は外國貨物の別及び数量を記載した書面でしなければならない。ただし、税関長は、保税作業の種類、保税作業に使用する貨物の性質その他の事情により書面でしなければならない。

（保税作業により製造されるべき外國貨物の指定）
と認めるときは、口頭でその届出をさせることができる。

法第五十八条の規定による保税作業の終了の際の届出は、終了した保税作業の種類及び期間、当該作業に使用した貨物の記号、番号、品名、内国貨物又は外國貨物の別及び数量並びに当該作業によつてできた貨物の記号、番号、品名及び数量を記載した書面でしなければならない。

（法第五十八条の規定による保税作業の終了の際の届出）に規定する保税作業は、保税業によつてできた貨物の記号、番号、品名及び数量を記載した書面でしなければならない。

法第二十三条第一項（外国貨物である船用品又は機用品の積込み）の規定の適用を受けて外

国貨物のまま同項に規定する船舶又は航空機に積み込むことが見込まれる外国貨物

（外国貨物と内国貨物との混用の承認の申請等）

法第五十九条第二項（外国貨物と内国貨物との混用）に規定する承認を受けることができる場合は、外国貨物にこれと同種の内国貨物を混じて使用し、当該外国貨物のみを原料として製造する場合の製品と等質の製品を製造する場合において、作業の性質、工程等を勘案し当該内国貨物を混じて使用することについてやむを得ない事由があり、且つ、原料の数量に対する製品の数量の割合が明らかであると認められるときとする。

前項の承認を受けようとする者は、外國貨物及びこれに混じて使用しようとする内国貨物の品名及び品質、その原料の数量に対する製品の数量の割合並びに法第五十九条第二項の規定の適用を受けようとする期間を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

（法第六十一条第一項（保税工場外における保税作業の許可の手続）
第四十八条 削除
2 税関長は、前項の許可をするに際しては、条件を附することができる。この場合においては、条件を附することができる。
3 稽関長は、保税作業の予定の変更その他の事情により必要があると認めるときは、申請により、法第六十一条第一項の規定により指定した期間又は場所を変更することができる。

4 前項の申請は、同項の事情及び変更を受けようとする期間又は場所を記載した書面でしなければならない。

（指定保税工場に係る報告の手続）

法第六十一条の二第一項の税関長が特定した外國貨物である原料品（以下この条において「原料品」という。）で、前月から繰り越されたもの、当月中に保税工場に入れたもの、当月中に保税工場から出したもの（法第六十一条第一項（保税工場外における保税作業）に定める保税工場外の作業（以下この条において「場外作業」という。）の用に供するために出したものと同一のそれの品名及び数量を除く。）及び当月中に保税作業に使用したもの（場外作業の用に供するために出したものと同一のそれの品名及び数量を除く。）のそれの品名及び数量を含む）の翌月に繰り越された未使用的原料品及び当該原料品のうち法第六十一条の四において準用する法第四十三条の三第一項（外國貨物を置くことの承認）の規定による税関長の承認を受けているものの品名及び数量

二 稽関長が法第六十一条の二第二項の特別な期間を指定したときは、第一項の報告書には、当該期間を基礎として同項に掲げる事項を記載するものとする。

（記帳義務）

法第六十一条の三（記帳義務）に規定する帳簿には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 外國貨物を保税工場に入れた場合 当該貨物の記号、番号、品名、数量、価格及びその入れた年月日並びに当該貨物を保税工場に置き、又は保税作業に使用することについて承認を受けたときは、当該承認の年月日及びその承認書の番号

二 外國貨物に係る加工又は製造を行つため、当該外國貨物を使用した場合 当該貨物の記号、番号、品名及び数量並びにその使用した年月日

三 外國貨物についての加工又は製造が終了した場合 当該加工又は製造によつてできた製品の記号、番号、品名及び数量並びにその加工又は製造が終了した年月日

四 法第六十一条第一項（保税工場外における保税作業）の規定により許可を受けて外國貨物を保税工場以外の場所に出した場合 その出した場所並びに当該貨物の記号、番号、品名及び数量

五 法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸入の許可を受けた場合 当該貨物の記号、番号、品名及び数量並びに当該許可の年月日及びその許可書の番号

六 法第七十三条第一項（輸入の許可前ににおける貨物の引取りの承認）の規定による承認を受けた場合 当該貨物の記号、番号、品名及び数量並びに当該承認の年月日及びその承認書の番号

七 保税工場から外國貨物を出した場合 当該貨物の記号、番号、品名、数量及び価格並びに出した年月日、目的、出すことについて必要とされる許可又は承認を受けた年月日及びこれらの許可書又は承認書の番号
2 稽関長は、貨物の性質、保税作業の種類その他の事情により前項各号に定める事項の記載の必要ないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

3 第一項第一号に定める事項の記載は、法第六十一条の四において準用する法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）の規定による税関長の承認を証する書類又はその写しを保税工場に保管することによつて代え、第一項第二号に定める事項の記載は、その者が保管するこれらの書類に所要の事項を追記することによつてすることができる。

4 第一項第四号から第六号までに定める事項の記載は、保税工場の許可を受けた者が、これらの規定期に定める許可若しくは承認を証する書類その他の關係書類又はこれらの写しを保管することによつて、代えることができる。

5 法第六十一条の二第一項（指定保税工場の簡易手続）の指定を受けた保税工場にあつては、第一項各号に定める事項のほか、当該保税工場に入れ、又は当該保税工場から出す外国貨物（同条第一項の特定された外国貨物に限る。以下この項において同じ。）を積んでいた、又は積み込もうとする船舶又は航空機の名称又は登録記号及び入港又は出港の年月日並びに当該保税工場に入れる外貨貨物が保税運送に係る貨物である場合には、当該保税運送の承認書の番号を第一項の帳簿に記載しなければならない。

（保税蔵置場についての規定の準用）

第五十条の二 第三十五条から第三十六条の三まで及び第三十七条から第三十九条の二までの規定は、保税工場について準用する。この場合において、第三十五条第一項第二号中「に置こうとする」とあるのは、「における保税作業の種類及び当該保税作業に使用する」と、同条第一項第四号中「貨物の保管規則及び保管料率表」とあるのは「使用規則及び使用料率表」と読み替えるものとする。

（保税作業を行おうとする場所に係る届出の手続）

第五十条の三 法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を税関長に提出することにより行うものとする。

（届出をする者の住所又は居所及び氏名又は名称）

（法第六十一条の五第一項の承認を受けた年月日）

（保税作業を行おうとする場所（次号及び次項において「届出工場」という。）の名称、所在

（地、構造、棟数及び延べ面積）

（届出工場における保税作業の種類及び当該保税作業に使用する貨物の種類）

（その他財務省令で定める事項）

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、税関長は、届出工場が法第六十一条の五第一項に規定する財務省令で定める基準に適合することが前項の届出書から明らかであることその他の事由によりその添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書類の添付を省略させることができる。

（届出工場及びその付近の図面）

（届出工場としての利用の見込書）

3 届出工場が営業用のものである場合においては使用規則及び使用料率表

（その他財務省令で定める書類）

（保税工場の許可の特例に係る承認の申請の手続等）

第五十条の四 法第六十一条の五第三項（保税工場の許可の特例）に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（法第五十六条第一項（保税工場の許可）の許可を受けている保税工場の名称及び所在地）

（その他財務省令で定める事項）

2 前項の申請書には、法第六十一条において準用する法第五十五条（承認の要件）の規則を添付しなければならない。ただし、申請者が法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の承認又は法第七十九条第一項（通関業者の認定）の認定を受けている者であることその他の事由により税関長がその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 申請者が法人であるときは、第一項の申請書には、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。ただし、申請者が法第五十条第一項若しくは第六十三条の二第一項（保税運送の特例）の承認又は法第七十九条第一項（通関業者の認定）の認定を受けている者であることその他の事由により税関長がその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 税関長は、第一項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認をしたときはその旨を、承認をしないこととしたときはその旨及びその理由を書面により申請者に通知しなければならない。

5 法第六十一条の五第一項の承認を受けた者（第五十一条第二項において「承認取得者」といふ。）は、その承認に係る第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該承認をした税関長に届け出なければならない。

（承認取得者の承認の更新の手続）

第五十条の五 法第六十一条の五第四項（保税工場の許可の特例）の規定に基づき同条第一項の承認の更新を受けようとする者は、その住所又は居所及び氏名又は名称を記載した申請書を当該承認をした税関長に提出しなければならない。

（技術的読替え等）

第五十一条 法第六十二条（保税蔵置場の許可の特例）の規定による承認について法第五十一条から第五十五条まで（承認の要件・規則等に関する改善措置・保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出・承認の失効・承認の取消し等・許可の承継についての規定の準用）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表とのおりとする。

第五十三条第二号 （読み替える法の規定）	第五十三条第一号ハ （読み替える法の規定）	第五十四条第一項（保税蔵置場の許可） （読み替える法の規定）
第二号	第六十一条の四において準用する第四十三条 （読み替える法の規定）	第六十一条の四において準用する第四十三条 （読み替える法の規定）

業用のものである場合においては貨物の保管規則及び保管料率表」とあるのは、「当該博覧会等(第五十一条の二に規定する博覧会等をいう。)の名称、目的、内容、開催期間及び開催者の名称を記載した書類」と読み替えるものとする。

第六節 総合保税地域

(総合保税地域の許可の申請)

第五十一条の九 法第六十二条の八第一項(総合保税地域の許可)の規定による許可を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その許可を受けようとする一团の土地及びその土地に存する建設物その他の施設(以下「一团の土地等」という。)の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一 当該一团の土地等を所有し、又は管理する法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地、事業の内容及び株主又は出資者若しくは拠出者の構成

二 当該一团の土地等における貿易に関連する施設の棟数及び配置並びに各施設の構造及び延べ面積

三 当該一团の土地等における貿易に関連する施設の棟数及び配置並びに各施設の構造及び延べ面積

四 当該一团の土地等において貨物を管理する者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、その者が行おうとする法第六十二条の八第一項各号に掲げる行為の種類、内 容、当該行為を行おうとする施設及び当該行為を行おうとする貨物の種類並びに当該貨物

五 当該一团の土地等と当該一团の土地等以外の場所とを区別するための設備の状況その他取締りに関し必要な事項

六 許可を受けようとする期間

七 その他参考となるべき事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、税関長は、許可を受けようとする法人(当該法人以外に当該一团の土地等において貨物を管理する者がある場合に

は、その者を含む。以下この項において「申請者」という。)の信用状況が確実であることその他の事由によりその添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書類の添付を省略させることができる。

一 申請者の信用状況を証するに足りる書類

二 許可を受けようとする一团の土地等及びその付近の図面

三 総合保税地域としての利用の見込書

四 許可を受けようとする場合においては貨物の保管規則又は使用規則及び保管料率表又は使用料

行為をしようとする場合においては貨物の保管規則又は使用規則及び保管料率表又は使用料

率表

五 申請者の登記事項証明書及び定款の写し

六 その他参考となるべき書類

(総合保税地域においてできる展示等)

第五十二条の十 法第六十二条の八第一項第三号に規定する政令で定める行為は、展示又はこれに関連する使用のうち、次に掲げる貨物に係るもの以外のものとする。

一 販売され、消費され、又は有償で観覧若しくは使用に供される貨物(定率法第十四条第三号の三(公式のカタログ等の有条件的免税)又は第十五条第一項第五号の二イ及びロ(博覧会等用の物品の特定用途免税)に掲げる貨物を含むものとし、財務省令で定める貨物を除く。)

二 国際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される国際博覧会以外の博覧会等の会場である総合保税地域の展示館事務所その他の施設の建設又は撤去のために使用される機械、器具及び装置(運搬用機器を含む。)

(一团の土地等を所有又は管理する法人の要件)

第五十二条の十一 法第六十二条の八第二項第一号(総合保税地域の許可)に規定する政令で定めると要件は、外国から本邦に到着した貨物(外国の船舶により公海並びに本邦の排他的經濟水域の

海域及び外国の排他的經濟水域の海域で採捕された水産物並びに保税作業による製品を含むものとし、本邦の船舶により外国の排他的經濟水域の海域で採捕された水産物を除く。)の蔵置、加工、展示又は運送の事業その他の当該貨物を取り扱う事業を行う相当数の者の当該事業の用に供される施設の設置及び運営を行う事業その他輸入の円滑化その他の貿易の振興に資すると認められる事業を行うものであることとする。

(外国貨物を置くこと等の承認の申請)

第五十二条の十二 法第六十二条の十(外国貨物を置くこと等の承認)の規定による承認を受けようとする者は、その承認を受けようとする貨物について次に掲げる事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。ただし、税関長は、貨物の出し入れの際の事情により当該事項の記載の必要がないと認めるときは、その必要ないと認める事項の記載を省略させることができることとする。

一 貨物の記号、番号及び品名並びに当該貨物の課税標準に相当する数量及び価格並びに定率法別表の適用上の所属区分

二 貨物の原産地及び積出地並びに仕出入の住所又は居所及び氏名又は名称

三 貨物を積んでいた船舶又は航空機の名称又は登録記号

四 貨物を置こうとする場合においては、当該貨物の蔵置場所

五 法第六十二条の八第一項第一号又は第二号(総合保税地域の許可)に掲げる行為をしようとする場合においては、当該行為の種類及び当該行為をしようとする場所

六 第四条第一項第三号及び第四号に掲げる事項(同条第三項の包括申告書を提出しているときは、その旨)

七 その他参考となるべき事項

2 前項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物についての第六十一条第一項に規定する書類(同項第二号に定める書類を除く。)が必要とされる場合には、当該書類を前項の申請書に添付しなければならない。

3 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物につき第六十一条第一項第二号の便益の適用を受けようとする場合にあつては、当該承認の申請の際(税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、その申請後その理由により相当と認められる期間内)に、同号イ(1)に規定する締約国原産地証明書又は同号イ(2)に規定する締約国原産品申告書等を税関長に提出しなければならない。この場合においては、同条第四項の規定にかかるらず、当該貨物の輸入申告の際には、当該締約国原産地証明書又は締約国原産品申告書等の提出を要しない。

4 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物であつて第六十一条第一項第二号ロ(1)又は(2)に該当するものにつき同号の便益の適用を受けようとする場合は、当該承認の申請の際(税關長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、その申請後その理由により相当と認められる期間内)に、同号ハに規定する締約国品目証明書を税關長に提出しなければならない。この場合においては、同条第八項の規定にかかわらず、当該貨物の輸入申告の際には、当該運送要件証明書の提出を要しない。

5 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物について、第六十一条第一項第二号ハに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、当該承認の申請の際(税關長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、その申請後その理由により相当と認められる期間内)に、同号ハに規定する締約国品目証明書を税關長に提出しなければならない。ただし、当該便益の適用を受けようとする貨物の課税価格(数量を課税標準として閑税を課する貨物にあつては、定率法第四条から第四条の九まで(課税価格の計算方法)の規定に準じて算出した価格)の総額が二十万円以下である場合にあつては、税關長の求めがあつたときに出すれば足りる。

6 前項の規定により第六十一条第一項第二号ハに規定する締約国品目証明書を提出した場合においては、同条第四項の規定にかかわらず、前項の貨物について輸入申告を行ふ際には、当該締約国品目証明書の提出を要しない。

(難破貨物等の運送の手続)

第五十四条 法第六十四条第一項(難破貨物等の運送)に規定する承認を受けようとする者は、第五十三条第一項に規定する事項を記載した申請書を税関長に(税関が設置されていない場所においては税関職員に)提出しなければならない。法第六十四条第一項但書の規定による届出は、第五十三条第一項に規定する事項を記載した書面でしなければならない。

(運送期間の延長の手続)

第五十五条 法第六十三条第四項後段(保税運送の期間の延長)(法第六十四条第二項(難破貨物等の運送)において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、第五十三条第一項に規定する事項を記載した申請書を税関長に(税関が設置されていない場所においては税関職員に)提出しなければならない。法第六十三条第一項但書の規定による届出は、第五十三条第一項に規定する事項を記載した書面でしなければならない。

(国際運送貨物取扱業者に関する要件)

第五十五条の二 法第六十三条の二第一項(保税運送の特例)に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げる者であることとする。

一 法第五十条第一項(保税蔵置場の許可の特例)又は第六十一条の五第一項(保税工場の許可

の特例)の承認を受けている者
二 法第四十二条第一項(保税蔵置場の許可)又は第五十六条第一項(保税工場の許可)の許可を受けている者であつて、その許可の日(二以上の許可を受けている場合にあつては、これら

のうち最初に受けた許可の日)から三年を経過している者(前号に掲げる者を除く。)
三 指定保税地域又は総合保税地域において貨物を管理する者であつて、その管理を始めた日から三年を経過している者

四 次に掲げる者であつて、法第六十三条の二第一項の承認の申請の日前三年間において保税運送をしたことがある者

イ 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第十九条の五第一項前段(貨物定期航路事

業の届出)又は第二十条第一項前段(不定期航路事業の届出)の届出

(以下この号において「事業の届出」という。)をした者(当該事業の届出に係る同法第十九

条の五第二項又は第二十条第三項の届出をしていない者に限る。)であつて、当該事業の届

出の日(二以上の事業の届出をしている場合には、これらのうち最初にした事業の届

出の日)から三年を経過している者

ロ 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百六十一号)第四条(許可)の許可(同法第三条第

一号(事業の種類)に掲げる一般港湾運送事業に係るものに限る。)を受けている者であつ

て、その許可の日(二以上の許可を受けている場合にあつては、これらのうち最初に受けた

ハ 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第一百条第一項(許可)又は第百二十九条第一

項(外国人国際航空運送事業)の許可を受けている者であつて、その許可の日から三年を経

過している者

(保税運送の承認を受けることを要しない区間)

第五十五条の三 法第六十三条の二第一項(保税運送の特例)に規定する政令で定める区間は、外

国貨物の管理が財務省令で定めるところにより電子情報処理組織によつて行われている保税地域相互間とする。

(運送目録の記載事項等)

第五十五条の四 法第六十三条の二第二項(保税運送の特例)に規定する運送目録には、運送に使用しようとする船舶、航空機又は車両の名称、登録記号又は種類並びに運送しようとする貨物の運送先、記号、番号、品名、数量及び価格を記載しなければならない。この場合において、運送する距離が短いことその他の事情により税関長がその記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

法第六十三条の二第四項の規定による運送目録の提出は、同条第三項の確認を受けた日から一月以内にするものとし、特定保税運送(同条第一項に規定する特定保税運送をいう。以下この項において同じ。)が次のいずれかに該当する場合には、その提出を要しないものとする。

一 法第六十三条の二第二項及び第三項の確認を行う税関官署の長が同一である特定保税運送

二 相互に多数の特定保税運送が行われる場所(同一の税關の管轄区域内の場所に限る。)として税關長が指定した特定の場所相互間ににおいて行われる特定保税運送

三 輸出の許可を受けた貨物に係る特定保税運送

第五十五条の五 法第六十三条の二第二項若しくは第三項の規定による運送目録の提示又は同条第四項の規定による運送目録の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

(特定保税運送者の承認の申請の手続等)

第五十五条の六 法第六十三条の三第一項(承認の手続等)に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 法第六十三条の二第一項(保税運送の特例)の承認を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)の住所又は居所及び氏名又は名称

二 申請者が法第六十三条の二第一項に規定する国際運送貨物取扱業者である場合にあつては、第五十五条の二各号のいずれに該当するかの別

三 その他財務省令で定める事項

前項の申請書には、法第六十三条の四第三号(承認の要件)の規則を添付しなければならない。

3 申請者が法人であるときは、第一項の申請書には、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。ただし、申請者が法第五十条第一項(保税蔵置場の許可の特例)若しくは第六十一条の五第一項(保税工場の許可の特例)の承認又は法第七十九条第一項(通関業者の認定)の認定を受けている者であることその他他の事由により税關長がその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 申請者が第五十五条の二第三号又は第四号のいずれかに該当する者であるときは、第一項の申請書には、当該いずれかに該当する者であることを証する書類を添付しなければならない。

5 税關長は、第一項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認をしたときはその旨を、承認をしないこととしたときはその旨及びその理由を書面により申請者に通知しなければならない。

6 法第六十三条の二第一項の承認を受けた者(以下「特定保税運送者」という。)は、その承認に係る第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該承認をした税關長に届け出なければならぬ。

(国際運送貨物取扱業者の承認の要件に係る法律の指定)

第五十五条の六 法第六十三条の四第一号ロ(承認の要件)に規定する政令で定める国際運送貨物取扱業者の区分は、次の各号に掲げる区分とし、同条第一号ロに規定する政令で定める法律は、当該区分に応じ当該各号に定める法律とする。

一 第五十五条の二第四号イに該当する者 海上運送法

二 第五十五条の二第四号ロに該当する者 港湾運送事業法

三 第五十五条の二第四号ハに該当する者 航空法

四 第五十五条の二第四号ニに該当する者 貨物利用運送事業法

第五十五条の二第四号ホに該当する者 貨物自動車運送事業法

(輸出申告の手続)

第五十八条 輸出しようとする貨物についての法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による申告は、次の各号に掲げる事項を記載した輸出申告書を税関長に提出して、しなければならない。ただし、税関長において当該貨物の種類又は価格を勘案し当該各号に掲げる事項の記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させ、また、当該貨物が旅客又は乗組員の携帯品（外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第八条の二第一項第一号（支払手段等の輸出入の届出）に掲げる支払手段又は証券に該当するもの及び同項第二号に掲げる貴金属に該当するものを除く。）であるときは、口頭で申告させることができる。

- 一 貨物の記号、番号、品名、数量及び価格
- 二 貨物の仕向地並びに仕向人の住所又は居所及び氏名又は名称
- 三 貨物を積み込もうとする船舶又は航空機の名称又は登録記号
- 四 輸出の許可を受けるために貨物を入れる保税地域等（法第六十七条の二第一項（輸出申告又は輸入申告の手続）に規定する保税地域等をいう。第五十九条の五及び第五十九条の六において同じ。）の名称及び所在地
- 五 その他参考となるべき事項
(輸入申告の手続)

第五十九条 輸入しようとする貨物についての法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による申告は、次の各号に掲げる事項を記載した輸入申告書を税関長に提出して、しなければならない。この場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

- 一 貨物を輸入しようとする者の住所又は居所及び氏名又は名称
- 二 貨物の記号、番号、品名、数量及び価格（特例輸入者の特例申告貨物にあつては、貨物の品名、数量及び価格）
- 三 貨物の原産地及び積出地並びに仕出人の住所又は居所及び氏名又は名称
- 四 貨物の蔵置場所
- 五 貨物に係る運送契約において、輸入の許可（法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により税関長の承認を受けて引き取られる貨物については、その承認）がされた後に運送される場所が定められている場合（その場所が二以上ある場合には最後に運送される場所とし、第一号に規定する住所又は居所と異なる場合に限る。）には、次に掲げる事項
- 六 貨物が、通信販売（商品を販売する者（以下この号及び次号において「販売者」という。）が、不特定かつ多数の者に当該商品に係る販売価格その他の条件（以下この号及び次号において「販売条件」という。）を電気通信回線を通じて提示して行う商品の販売であつて、次に掲げるいずれかの方法により行われるもの）をいう。同号において同じ。）により購入された後、当該貨物の販売者は、その委託を受けた仕出人により外国から日本国内に宛てて発送されたものに該当するか否かの別
- 七 イ 商品を購入する者（以下この号及び次号において「購入者」という。）が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによつて当該販売条件又は当該販売条件を変更した条件による売買契約の申込みの意思表示を販売者に対して行い、かつ、当該販売者が、その使用に係る電子計算機を用いて送信することによつて当該意思表示に対する承諾の意思表示を行うことにより、商品が販売される方法
- 八 口 通信回線を通じて行い、かつ、購入者が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される

手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによつて当該意思表示に対する承諾の意

思表示を行うことにより、商品が販売される方法

七 貨物が前号に規定するものに該当する場合には、その通信販売において利用されたプラットフォーム（電子計算機を用いた情報処理により構築され、事業者その他の者により単独で又は共同して提供される場であつて、当該場において、販売者が不特定かつ多数の者に商品に係る販売条件を提示し、かつ、購入者が販売者に対して売買契約の申込み又は承諾の意思表示を行うものをいう。）の名称若しくは名称に代わるものとして当該貨物の購入者の使用に係る電子計算機の映像面に表示される呼称又は当該プラットフォームを提供する者若しくは当該貨物の販売者の氏名若しくは名称

- 八 その他参考となるべき事項

第五十九条の二 第五十八条第一号又は前条第一項第一号の二に掲げる貨物の数量は、財務大臣が貨物の種類ごとに定める単位による当該貨物の正味の数量とする。
2 第五十八条第一号に掲げる貨物の価格は、当該貨物の本邦の輸出港における本船甲板渡し価格（航空機によつて輸出される貨物については、これに準ずる条件による価格とし、無償で輸出される貨物については、当該貨物が有償で輸出されるものとした場合のこれらの価格とする。）とし、前条第一項第一号の二に掲げる貨物の価格（当該貨物が特例申告貨物である場合を除く。）及び同条第二項に規定する保税製品（特例申告貨物を除く。）の原料として使用された外國貨物の課税標準に相当する価格は、これらの貨物の定率法第四条から第四条の九まで（課税價格の計算方法）の規定により計算される課税價格に相当する価格とする。
3 前条第一項第一号の二に掲げる貨物の価格（当該貨物が特例申告貨物である場合を除く。）及び同条第二項に規定する保税製品（特例申告貨物を除く。）の原料として使用された外國貨物の課税標準に相当する価格は、これららの貨物の定率法第四条から第四条の九まで（課税價格の計算方法）の規定により計算される課税價格に相当する価格とする。
4 第二項に規定する本船甲板渡し価格を計算する場合において、外国通貨により表示された価格の本邦通貨への換算は、輸入貨物につき課税價格を計算する場合の例による。

- 5 前項の規定は、第三項の価格を計算する場合について準用する。

第五十九条の三 刪除

（外国貿易船に準ずる船舶）

第五十九条の四 法第六十七条の二第二項（輸出申告又は輸入申告の手続）に規定する政令で定め

る船舶は、はしけ又はこれに類する船舶（次条において「はしけ等」という。）とする。

（貨物を外国貿易船等に積み込んだ状態で輸出申告又は輸入申告をするとの承認の手続）

第五十九条の五 法第六十七条の二第二項（輸出申告又は輸入申告の手続）の規定による税関長の承認を受けることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 輸出申告又は輸入申告に係る貨物を他の貨物と混載することなく外国貿易船に積み込んだ状態で法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の検査及び許可を受けようとする場合（当該貨物の性質、形状及び積付けの状況が同条の検査を行うのに支障がなく、かつ、輸出又は輸入の許可を受けるために当該貨物を保税地域等に入れることが不適当と認められる場合に限る。次号において同じ。）

二 輸出申告又は輸入申告に係る貨物の外国貿易船に対する積卸しの際、当該貨物を他の貨物と混載することなくはしけ等に積み込み、その状態で法第六十七条の検査及び許可を受けようとする場合

前項の承認を受けようとする者は、その承認を受けようとする貨物について次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該貨物の輸出申告又は輸入申告をする税関長に提出しなければならない。ただし、当該税関長は、当該各号に掲げる事項の記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

一 貨物の記号、番号、品名及び数量

二 外国貿易船又ははしけ等の名称及び係留場所並びに外国貿易船又ははしけ等における貨物の積付けの状況

三 当該承認を受けようとする理由

四 その他参考となるべき事項

(保稅地域等に入れないで輸入申告をすることの承認の申請)

第五十九条の六 法第六十七条の二第三項第二号（輸出申告又は輸入申告の手続）の規定により、貨物を保稅地域等に入れないで輸入申告をすることにつき税関長の承認を受けることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 輸入申告を電子情報処理組織を使用して行う場合（当該輸入申告に係る輸入貨物が本邦に迅速に引き取られる必要があり、かつ、当該輸入貨物の性質その他の事情を勘案して取締り上支障がないと認められる場合に限る。）

二 前号に掲げる場合のほか、貨物を保税地域等に入る前に輸入申告をすることにつきやむを得ない事情があると認められる場合

前項の承認を受けようとする者は、その承認を受けようとする貨物について次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該貨物の輸入申告をする税関長に提出しなければならない。ただし、当該税関長は、当該各号に掲げる事項の記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認められる事項の記載を省略させることができる。

一 貨物の記号、番号、品名及び数量

二 当該承認を受けようとする理由

3 法第六十七条の二第三項第三号の規定による輸入申告は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

第二節 輸出申告の特例

(特定輸出者等の輸出申告手続)

第五十九条の七 法第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）の規定の適用を受ける法第六十七条

（輸出又は輸入の許可）の規定による輸出申告（同項第一号に規定する特定輸出者に係るものに限る。）に係る第五十八条の規定の適用については、同条中「次の各号」とあるのは、「法第六十条の三第三項（輸出申告の特例）」に規定する特定輸出申告を行ふ場合にあつてはその旨及び次の各号」と、「省略させ、また、当該貨物が旅客又は乗組員の携帯品（外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第八条の二第一項第一号（支払手段等の輸出入の届出）に掲げる支払手段又は証券に該当するもの及び同項第二号に掲げる貴金属に該当するものを除く。）であるときは、口頭で申告させる」とあるのは、「省略させる」と、同条第四号中「所在地」とあるのは、「所在地（法第六十七条の三第三項に規定する特定輸出申告を行う場合にあつては、貨物が置かれている場所）」とする。

2 前項の規定は、法第六十七条の三第一項の規定の適用を受ける法第六十七条の規定による輸出申告（同項第二号に規定する特定委託輸出者に係るものに限る。）に係る第五十八条の規定の適用について準用する。この場合において、前項中「第六十七条の三第三項（輸出申告の特例）」に規定する特定輸出申告を行ふ場合にあつてはその旨及び「とあるのは」「第六十七条の三第一項後段（輸出申告の特例）」に規定する特定委託輸出申告を行う場合にあつてはその旨及び当該貨物が

置かれている場所から当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を行う特定保稅運送者並びに」と、「第六十七条の三第三項に規定する特定輸出申告」とあるのは、「第六十七条の三第一項後段に規定する特定委託輸出申告」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、法第六十七条の三第一項の規定の適用を受ける法第六十七条の規定による輸出申告（同項第三号に規定する特定製造貨物輸出者に係るものに限る。）に係る第五十八条の規定の適用について準用する。この場合において、第一項中「第六十七条の三第三項（輸出申告の特例）」に規定する特定輸出申告を行ふ場合にあつてはその旨及び第二項（輸出申告の特例）に規定する特定製造貨物輸出申告を行う場合にあつてはその旨及び当該貨物を製造した者及び当該貨物が置かれている場所から当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を行う者並びに」と、「第六十七条の三第三項に規定する特定輸出申告」とあるのは、「第六十七条の三第二項に規定する特定製造貨物輸出申告」と読み替えるものとする。

4 前三项の輸出申告（法第六十八条（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）に規定する書類及び法その他の関税に関する法令の規定により輸出申告の際に提出するものとされている書類の提出を含む。）は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該申告を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

(輸出申告の特例を適用しない貨物の指定)

第五十九条の八 法第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。

一 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第二百七十八号）別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（次号及び第三号に掲げるものを除く。）

二 輸出貿易管理令別表第四に掲げる国又は地域を仕向地として輸出される貨物であつて、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項（輸出の許可等）の規定による許可又は同令第二条第一項（輸出の承認）の規定による承認を必要とするもの（次号に掲げるものを除く。）

三 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条1aに規定する輸出される資材、需品又は装備

(貨物確認書の記載事項)

第五十九条の九 法第六十七条の三第二項（輸出申告の特例）に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 特定製造貨物（法第六十七条の十三第二項第二号イ（製造者の認定）に規定する特定製造貨物をいう。以下この条において同じ。）の記号、番号、品名及び数量

二 特定製造貨物に係る法第七十条第一項又は第二項（証明又は確認）の規定による証明の要否

三 認定製造者（法第六十七条の十三第一項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）の住所又は居所及び氏名又は名称

四 特定製造貨物輸出者（法第六十七条の十三第二項に規定する特定製造貨物輸出者をいう。第一次第の十六第一項第二号及び第四項において同じ。）の住所又は居所及び氏名又は名称

五 特定製造貨物が置かれている場所から当該特定製造貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税關空港又は不開港までの運送を行う者の住所又は居所及び氏名又は名称

六 その他財務省令で定める事項

(特定輸出者の承認の申請の手続等)

第五十九条の十 法第六十七条の三第三項（輸出申告の特例）に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 法第六十七条の三第一項第一号の承認を受けようとする者（第三項及び第四項において「申請者」という。）の住所又は居所及び氏名又は名称

二 法第六十七条の三第三項に規定する特定輸出申告をしようとする貨物の品名

三 法第六十七条の六第一号イからチまで（承認の要件）のいずれかに該当する場合には、その事実

四 その他参考となるべき事項

3 2 前項の申請書には、法第六十七条の六第一号イからチまで（承認の要件）のいずれかに該当する場合には、その申請者が法人であるときは、第一項の申請書には、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。ただし、申請者が法第六十七条の十三第一項（製造者の認定）の認定を受けている者であることその他の事由により税関長がその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 税関長は、第一項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認をしたときはその旨を、承認をしないこととしたときはその旨及びその理由を書面により申請者に通知しなければならない。

5 法第六十七条の三第一項第一号の承認を受けた者（以下「特定輸出者」という。）は、その承認に係る第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該承認をした税関長に届け出なければならない。（特例輸出貨物の廃棄の届出等）

第五十九条の十一 第二十九条の規定は法第六十七条の五（特例輸出貨物の亡失等の届出）において準用する法第三十四条本文（外国貨物の廃棄）の規定による届出について、第三十八条の二の規定は法第六十七条の五において準用する法第四十五条第三項（許可を受けた者の関税の納付義務等）の規定による届出について、それぞれ準用する。この場合において、第二十九条中「廃棄しようとする貨物」とあるのは「廃棄しようとする貨物に係る輸出の許可書の番号、当該貨物は「外国貨物に係る輸出の許可書の番号」と読み替えるものとする。（帳簿の記載事項等）

第五十九条の十二 特定輸出者は、特定輸出関税關係帳簿（法第六十七条の八第一項（特定輸出者に係る帳簿の備付け等））に規定する特定輸出関税關係帳簿をいう。第三項及び第四項において同じ。）を備え付けて、これに特定輸出貨物（同条第一項に規定する特定輸出貨物をいう。以下同じ。）について当該特定輸出貨物の品名、数量及び価格、仕向人の氏名又は名称並びに当該特定輸出貨物に係る輸出の許可の年月日及びその許可書の番号を記載しなければならない。

2 法第六十七条の八第一項に規定する政令で定める書類（以下この条において「特定輸出関税關係書類」という。）は、特定輸出貨物に係る契約書、仕入書、包装明細書、価格表、製造者又は売渡人の作成した仕出入との間の取引についての書類、当該特定輸出貨物が法第七十条第一項又は第二項（証明又は確認）に規定する貨物に該当する場合には、同条第一項に規定する許可、承認等を受けている旨を証明する書類又は同条第二項に規定する検査の完了若しくは条件の具備を証明する書類その他特定輸出貨物の性質及び形状を明らかにする書類とする。

3 特定輸出関税關係帳簿に記載すべき事項の全部又は一部が特定輸出関税關係書類又は輸出の許可書に記載されている場合には、当該全部又は一部の事項の特定輸出関税關係帳簿への記載を省略することができる。この場合において、当該輸出の許可書は、特定輸出関税關係書類とみなす。

4 特定輸出者は、特定輸出関税關係帳簿の記載事項と特定輸出関税關係書類との関係が輸出の許可書の番号その他の記載事項により明らかであるように整理し、特定輸出関税關係帳簿及び特定輸出関税關係書類をその特定輸出貨物の輸出の許可の日の翌日から五年間、特定輸出者の本店若しくは主たる事務所若しくは当該特定輸出貨物の輸出取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地又は特定輸出者の住所所在地に保存しなければならない。

5 法その他の関税に関する法令の規定により特定輸出関税關係書類を税関長に提出した場合は、その提出以後、前二項の規定は、適用しない。（輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出）の規定による届出について準用する。この場合において、第四条の十

三第一号中「特例輸入者」とあるのは「特定輸出者」と、同条第二号中「第七条の二第一項（申告の特例）」とあるのは「第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）」と、同条第三号中「第七条の二第一項」とあるのは「第六十七条の三第一項第一号」と読み替えるものとする。（承認の取消しの手続）

第五十九条の十四 第四条の十四の規定は、法第六十七条の十一（承認の取消し）の規定により法定の準用）の規定において特定輸出者について法第四十八条の二第一項から第五項まで（許可の承継）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えについて準用する。この場合において、第四条の十五第一項の表中「第七条の二第一項」とあるのは「第六十七条の三第一項第一号」と、同表第四十八条の二第一項の項中「（申告の特例）」とあるのは「（輸出申告の特例）」とあるのは「（第六十七条の六各号（承認の要件））とあるのは「（第六十七条の二第三項の項中「（許可の要件）」とあるのは「（許可の要件）」のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないものとする」と、同表第四十八条の二第四項の項中「特例輸入者の特例申告貨物の輸入」とあるのは「特定輸出者の特定輸出貨物の輸出」と、第七条の十一第一項第一号又は第三号」とあるのは「第六十七条の十第一項第一号又は第三号」と、同表第四十八条の二第五項の項中「第四十三条各号」とあるのは「第四十三条各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないことができる」と、「第七条の五各号」とあるのは「第六十七条の六各号のいずれかに適合しない場合には、前項の承認をしないものとする」と読み替えるものとする。

2 第三十九条の二第一項又は第二項の規定は、法第六十七条の十二において準用する法第四十八条の二第二項又は第四項の規定による承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第三十九条の二第一項中「保税蔵置場の許可」とあるのは「法第六十七条の三第一項第一号（輸出申告の特例）の承認」と、同項第一号中「の氏名並びに当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「である特定輸出者（法第六十七条の三第一項第一号に規定する特定輸出者をいいう。次項において同じ。）の氏名及び住所又は居所」と、同条第二項中「保税蔵置場の許可」とあるのは「法第六十七条の三第一項第一号の承認」と、同項第一号中「当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「合併若しくは分割をしようとする特定輸出者又は特定輸出貨物の輸出の業務を譲り渡そうとする特定輸出者の名称又は氏名及び住所」と、同項第二号中「合併若しくは分割をしようとする法人又は当該保税蔵置場の業務を譲り渡そうとする者の名称又は氏名及び住所並びに合併後存続する法人」とあるのは「合併後存続する法人」と、「により当該保税蔵置場」とあるのは「により前号の特定輸出者の特定輸出貨物の輸出」と、同項第三号中「当該保税蔵置場」とあるのは「第一号の特定輸出者の特定輸出貨物の輸出」と読み替えるものとする。（認定製造者の認定の申請の手続等）

第五十九条の十六 法第六十七条の十三第一項（製造者の認定）の認定を受けようとする者（以下の条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

3 2 前項の申請書には、法第六十七条の十三第三項第二号ハの規則を添付しなければならない。

1 申請者が法人であるときは、第一項の申請書には、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。ただし、申請者が法第六十七条の三第一項第一号（輸出申告の特例）の承認を受けている者であることその他の事由により税関長がその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 前項の規定は、第一項第二号の特定製造貨物輸出者について準用する。

間の協定（以下この号において「インドネシア協定」という。）、経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定（以下この号において「東南アジア諸国連合協定」という。）、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定、日本国とイスス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定、経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主义共和国との間の協定、日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定、経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定、経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下この号において「環太平洋包括的及び先進的協定」という。）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定、日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定、英國協定又は地域的な包括的経済連携協定をいう。以下この号において同じ。）における関税についての特別の規定による便益を適用する場合 次に掲げる書類
イ 当該貨物が経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の締約国の原産品とされるもの

(1) 当該貨物が締約国原産品であることにつき、経済連携協定の規定に基づき、協定締約国

う。) が証明した書類又は当該書類の作成をできる者として当該権限ある当局の認定を受けた者が証明した書類(いずれも環太平洋包括的及び先進的協定に係るもの)を

(2) 附圖一
該貨物が締約国原産品であることを申告する書類であつて經濟連携協定の規定に基づき作成されたもの（環太平洋包括的及び先進的協定第三章（原産地規則及び原産地手続）附属書三—A7（その他の制度）に規定する書類を含む。第五項において「締約国原産品申告書」という。）及び当該貨物の契約書、仕入書、価格表、總部品表、製造工程表その他の当該貨物が当該締約国原産品であることを明らかにする書類（税関長がその提出の必要がないと認めるときを除く。）（第四項においてこれらの書類を「締約国原産品申告書等」という。）

当該貨物が締約国原産品であつて、かつ、經濟連携協定の我が國以外の締約国（当該締約国の関税に関する法令が施行されている当該締約国以外の国を含む。以下この号において「締約国」という。）から当該締約国以外の地域（以下この号及び第七項において「非原産国」という。）を経由しないで本邦へ向けて直接に運送されたもの（以下この号において「直接受け運送品」という。）以外のものである場合（当該貨物が東南アジア諸国連合協定附属書四（運用上の証明手続）第三規則4（a）（原産地証明書の提示）又は地域的な包括的經濟連携協定第三章（原産地規則）第B節（運用上の証明手続）第三・十九条1（連続する原産地証明）の規定により連続する原産地証明書又は連続する原産地証明の発給を受けた締約国原産品であつて、かつ、当該連続する原産地証明書又は当該連続する原産地証明が発給された国から当該国以外の地域を経由しないで本邦へ向けて直接に運送されたものである場合を除く。）にあつては、当該貨物が次のいずれかに該当するものであることを証する書類として、当該締約国から本邦の輸入港に至るまでの通し船荷証券の写し、当該貨物について積替え、一時蔵置若しくは博覽会等への出品がされた当該非原産国の税關その他の権限を有する官公署が発給した証明書又はその他税関長が適当と認める書類（課税価格の総額が二十万円以下の貨物に係るもの）を除く。第七項及び第八項において「運送要件証明書」という。）

(1) 当該締約国から非原産国を経由して本邦へ向けて運送される貨物で、当該非原産国において積替え及び一時貯蔵（当該非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において当該非原産国の税關の監督下で行われるものに限る。）以外の取扱いがされなかつたもの

(2) 当該締約国から非原産国における博覧会等への出品（当該非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において当該非原産国の税關の監督下で行われるものに限る。）のため送り出された貨物で、当該非原産国から本邦に送り出されるもの（当該貨物の当該非原産国から本邦までの運送が直接運送品又は（1）に該当する貨物に係る運送に準ずるものである場合に限る。）

当該貨物が經濟連携協定の規定に基づき当該經濟連携協定における関税についての特別の

規定による便益の適用を受けることができる品目に該当するものであることにつき証明を必要とするものである場合には、当該貨物が該便益の適用を受けることができる品目に該当することを証する書類（当該証明が締約国原産地証明書により行われる場合を除く。第四項において「締約国品目証明書」という。）
二　当該貨物が英國協定附属書二一A（関税の撤廃及び削減）第三編（日本国による関税の撤廃及び削減）第B節（特定の原産品についての関税上の特恵待遇を適用するための制度）の規定に基づき関税の譲許が同節の規定により算出される数量を限度として定められている物品に該当するものであることにつき証明を必要とするものである場合には、当該貨物が当該譲許の便益の適用を受けることができる品目に該当することを証する書類（第九項及び第十項において「日英特惠輸入証明書」という。）
前項第一号の原産地証明書は、同号の便益を受けようとする貨物の記号、番号、品名、数量及び原産地を記載し、かつ、当該貨物の原産地、仕入地、仕出地若しくは積出地にある本邦の領事館若しくはこれに準ずる在外公館又はこれらの地の税關その他の官公署若しくは商業會議所の証したものでなければならない。

第一項第一号の原産地証明書は、当該証明書に記載された貨物の輸入申告の日(当該貨物につき第三十六条の三第一項(第五十条の二において準用する場合を含む。)又は第五十五条の十二第一項の承認の申請書を提出する場合にあつては、その提出の日。第五項において同じ。)においてその発行の日から一年以上を経過したものであつてはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過したものであるときは、この限りでない。

締約国原産地証明書、締約国原産品申告書等及び締約国品目証明書は、これらに係る貨物の輸入申告又は法第七十六条第一項ただし書(郵便物の輸出入の簡易手続)の検査その他郵便物に係る税関の審査の際(税關長が灾害その他やむを得ない理由があると認める場合又は当該貨物につき法第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)に規定する税關長の承認を受ける場合には、その申告又は審査後相当と認められる期間内)に提出しなければならない。ただし、締約国品目証明書は、これに係る貨物の課税価格の総額が二十万円以下である場合にあつては、税關長の求めがあつたときに提出すれば足りる。

総統国原産地証明書及び総統国原産品申告書は、これらに係る貨物の輸入申告の日（法第七十一条第一項に規定する郵便物にあつては、同条第三項の規定による提示の日）において、その発送又は作成の日から一年以上を経過したものであつてはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過したものであるときは、この限りでない。

シンガポール協定における関税についての特別の規定による便益の適用を受ける貨物についても、発給される総統国原産地証明書は、その説明に係る貨物をシンガポールから送り出した際（税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合には、送り出した後その事由により相当と認められる期間内）に発給したものでなければならぬ。

運送要件証明書のうち、非原産国の税関その他他の権限を有する官公署が発給した証明書は、次

に掲げる事項を記載したものでなければならぬが、当該貨物の記号、番号、品名及び数量

- 二 非原産国における当該貨物の船舶、航空機又は車両に対する積卸しの年月日及び当該船舶、航空機又は車両の名称、登録記号又は種類

三 前号の積卸しがされた非原産国における当該貨物の取扱いの状況

4 運送要件証明書は、第一項第二号ロ(1)又は(2)に掲げる貨物の輸入申告に際し、提出しなければならない。

5 日英特惠輸入證明書は、当該日英特惠輸入證明書に係る貨物の輸入申告日の属する年度の翌年度の六月三十日までに、税関長に提出しなければならない。この場合において、当該日英特惠輸入證明書は、第三十六条の三第七項(第五十条の一において準用する場合を含む。)及び第五十二条の十二第七項の場合を除き、当該輸入申告の際に提出されたものとみなす。

6 財務大臣は、日英特惠輸入證明書に係る物品について、当該物品に係る英國協定附属書一A第三編第B節に規定する規定の実施に関する必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、必要な説明を求め、及び意見を述べることができる。

(指定地外検査の許可の申請)

7 第六十二条 法第六十九条第二項(指定地外検査)に規定する許可を受けようとする者は、その許可を受けようとする貨物の品名及び数量並びに同項に規定する検査を受けようとする期間、場所及び事由を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

8 第四節 輸出又は輸入をしてはならない貨物

9 第六十二条の二 税関長は、法第六十九条の三第一項(輸出してはならない貨物に係る認定手続)に規定する認定手続(以下この条において「認定手続」という。)においては、当該認定手続が執られた貨物(以下この条、第六十二条の十二第一項及び第六十二条の十三において「疑義貨物」という。)に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者(法第六十九条の三第一項に規定する不正競争差止請求権者をいう。次項、第三項第四号及び第六十二条の十二第二項において同じ。)及び当該疑義貨物を輸出しようとする者(以下この条において「輸出者」という。)に対し、当該疑義貨物が法第六十九条の二第一項第三号又は第四号(輸出してはならない貨物)に掲げる貨物に該当すること又は該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならぬ。

10 第六十二条の二 税関長は、前項の規定により提出された証拠その他認定手続において使用する証拠を法第六十九条の三第五項の認定の基礎とする場合には、当該認定手続に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、育成者権者若しくは不正競争差止請求権者(次項及び第四項第二号において「権利者」と総称する。)又は輸出者に対し、当該証拠について意見を述べる機会を与えるなければならない。

11 法第六十九条の三第一項及び第二項の規定による権利者に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

12 疑義貨物の品名

13 輸出者及び疑義貨物の仕向人の氏名又は名称及び住所

14 疑義貨物(法第六十九条の二第一項第三号に掲げる貨物に係る認定手続に係るものに限る。)に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権(次条において「権利」と総称する。)の内容

15 第二条第一項第一号から第三号まで、第十七号又は第十八号(定義)に規定する商品等表示、商品の形態又は技術的制限手段であつて、不正競争差止請求権者に係るもの(次条第二号において同じ。)の内容

16 認定手続を執る理由

- 六 法第六十九条の四第一項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにつては、その旨
七 疑義貨物が法第六十九条の二第一項第三号又は第四号に掲げる貨物に該当することについて
証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨並びにその期限

八 法第六十九条の四第一項の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにつては、前号の期限内に申請することにより疑義貨物を点検することができる旨

九 その他参考となるべき事項

一 法第六十九条の三第一項及び第二項の規定による輸出者に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

二 権利者の氏名又は名称及び住所

三 疑義貨物が法第六十九条の二第一項第三号又は第四号に掲げる貨物に該当しないことについて
て証拠を提出し、及び意見を述べることができると認定された旨並びにその期限

四 疑義貨物が法第六十九条の二第一項第三号又は第四号に掲げる貨物に該当すると認定されたときは、同条第二項の規定により当該疑義貨物が没収されて廃棄されることがある旨
法第六十九条の四第一項の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにつては、当該申立てをした者又は輸出者（法第四十条第一項（法第六十九条において準用する場合を含む。）の規定により疑義貨物について内容の点検を行うことができる場合における輸出者を除く。）は、第三号の期限内に申請することにより疑義貨物を点検することができる旨

五 法第六十九条の三第三項の規定による通知は、書面でしなければならない。

六 前項第三号から第六号まで及び第九号に掲げる事項

七 法第六十九条の三第三項の規定による通知は、書面でしなければならない。
(輸出してはならない貨物に係る申立て手続)

第八条の三 法第六十九条の四第一項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申立書に、同項に規定する証拠を添えて、税関長に提出しなければならない。
一 自己の権利の内容（法第六十九条の二第一項第三号（輸出してはならない貨物）に掲げる貨物に係る申立てをしようとする場合に限る。）
二 商品等表示、商品の形態又は技術的制限手段の内容（法第六十九条の二第一項第四号に掲げる貨物に係る申立てをしようとする場合に限る。）
三 自己の権利又は営業上の利益（法第六十九条の二第一項第四号に掲げる貨物に係る同号に規定する行為により侵害される営業上の利益をいう。次号において同じ。）を侵害すると認める貨物の品名

四 前号の貨物が自己の権利又は営業上の利益を侵害すると認める理由
(輸出してはならない貨物に係る点検の機会の付与)

第五条の四 法第六十九条の四第四項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による点検を行おうとする者は、第六十二条の二第三項第七号又は第四項第三号の期限内に、点検を行うことを申請する旨を記載した書面に、同条第三項又は第四項の通知に係る書面の写しを添付して、税関長に提出しなければならない。

六 その他参考となるべき事項

一 法第六十九条の四第三項に規定する申立てが効力を有する期間として希望する期間（四年以内に限る。）

第六十二条の五 税関長は、法第六十九条の五（輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め）の規定により専門委員に対し意見を求めるときは、その旨及び理由を記載した書面に、当該

申立てに係る貨物についての資料その他の専門委員が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、専門委員に送付するものとする。

(輸出してはならない貨物に係る供託された金銭等の取戻しに係る承認申請手続)

第六十二条の六 法第六十九条の四第一項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てをした者で法第六十九条の六第一項又は第二項（輸出差止申立てに係る供託等）の規定により金銭を供託すべき旨を命じられたもの（次条において「供託をすべき申立人」といいう。）は、当該供託（法第六十九条の六第三項の規定による有価証券の供託を含む。）をしたときは、遅滞なく、その供託書の正本を税関長に提出しなければならない。

税関長は、前項の規定による供託書の正本の提出があつたときは、遅滞なく、その旨を記載した書面及び当該供託書の正本の写しをその供託の原因となつた貨物を輸出しようとする者に交付しなければならない。

（輸出してはならない貨物に係る供託に代わる契約の内容等）

第六十二条の七 供託をすべき申立人は、法第六十九条の六第五項（輸出差止申立てに係る供託等）の契約を締結する場合には、本邦にある銀行、信用金庫、保険会社その他の金融機関で税関長の承認を受けたもの（第一号及び第三項において單に「金融機関」という。）を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

金融機関は、供託をすべき申立人のために、税関長が当該供託をすべき申立人に供託することを命じた金銭の額を限度として、当該供託をすべき申立人に対する法第六十九条の六第一項に規定する損害に係る賠償請求権を有する輸出者が当該金融機関に対して金銭の支払を請求する権利を有することを確認するものとして当該輸出者の申請により税関長が交付する書面に表示された額の金銭を当該輸出者に支払うものであること。

二 税関長の承認を受けた場合を除き、契約を解除し、又は契約の内容を変更することができる

供託をすべき申立人は、法第六十九条の六第五項の契約を締結したとき（税関長の承認を受けて当該契約の内容を変更した場合を含む。）は、その旨を記載した書面に、契約書の写しを添付して、税関長に提出しなければならない。

三 税関長は、前項の規定による書面及び契約書の写しの提出があつたときは、遅滞なく、その旨並びに同項の契約の相手方である金融機関の名称及び所在地並びに当該契約に係る契約金額を記載した書面を当該契約の締結の原因となつた貨物を輸出ししようとする者に交付しなければならない。

四 税関長は、第二項の規定による書面及び契約書の写しの提出があつた場合において、同項の契約を締結した供託をすべき申立人に対する法第六十九条の六第一項に規定する損害に係る賠償請求権を有する輸出者から当該賠償請求権を有すること及び当該賠償請求権の額の確認の申請があつたときは、当該申請をした輸出者に対し、当該賠償請求権を有すること及び当該賠償請求権の額を確認する書面を交付しなければならない。（輸出してはならない貨物に係る権利の実行の手続）

第六十二条の八 法第六十九条の六第六項（輸出差止申立てに係る供託等）に規定する権利（以下この条において単に「権利」という。）を有する輸出者は、税関長に対し、その権利の実行の申立てをることができる。

税関長は、前項の申立てがあつた場合において、判決の勝本、和解を証する書面その他これらに類するものにより当該申立てを理由があると認めるときは、当該申立てをした輸出者に対し、権利を有することを確認する書面を交付しなければならない。

税関長は、有価証券が供託されている場合において、権利の実行に必要があるときは、当該有価証券を換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。前三項に規定するもののほか、権利の実行に關し必要な事項は、法務省令・財務省令で定め

（輸出してはならない貨物に係る供託された金銭等の取戻しに係る承認申請手続）

第六十二条の九 法第六十九条の六第八項第四号（輸出差止申立てに係る供託等）の承認を受けようとする者は、同号の承認を受けたい旨を記載した書面に、同条第五項の契約に係る契約書の写

しを添付して、税関長に提出しなければならない。

二 法第六十九条の六第八項第五号の承認を受けようとする者は、現に供託されている供託物に代わる他の供託物を供託した上、同号の承認を受けたい旨及びその事由を記載した書面に、当該他の供託物に係る供託書の正本を添付して、税関長に提出しなければならない。

（輸出してはならない貨物に係る意見を聽くことの求めの手続）

第六十二条の十 法第六十九条の七第一項（輸出してはならない貨物に係る意見を聽くことの求め等）の規定による求め（以下この条及び次条第一項各号において「意見照会請求」という。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、当該意見照会請求をしようとする者が法

第六十九条の七第一項に規定する特許権者等である場合にあつては当該意見照会請求に係る貨物に係る自己の特許権、実用新案権若しくは意匠権の侵害の行為を組成したものとして認める物若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項等の規定による求めの手続）

二 法第六十九条の七第一項に規定する輸出者が法第六十九条の七第一項に規定する輸出者である場合にあつては当該意見照会請求に係る貨物に係る同項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権若しくは意匠権の侵害の行為を組成していないものとして認める物若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項等の規定による求めの手続）

三 意見照会請求をする旨及びその理由

一 法第六十九条の七第一項に規定する通知を受けたときは、その旨

二 法第六十九条の七第一項の規定により同項に規定する十日経過日までの期間を延長する旨の通知を受けたときは、その旨

三 意見照会請求をする旨及びその理由

（輸出してはならない貨物に係る経済産業大臣等への意見の求めの手続）

第六十二条の十一 税関長は、法第六十九条の七第二項（輸出してはならない貨物に係る意見を聽くことの求め等）の規定により経済産業大臣又は特許庁長官に対し意見を求めるときは、その旨を記載した書面及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面に、前条の規定により提出された書面の写し及び同条に規定する資料その他の経済産業大臣又は特許庁長官が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、経済産業大臣又は特許庁長官に提出しなければならない。

一 意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の七第一項に規定する特許権者等である場合当該特許権者等が当該意見照会請求に係る貨物に係る自己の特許権、実用新案権若しくは意匠権の侵害の行為を組成したものとして認める物若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号（定義）に掲げる行為を組成したものとして認める物の具体的な態様であつて税関長が特定したものと記載した書面

二 意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の七第一項に規定する輸出者である場合当該輸出者が当該意見照会請求に係る貨物に係る同項に規定する特許権者等の特許権、実用新案

権若しくは意匠権の侵害の行為を組成していないものとして認める物若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成していないものとして認める物の具体的な態様であつて税関長が特定したものと記載した書面

二 税関長は、法第六十九条の七第九項の規定により経済産業大臣又は特許庁長官に対し意見を求めるときは、その旨及び理由並びに当該意見の求めに係る同条第一項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権若しくは意匠権の侵害の行為を組成したものと思料する物若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成したものと思料する物の具体的な態様であつ

五 前各号に掲げるもののほか、疑義貨物が法第六十九条の十一第一項第九号から第十号までに掲げる貨物に該当しない旨を証する書類その他当該疑義貨物が同項第九号から第十号までに掲げる貨物に該当するか否かについて税関長が認定するための参考となるべき書類	3 税関長は、第一項の規定により提出された証拠、法第六十九条の十二第四項の規定により提出された書類その他認定手続において使用する証拠を同条第六項の認定の基礎とする場合には、当該認定手続に係る特許権者等又は輸入者に対し、当該証拠又は書類について意見を述べる機会を与えないなければならない。
四 輸入者及び疑義貨物の品名を記載した書面でなければならない。	4 法第六十九条の十二第一項及び第二項の規定による特許権者等に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。
二 輸入者及び疑義貨物の仕出人の氏名又は名称及び住所	一 疑義貨物の品名
三 疑義貨物（法第六十九条の十一第一項第九号又は第九号の二に掲げる貨物に係る認定手続に係るものに限る。）に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配装置利用権又は育成者権の内容	二 輸入者及び疑義貨物の仕出人の氏名又は名称及び住所

四 疑義貨物（法第六十九条の十一第一項第十号に掲げる貨物に係る認定手続に係るものに限る。）に係る商品等表示、商品の形態又は技術的制限手段（不正競争防止法第二条第一項第一号から第三号まで、第十七号又は第十八号（定義）に規定する商品等表示、商品の形態又は技術的制限手段であつて、不正競争差止請求権者に係るもの）をいう。次条第二号において同じ。）の内容	5 認定手続を執る理由
六 法第六十九条の十三第一項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときには、その旨	六 法第六十九条の十三第一項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られる場合には、当該申立てをした者又は輸入者（法第三十六条第二項に、その旨を記載した書面を税関長に提出しなければならない旨）
七 疑義貨物が法第六十九条の十一第一項第九号から第十号までに掲げる貨物に該当することについて、証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨（法第六十九条の十三第一項の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときには、次項の通知を受けた輸入者から同項第五号に規定する期限までに同号に規定する書面が税関長に提出された場合に限り、証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨）並びにその期限	七 前項第三号から第六号まで及び第九号に掲げる事項
八 法第六十九条の十三第一項の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときには、前号の期限内に申請することにより疑義貨物を点検することができる旨（年月日）	8 法第六十九条の十二第三項の規定による通知は、書面でしなければならない。
九 その他参考となるべき事項	9 法第六十九条の十二第一項及び第二項の規定による輸入者に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。
一 法第六十九条の十二第一項第九号から第十号までに掲げる貨物に該当しないことについて、証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨（法第六十九条の十三第一項の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときには、第五号に規定する期限までに同号に規定する書面の提出がある場合に限り、証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨）並びにその期限	10 法第六十九条の十二第三項の規定による通知は、書面でしなければならない。
二 特許権者等の氏名又は名称及び住所	11 法第六十九条の十二第一項第九号から第十号までに掲げる貨物に該当しないことについて、証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨（法第六十九条の十三第一項の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときには、第五号に規定する期限までに同号に規定する書面の提出がある場合に限り、証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨）並びにその期限
三 疑義貨物が法第六十九条の十一第一項第九号から第十号までに掲げる貨物に該当しないことについて、証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨（法第六十九条の十三第一項の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときには、第五号に規定する期限までに同号に規定する書面の提出がある場合に限り、証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨）並びにその期限	12 法第六十九条の十二第一項第九号から第十号までに掲げる貨物に該当しないことについて、証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨（法第六十九条の十三第一項の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときには、第五号に規定する期限までに同号に規定する書面の提出がある場合に限り、証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨）並びにその期限
四 疑義貨物が法第六十九条の十一第一項第九号から第十号までに掲げる貨物に該当すると認定されたときは、同条第二項の規定により当該疑義貨物が没収され廃棄されることがある旨	13 法第六十九条の十二第一項第九号から第十号までに掲げる貨物に該当すると認定されたときは、同条第二項の規定により当該疑義貨物が没収され廃棄されることがある旨
五 法第六十九条の十三第一項の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときには、疑義貨物が法第六十九条の十一第一項第九号から第十号までに掲げる貨物に該当すると認定されたときは、同条第二項の規定により当該疑義貨物が没収され廃棄されることがある旨	14 法第六十九条の十三第一項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てをした者で法第六十九条の十五第一項又は第二項（輸入差止申立てに係る供託等）の規定により専門委員への意見の求め（手続）
第六十二条の十九 税関長は、法第六十九条の十四（輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め）の規定により専門委員に付し意見を求めるときは、その旨及び理由を記載した書面に、当該申立てに係る貨物についての資料その他の専門委員が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、専門委員に送付するものとする。（輸入してはならない貨物に係る税関長の命令により供託した場合の手続）	15 法第六十九条の十五第三項（輸入してはならない貨物に係る有価証券の供託を含む。）をし

2 税関長は、前項の規定による供託書の正本の提出があつたときは、遅滞なく、その旨を記載した書面及び当該供託書の正本の写しをその供託の原因となつた貨物を輸入しようとする者に交付しなければならない。

(輸入してはならない貨物に係る供託に代わる契約の内容等)

第六十二条の二十一 供託をすべき申立人は、法第六十九条の十五第五項（輸入差止申立てに係る供託等）の契約を締結する場合には、本邦にある銀行、信用金庫、保険会社その他の金融機関で税関長の承認を受けたもの（第一号及び第三項において単に「金融機関」という。）を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

1 金融機関は、供託をすべき申立人のために、税関長が当該供託をすべき申立人に供託することを命じた金銭の額を限度として、当該供託をすべき申立人に対する法第六十九条の十五第一項に規定する損害に係る賠償請求権を有する輸入者が当該金融機関に対して金銭の支払を請求する権利を有することを確認するものとして当該輸入者の申請により税関長が交付する書面に表示された額の金銭を当該輸入者に支払うものであること。

2 税関長が当該供託をすべき申立人に供託することを命じた金銭の額を限度として、当該供託をすべき申立人に対する法第六十九条の十五第一項に規定する損害に係る賠償請求権を有する輸入者が当該金融機関に対して金銭の支払を請求する権利を有することを確認するものとして当該輸入者の申請により税関長が交付する書面に表示された額の金銭を当該輸入者に支払うものであること。

3 税関長は、前項の規定による書面及び契約書の写しの提出があつたときは、遅滞なく、その旨並びに同項の契約の相手方である金融機関の名称及び所在地並びに当該契約に係る契約金額を記載した書面を当該契約の締結の原因となつた貨物を輸入しようとする者に交付しなければならない。

4 税関長は、第二項の規定による書面及び契約書の写しの提出があつたときは、遅滞なく、その旨並びに同項の契約の相手方である金融機関の名称及び所在地並びに当該契約に係る契約金額を記載した書面を当該契約の締結の原因となつた貨物を輸入しようとする者に交付しなければならない。

5 税関長は、前項の規定による書面及び契約書の写しの提出があつたときは、遅滞なく、その旨並びに同項の契約の相手方である金融機関の名称及び所在地並びに当該契約に係る契約金額を記載した書面を当該契約の締結の原因となつた貨物を輸入しようとする者に交付しなければならない。

6 前項に規定するもののほか、権利の実行に關し必要な事項は、法務省令・財務省令で定め

(輸入してはならない貨物に係る権利の実行の手続)

第六十二条の二十二 法第六十九条の十五第六項（輸入差止申立てに係る供託等）に規定する権利（以下この条において単に「権利」という。）を有する輸入者は、税関長に対し、その権利の実行の申立てをすることができる。

1 税関長は、前項の申立てがあつた場合において、判決の勝本、和解を証する書面その他これらに類するものにより当該申立てを理由があると認めるときは、当該申立てをした輸入者に対し、権利を有することを確認する書面を交付しなければならない。

2 税関長は、有価証券が供託されている場合において、権利の実行に必要があるときは、当該有価証券を換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。

3 前二項に規定するもののほか、権利の実行に關し必要な事項は、法務省令・財務省令で定め

(輸入してはならない貨物に係る供託された金銭等の取戻しに係る承認申請手続)

第六十二条の二十三 法第六十九条の十五第八項第四号（輸入差止申立てに係る供託等）の承認を受けようとする者は、同号の承認を受けたい旨を記載した書面に、同条第五項の契約書の写しを添付して、税関長に提出しなければならない。

2 法第六十九条の十五第八項第五号の承認を受けようとする者は、現に供託されていて供託物に係る供託書の正本を添付して、税関長に提出しなければならない。

代わる他の供託物を供託した上、同号の承認を受けたい旨及びその事由を記載した書面に、当該他の供託物に係る供託書の正本を添付して、税関長に提出しなければならない。

(見本の検査をすることの承認の申請手続等)

第六十二条の二十四 法第六十九条の十六第一項（申請者による疑義貨物に係る見本の検査）の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、第六十二条の十六第四項の通知に係る書面の写しを添えて、税関長に提出しなければならない。

一 当該見本に係る疑義貨物について、第六十二条の十六第一項の規定により証拠を提出し、又は意見を述べるためにその検査が必要である理由

二 当該見本の数量

三 当該見本の検査をする場所及び日時並びに検査の方法

四 当該見本の検査をする前又は検査をした後において前号に規定する場所と異なる場所に当該見本を保管する場合には、その場所及び当該保管の方法

五 当該見本を運送する場合には、当該運送の方法

六 その他参考となるべき事項

(見本の検査をすることの承認の申請手続等)

第六十二条の二十五 法第六十九条の十六第一項の申請があつた場合において、同項後段の規定により当該見本に係る疑義貨物を輸入しようとする者（以下この条において「輸入者」という。）に当該申請があつたことを通知するときは、併せて、当該輸入者が当該申請について税関長に意見述べることができる旨を通知するものとする。

1 税関長は、法第六十九条の十六第一項の申請があつた場合において、その申請につき承認しないこととしたときは、申請者及び輸入者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。

2 税関長は、法第六十九条の十六第一項の申請があつた場合において、同項後段の規定により当該見本に係る疑義貨物を輸入しようとする者（以下この条において「輸入者」という。）に当該申請があつたことを通知するときは、併せて、当該輸入者が当該申請について税関長に意見述べることができる旨を通知するものとする。

3 税関長は、法第六十九条の十六第一項の申請があつた場合において、その申請につき承認しないこととしたときは、申請者及び輸入者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。

4 税関長は、輸入者に対し、法第六十九条の十六第三項の規定による通知をする場合には、同項に規定する見本の検査をすることを承認する旨並びに当該見本の検査がされる場所及び日時を書面により通知しなければならない。

5 法第六十九条の十六第四項の規定により同項の申請者が負担すべき費用は、当該見本の運搬、保管又は検査その他当該見本の取扱いに要する費用（見本を返還するために要する費用を含む。）とする。

(税関長の命令により供託した場合の手続等についての規定の準用)

第六十二条の二十六 第六十二条の二十及び第六十二条の二十一の規定は法第六十九条の十六第一項（申請者による疑義貨物に係る見本の検査）の規定による申請をしようとする者で同条第五項において準用する法第六十九条の十五第一項（輸入差止申立てに係る供託等）の規定により金銭を供託すべき旨を命じられたものについて、第六十二条の二十二の規定は法第六十九条の十六第五項において準用する法第六十九条の十五第六項に規定する権利の実行の手続について、第六十二条の二十三第一項の規定は法第六十九条の十六第五項において準用する法第六十九条の十五第八項第四号の承認を受けようとする者について、第六十二条の二十三第二項の規定は法第六十九条の十六第五項において準用する法第六十九条の十五第八項第五号の承認を受けようとする者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第六十二条の二十第一項並びに第六十二条の二十一第一項、第二項及び第四項	申立人	申請者
第六十二条の二十一第一項、第二項	申立人	申請者
第六十二条の二十一第一項及び第六十二条の二十一第一項並びに第六十二条の二十一第一項、第二項	申立人	申請者
第五項	法第六十九条の十 法第六十九条の十五第五項	法第六十九条の十 法第六十九条の十五第三項
五第五項	法第六十九条の十 法第六十九条の十五第五項	法第六十九条の十 法第六十九条の十五第三項

第六十二条の二十一第一項第一号	法第六十九条の十
及び第四項	法第六十九条の十五第一項
第六十二条の二十三第一項	法第六十九条の十五第五項

(見本の検査への立会申請手続)

第六十二条の二十六 法第六十九条の十六第六項(申請者による疑義貨物に係る見本の検査)の規定による申請をしようとする者は、第六十二条の二十四第四項の規定により通知された当該見本の検査がされる日前に、その旨並びに立会人の氏名及び住所その他参考となるべき事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。この場合において、当該書面の提出を受けた税関長は、法第六十九条の十六第一項の申請をした者に対し、当該立会人の氏名その他参考となるべき事項を通知するものとする。

(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求めの手続)

第六十二条の二十七 法第六十九条の十七第一項(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)の規定による求め(以下この条及び次条第一項各号において「意見照会請求」といふ。)をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、当該意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の十七第一項に規定する特許権者等である場合にあつては当該意見照会請求に係る貨物に係る自己の特許権、実用新案権若しくは意匠権の侵害の行為を組成したものとして認める物若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号(定義)に掲げる行為(同法第十九条第一項第八号(適用除外等)に定める行為を除く。以下この条並びに次条第一項各号及び第二項において同じ。)を組成したものとして認める物の具体的な態様を明らかにする資料を、当該意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の十七第一項に規定する輸入者である場合にあつては当該意見照会請求に係る貨物に係る同項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権若しくは意匠権の侵害の行為を組成していないものとして認める物若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成していないものとして認める物の具体的な態様を明らかにする資料を添えて、税関長に提出しなければならない。

一 法第六十九条の十七第一項に規定する十日経過日までの期間を延長する旨の通知を受けたときは、その旨

三 意見照会請求をする旨及びその理由
(輸入してはならない貨物に係る経済産業大臣等への意見の求めの手続)

四 その他参考となるべき事項

第六十二条の二十八 税関長は、法第六十九条の十七第二項(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)の規定により経済産業大臣又は特許庁長官に対し意見を求めるときは、その旨並びに理由を記載した書面及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面に、前条の規定により提出された書面の写し及び同条に規定する資料その他の経済産業大臣又は特許庁長官が意見述べるに際し参考となるべき資料を添えて、経済産業大臣又は特許庁長官に提出しなければならない。

二 意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の十七第一項に規定する輸入者である場合
合 当該特許権者等が当該意見照会請求に係る貨物に係る自己の特許権、実用新案権若しくは意匠権の侵害の行為を組成したものとして認める物若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号(定義)に掲げる行為を組成したものとして認める物の具体的な態様であつて税関長が特定したものを記載した書面

二 意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の十七第一項に規定する輸入者である場合
合 当該輸入者が当該意見照会請求に係る貨物に係る同項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権若しくは意匠権の侵害の行為を組成していないものとして認める物若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成していないものとして認める物の具体的な態様であつて税関長が特定したものと記載した書面

2	税関長は、法第六十九条の十七第九項の規定により経済産業大臣又は特許庁長官に対し意見を求めるときは、その旨及び理由並びに当該意見の求めに係る同条第一項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権若しくは意匠権の侵害の行為を組成したものと思料する物若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成したものと思料する物の具体的な態様であつて自ら特定したものと記載した書面に、当該具体的な態様を明らかにする資料その他の経済産業大臣又は特許庁長官が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、経済産業大臣又は特許庁長官に提出しなければならない。
3	税関長は、法第六十九条の十七第二項又は第九項の規定により経済産業大臣又は特許庁長官に提出しなければならない。
4	(輸入してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣等への意見の求めの手続等) 第六十二条の二十九 税関長は、法第六十九条の十八第一項(輸入してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣等への意見の求め)の規定により意見を述べるため意見を求めるときは、その旨及び理由を記載した書面に、当該意見の求めに係る疑義貨物についての資料その他の農林水産大臣又は経済産業大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、農林水産大臣又は経済産業大臣に提出しなければならない。

第六十二条の三十 税関長は、法第六十九条の十九(輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め)の規定により専門委員に対し意見を求めるときは、その旨及び理由を記載した書面に、当該意見の求めに係る疑義貨物についての資料その他の専門委員が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、専門委員に送付するものとする。
(輸入してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求めの手続)
第六十二条の三十一 法第六十九条の二十第一項(輸入してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等)の規定による求め(第四号において「認定手続取りやめ請求」という。)をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

一 法第六十九条の二十第二項の規定により通知を受けた法第六十九条の十七第一項(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)に規定する通知日をしようとする者は、その旨

二 法第六十九条の十七第一項の規定により同項に規定する十日経過日までの期間を延長する旨の通知を受けたときは、その旨

三 法第六十九条の十七第六項の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日

四 認定手続取りやめ請求をする旨

五 その他参考となるべき事項
(税関長の命令により供託した場合の手続等についての規定の準用)
第六十二条の三十二 第六十二条の二十及び第六十二条の二十一の規定は法第六十九条の二十第一項(輸入してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等)の規定による求めをしようとする者で同条第三項の規定により金銭を供託すべき旨を命じられたものについて、第六十二条の二十二の規定は法第六十九条の二十第七項に規定する権利の実行の手続について、第六十二条の二十三第一項の規定は法第六十九条の二十第九項第二号の承認を受けようとする者について、第六十二条の二十三第二項の規定は法第六十九条の二十第九項第三号の承認を受けようとする者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

五 石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第十五条第一項（引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例）の承認を受けている者が同項に規定する原油等を引き取る場合

第六十三条 法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）に規定する承認を受けようとする者は、その承認を受けようとする貨物の記号、番号、品名、数量及び輸入申告の年月日並びに当該承認を受けようとする事由を記載した申請書を当該貨物の輸入申告をした税関長に提出しなければならない。この場合において、当該輸入申告に係る貨物を分割して引き取ろうとするときは、当該申請書にその旨を付記しなければならない。

第六十四条 法第七十四条（輸入を許可された貨物とみなすもの）に規定する政令で定める郵便物は、保税地域に入れるため交付を受けた郵便物及び法第七十七条第六項（関税の納付前における郵便物の受取り）の税關長の承認を受けて受け取られた郵便物で同項後段の規定による納税の告知に基づく開税の納付がされないものとする。

第六十四条の二 法第七十四条（輸入を許可された貨物とみなすもの）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる貨物とする。
一 法第六十一条第五項（保税工場外における保税作業）（法第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）及び法第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する場合を含む。）、法第九十七条第三項（警察官等の通報）又は法第百三十四条第四項（領置物件等の還付等）の規定により關稅が徵收された貨物

四　国税通則法第五十七条第一項（間接国税に関する犯則事件についての通告処分等）の規定により納付された貨物

第六十五条 法第七十五条（外国貨物の積戻し）に規定する積戻しについては、第五十八条、第五十九条の二第一項、第二項及び第四項、第五十九条の四、第五十九条の五、第五十九条の七（第二項後段及び第三項を除く。）、第五十九条の八並びに第六十二条から第六十二条の十五までの規

定を準用する。この場合において第五十九条の七第一項中「同条第一項に該する各号」とあるのは、「法第十五条の三第三項（輸出申告中の特定輸出申告を行ふ場合）」に規定する特定輸出申告を行ふ場合にあつては、「法第十五条の三第三項（輸出申告中の各号）」とあるのは、「同条ただし書中」と、「省略させる」と、同条第四四号中の「法第十五条の三第三項（輸出申告中の各号）」とあるのは、「同条ただし書中」と、「省略させる」と、同条第四四号中

「所在地」とあるのは「所在地」法第六十七条の三第三項に規定する特定輸出申告を行う場合にあつては、貨物が置かれている場所」とあるのは、「省略させる」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及び第二項前段」と、第六十二条の二第四項第五号中「法第四十条第一

「項」とあるのは「法第三十六条第二項、第四十条第一項」と「含む。」こと第六十二条の二第三項及び第六十二条の八第一項」と読み替えるものとする。

(郡更勿の前に出人する荷物手続) て見守る役員で定める郡更勿

第六十六条 法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する政令で定める郵便物は、第三条第三項各号に掲げる郵便物（同項第一号に掲げる郵便物にあつては、輸入されるものに限る。）とする。

(郵便物の検査)

第六十六条の二 税関職員は、法第七十六条第一項ただし書(郵便物の輸出入の簡易手続)に規定する検査をするときは、日本郵便株式会社の職員の立会いを受けなければならない。

2 税関職員は、前項の検査を受けるべき物を内容とする郵便物中に信書があると認められるときは、郵便物の発送人又は名あて人に当該検査を受けるべき物の開示をさせ、又はその承諾を得た上、当該検査をしなければならない。

3 前二項の規定は、法第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定の適用を受ける郵便物に係る検査について準用する。

(提示を要しない郵便物)

第六十六条の三 法第七十六条第三項(郵便物の輸出入の簡易手続)に規定する政令で定める場合は、郵便物を輸出し、又は輸入しようとする者から当該郵便物につき法第六十七条(輸出又は輸入の許可)の申告を行う旨の申出があつた場合とする。

(交付前郵便物に係る税の納付義務の免除の手続等)

第六十六条の四 第三十八条の規定は法第七十六条の二第一項ただし書(交付前郵便物に係る税の納付義務の免除の手続等)の規定による承認について、第三十八条の二の規定は法第七十六条の二第三項の規定による届出について、それぞれ準用する。この場合において、第三十八条の中「貨物」とあるのは

(郵便物)と、「その置かれている」とあるのは「法第七十七条第一項(郵便物の関税の納付等)

の書面を特定するために必要な事項として財務省令で定めるもの(同項の書面が日本郵便株式会

社に交付された場合に限る)、滅却をしようとする」と、第三十八条の二第一号中「亡失した外

国貨物が置かれていた保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「法第七十七条第一項(郵便物

の関税の納付等)の書面を特定するために必要な事項として財務省令で定めるもの(同項の書面

が日本郵便株式会社に交付された場合に限る」と、同条第二号中「外国貨物」とあるのは「郵

便物」と、同条第三号中「亡失した外国貨物が置かれていた場所」とあるのは「亡失の場所」と

読み替えるものとする。

(保稅運送のための郵便物に係る書面の取扱い)

第六十七条 日本郵便株式会社は、法第七十七条第三項ただし書(郵便物の関税の納付等)の郵便物を交付したときは、その旨を同条第一項の通知に係る書面に記載して、これを当該通知をした

(関税の納付前ににおける郵便物の受取りの承認の申請)

第六十七条の二 法第七十七条第六項(関税の納付前ににおける郵便物の受取り)の税関長の承認を

税関長に還付しなければならない。

(関税の納付前ににおける郵便物の受取りの承認の申請)

第六十七条の三 法第七十七条第一項(郵便物の関税の納付等)に規定する郵便物を名宛人に交付する

ことができないときは、日本郵便株式会社は、同項の通知に係る書面にその事由を記載して、こ

れを当該通知をした税関長に還付しなければならない。

(交付できない郵便物に係る書面の取扱い)

第六十八条 法第七十七条第一項(郵便物の関税の納付等)に規定する郵便物を名宛人に交付する

ことができないときは、日本郵便株式会社は、同項の通知に係る書面にその事由を記載して、こ

れを当該通知をした税関長に還付しなければならない。

(日本郵便株式会社による関税の納付に係る納付期日)

第六十八条の二 法第七十七条第一項(郵便物に係る関税の納付等)の規定による関税の納付の委託令で定める日は、日本郵便株式会社が法第七十七条の二第一項(郵便物に係る関税の納付等)の規定により関税を納付しようとする者の委託に基づき当該関税の額に相当する金銭の交付を受けた日の翌日から起算して十一取引日を経過した最初の取引日(災害その他やむを得ない理由によりその日までに納付することができないと税関長が認める場合には、その承認する日)とす

(帳簿の記載事項等)

第六十八条の三 日本郵便株式会社は、帳簿を備え付け、納付受託郵便物(法第七十七条の二第一項(郵便物に係る関税の納付等)の規定により関税の納付の委託を受けた郵便物をいう。次項において同じ)ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 法第七十七条第一項(郵便物の関税の納付等)の書面を特定するために必要な事項として財務省令で定めるもの

二 関税の額

四 関税の額に相当する金銭の交付を受けた年月日

三 関税の額に相当する金銭を日本銀行(国税の収納を行なう代理店を含む)に納付した年月日

四 日本郵便株式会社は、前項の帳簿を整理し、その納付受託郵便物の関税の額に相当する金銭の交付を受けた日の翌日から七年間保存しなければならない。

(郵便物に係る輸出又は輸入の許可を取り消す場合等)

第六十八条の四 法第七十八条の二第一項(郵便物に係る輸出又は輸入の許可の取消し)(同条第四項において準用する場合を含む)に規定する政令で定める場合は、差出人から郵便物を取り戻し、又はそのあて名を変更する旨の請求があつた場合とする。

2 法第七十八条の二第四項の規定において輸入の許可を受けた郵便物であつて当該郵便物の名あてに交付されていないものについて同条第一項から第三項までの規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替える字句	読み替える字句
第七十八条の二第二項及び第三項	輸出	輸入
第五章の二 認定通関業者		
(認定通関業者の認定の申請の手続等)		

第六十九条 法第七十九条第一項(通関業者の認定)の認定を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を通関業法(昭和四十二年法律第百二十二号)第二条第一号(定義)に規定する通関業務を行なう営業所の所在地を所轄する税関長(当該税関長が二以上ある場合には、いずれかの税関長)に提出しなければならない。

一 申請者の住所又は居所及び氏名又は名称

二 申請者が通関業務を行なう営業所が二以上ある場合には、主たるもののが所在地を所轄する税

関長

三 その他財務省令で定める事項

前項の申請書には、法第七十九条第三項第三号の規則を添付しなければならない。

3 2 申請者が法人であるときは、第一項の申請書には、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。ただし、申請者が法第五十条第一項(保税蔵置場の許可の特例)、第六十一条の五第一項(保税工場の許可の特例)又は第六十三条の二第一項(保税運送の特例)の承認を受けている者であることその他の事由により税関長がその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 税関長は、第一項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき認定をしたときはそ
の旨を、認定をしないこととしたときはその旨及びその理由を書面により申請者に通知しなけれ
ばならない。

法第七十九条第一項の認定を受けた者(次条第一号及び第六十九条の四第一項において「認定
通関業者」という。)は、その認定に係る第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遲
滞なく、その旨を当該認定をした税関長に届け出なければならない。

(認定通関業者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出)

第六十九条の二 法第七十九条の三(認定通関業者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を税関長に提出することにより行う

一 届出をする認定通関業者の住所又は居所及び氏名又は名称

二 法第七十九条第一項(通関業者の認定)の認定を受けている必要がなくなつた旨

三 法第七十九条第一項の認定を受けた年月日

四 その他財務省令で定める事項

(認定の取消しの手続)

第六十九条の三 税関長は、法第七十九条の五第一項(認定の取消し)の規定により法第七十九条

第一項(通関業者の認定)の認定を取り消した場合には、その旨及びその理由を記載した書面に

よりその認定を受けていた者に通知しなければならない。

第六十九条の四 法第七十九条の六(許可の承継についての規定の準用)の規定において認定通關

業者について法第四十八条の二(許可の承継)の規定を準用する場合における当該規定に係る技

(技術的読み替え等)

読み替える法 第七十九条の六(許可の承継についての規定の準用)の規定において認定通關

業者について法第四十八条の二(許可の承継)の規定を準用する場合における当該規定に係る技

(技術的読み替え等)

してなお収容されているときは公売に付し、又は随意契約により売却する旨を記載しなければならない。

2 民事保全法(平成元年法律第九十一号)その他の仮差押え及び仮処分の執行に関する法令の規定により仮差押え又は仮処分の執行を受けた貨物を収容しようとするときは、仮差押えの執行を受けた貨物にあつては保全執行裁判所又は執行官若しくは強制管理人に、仮処分の執行を受けた

貨物にあつては保全執行裁判所又は執行官に前項に規定する事項を通知しなければならない。(収容課金)

貨物の重量一トン又は容積一立方メートルまでごとに百三十円とする。ただし、定率法別表第七一〇二・三一号、第七一〇二・三九号、第七一・〇三項又は第七一〇四・一二号から第七一〇四・九九号までに掲げる貴石(研磨、穴あけその他これらに類する加工をしてないもの及び機械用又は工業用に供するため形作つたものを除く)及び同表第七一・〇六項又は第七一・〇八項から第七一・一二項までに掲げる金属については、その二倍に相当する金額とする。

前項の規定に基づき収容課金の額を算出した場合において、重量により算出した額と容積により算出した額とが異なるときは、その多い額を収容課金とする。

収容課金の計算の基礎となる期間は、貨物を収容した日から起算し、収容の解除の日又は公売若しくは随意契約による売却の日の前日までとする。

(収容に要した費用)

第七十条の三 法第八十三条第一項(収容の解除)に規定する収容に要した費用は、収容貨物の保管、運搬及び法第八十条第三項(貨物の収容)の規定による公告に要した費用並びに通信費とする。

前項に規定する保管に要した費用の額は、収容貨物の保管の場所が法第八十条の二第三項本文(収容の方法)に規定する場所である場合には、その保管期間一日につき、収容貨物の重量一トン又は容積一立方メートルまでごとに百八十円とする。

前項第二項の規定は、前項の保管に要した費用について準用する。

(収容の解除の承認の申請)

第七十一条 法第八十三条第一項(収容の解除)に規定する承認を受けようとする者は、その承認を受けようとする貨物の記号、番号、品名及び数量並びにその収容の際に置かれていた場所及び

収容の年月日を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

前項の申請書には、収容された貨物の引取が確実であることを証する書類及びその収容の際当該貨物について質権又は留置権を有していた者の収容の解除についての承諾書を添附しなければならない。

法第八十三条第一項に規定する収容に要した費用及び収容課金は、第一項の申請書に印紙をはり付けて納付することができる。

(公売の公告)

第七十二条 法第八十四条第一項(収容貨物の公売)の規定による公告には、公売に付そうとする貨物の記号、番号、品名及び数量、公売の日時、場所、方法及び事由、履行の期限、保証金に関する事項その他の税関長が必要と認める事項を記載しなければならない。

前項の公告は、公売の日の十日前までに行うものとする。ただし、公売に付そうとする貨物が法第八十四条第二項の規定に該当し、若しくは不相応の保存費を要し、又はその価額を著しく減少するおそれがあると認められるときは、その期間は、短縮することができる。

(公売参加者の制限)

税関長は、左の各号の一に該当すると認められる者を、その該当することとなつた日以後二年間法第八十四条第一項(収容貨物の公売)に規定する公売に加わらせず、公売の場所に入ることを制限し、又はその場所から退場させることができ。公売に際しこれらの者を代理人、支配人その他の従業者として使用する者についても、また同様とする。

一 公売に際し不当に価格を引き下げる目的をもつて連合をした者

第七十三条 税関長は、左の各号の一に該当すると認められる者を、その該当することとなつた日以後二年間法第八十四条第一項(収容貨物の公売)に規定する公売に加わらせず、公売の場所に入ることを制限し、又はその場所から退場させることができる。公売に際しこれらの者を代理人

品名及び数量、その収容の際にあつた場所並びにその貨物が最初に収容された日から四月を経過する」と読み替えるものとする。

第六章 収容及び留置

(収容の公告)

第七十条 法第八十条第三項(貨物の収容)の規定による公告には、収容した貨物の記号、番号、

- 二 公売に加わることを妨害し、又は公売に加わった者の契約の締結若しくは履行を妨害した者
 三 正当な事由がなくて契約を履行しなかつた者
 四 偽りの名義で公売に参加した者
 五 故意に公売に係る貨物を損傷し、その価額を減少させた者
 六 前各号に掲げる者のほか、公売又は随意契約による売却の実施を妨げる行為をした者
 2 税関長は、前項の規定に該当する者が次条第一項の入札をしたときは、その入札がなかつたものとすることができる。
 3 税関長は、第一項の規定の適用に関し必要があると認められるときは、公売参加者の身分に関する証明を求めることができる。
 (公売の方法及び入札の手続)

第七十四条 法第八十四条第一項（収容貨物の公売）に規定する公売は、入札の方法により行うものとする。

- 2 税関長は、入札に加わろうとする者に対し、金銭又は歳入納付に使用する証券に関する件（大正五年勅令第二百五十六号）第一条第一項第一号（歳入の納付に使用することができる小切手等）に規定する小切手で銀行の振出に係るもの若しくはその支払の保証があるものをもつて、次項に規定する予定価格の百分の五以上の額により税関長が定める保証金を納付せなければならぬ。ただし、税関長は、当該予定価格が五十万円に満たない場合においては、その納付を要しないものとすることができる。
 3 税関長は、収容された貨物を入札に付するときは、入札の目的となる物について、同種又は類似の貨物の価格を勘案して適正と認めて決定した価額による予定価格を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。
 4 税関長は、必要があると認めるときは、前項の予定価格を法第八十四条第一項の規定による公告の際にあわせて公告し、又は公売を行う前に公売の場所その他適当な場所に掲示することができる。この場合においては、前項の規定は、適用しない。
 5 開札は、公告に示した日時及び場所で入札者の面前において行わなければならない。但し、入札者は、その提出した入札書の引換、変更又は取消をすることができない。
 6 入札者は、その提出した入札書の引換、変更又は取消をすることができない。
 7 開札の場合において、各人の入札のうち第三項の予定価格に達したものがないときは、直ちに再度の入札に付することができる。
 8 公売に係る貨物の買受人は、その納付した保証金をもつて当該貨物の買受代金に充てることができ。
 9 税関長は、買受人が買受代金を納付しない場合又は保証金を納付した者が前項の規定による落札者である場合の落札者の決定

- 2 前項の場合において、最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の入札数量と合計して入札に付した数量をこえるときは、そのこえる数量については、落札がなかつたものとする。
 3 税関長は、第一項の方法により落札者を定めた場合において、落札者のうちに契約を履行しない者があるときは、開札に引き続き落札者を定め、かつ、直ちに代金を納付させるときに行い、その者が落札した数量の範囲内において、まず、前項の規定により落札がなかつたものとされた数量（契約を履行しない落札者の同項の規定により落札がなかつたものとされた数量を除く。）につき落札があつたものとし、次に第一項後段の規定により落札者とならなかつた者を落札者とすることができる。この場合においては、同項後段及び前項の規定を準用する。
 4 前条第二項の規定は、第一項後段（前項後段において準用する場合を含む。）の規定により先順位の入札者を定める場合について準用する。
 (再公売)

第七十六条の二 税関長は、収容に係る貨物につき、公売に付しても入札者がないとき、入札者の価額が予定価格に達しないとき、落札者が契約を履行しないとき、又は第七十三条第二項の規定により入札がなかつたものとしたため落札者がなくなつたときは、更に公売に付することができる。

- 2 税関長は、前項の規定により公売に付する場合において、必要があると認めるときは、予定価格の変更、第七十二条第二項の公告に係る期間の短縮その他公売の条件の変更をすることができる。
 (公売による買受人がない場合の随意契約による売却)
 第七十七条 収容された貨物を公売に付しても買受人がないため、法第八十四条第三項（収容貨物の売却）の規定により当該貨物を随意契約により売却しようとするときは、保証金及び履行の期限を除く外、その直前の公売に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができる。但し、予定価格を分割して計算することができる場合に限り、当該価格の制限内で数人に分割して契約を締結することを妨げない。
 (随意契約による売却の手続)
 第七十八条 税関長は、法第八十四条第三項（収容貨物の売却）の規定により収容された貨物を随意契約により売却しようとするときは、あらかじめ第七十四条第三項の規定に準じて予定価格を定め、且つ、なるべく二人以上から見積書を徴さなければならない。
 2 税関長は、収容された貨物を随意契約により売却しようとするときは、契約の目的、履行の期限、保証金の額、危険の負担その他必要な事項を詳細に記載した契約書を作成しなければならない。
 3 第七十四条第二項、第八項及び第九項の規定は、随意契約による売却について準用する。この場合において、同条第二項中「当該予定価格が五十万円に満たない場合においては、その納付を要しない」とあるのは「契約を履行させる上に支障がないと認める場合においては、その全部又は一部の納付を要しない」と、同条第九項中「法第八十四条第一項の規定による公告」とあるのは「契約書」と読み替えるものとする。
 4 税関長は、第七十六条の二の規定により公売に付する場合において、収容に係る貨物の性質及び数量に照らして適当であると認めるときは、これを一般に展示し、あらかじめ公告した価格により売却することができる。この場合においては、第一項の見積書の徴取及び第二項の契約書の作成を省略することができる。
 (買受代金の納付の効果)

- 2 税関長は、第七十六条の二の規定により公売に付する場合は、その買受代金を納付した時に当該貨物を取得する。
 2 税関職員が前項の買受代金を受領したときは、その金額（公売又は売却の費用その他關稅に先だつて徵收される費用がある場合には、これらの費用を控除した額）の限度において同項の貨物

- 必要があると認めるときは、その数量の範囲内で入札しようとする者の買受を希望する数量及び単価を入札させ、予定価格を下らない単価の入札者が二人以上あるときは、更に入札させて落札者をもつて落札者とする方法によることができる。この場合において、落札となるべき最後の入順位の入札者が二人以上あるときは、入札数量の多いものを先順位の入札者とし、入札数量が同じときは、くじで先順位の入札者を定める。

に係る法第八十五条第一項（公売代金等の充当）の規定による関税その他の国税の徵収があつたものとみなす。

（収容貨物の廃棄の公告）

第七十九条 税関長は、収容された貨物を法第八十四条第五項（収容貨物の廃棄）の規定により廃棄したときは、直ちに廃棄した貨物の記号、番号、品名及び数量並びに廃棄の年月日、場所及び事由を公告しなければならない。

第八十条 法第八十五条第一項（公売代金等の充当及び交付）の規定による残金の交付は、これに係る貨物の公売又は随意契約による売却の際における所有者からその権利を証する書類を提出させた上、当該公売又は売却の日から二十日を経過した日以後すみやかにするものとする。

2 貨物の収容の際質権又は留置権を有していた者が法第八十五条第二項の規定により同項に規定する金額の交付を受けようとするときは、その権利を証する書類を提出しなければならない。

3 税関長は、次の各号に掲げる場合においては、法第八十五条第三項の規定により当該各号に掲げる金額を供託するものとする。

一 貨物の収容の際質権又は留置権を有していた者が当該貨物の公売又は随意契約による売却の日から二十日以内に前項に規定する書類を提出しないとき 法第八十五条第二項に規定する

（留置された貨物についての準用規定）

二 法第八十五条第一項若しくは第二項の規定により交付すべき金額を受け取るべき者がこれを受け取ることを拒み、若しくはこれを受け取ることができない場合又は税関長がこれを受け取るべき者を確知することができない場合 交付することができない金額

三 法第八十五条第一項若しくは第二項の規定により交付すべき金額を受け取るべき者がこれを受け取ることを拒み、若しくはこれを受け取ることができない場合又は税関長がこれを受け取るべき者を確知することができない場合 交付することができない金額

第八十一条 第七十一条第二項及び第七十二条から前条までの規定は、法第八十六条第一項（旅客等の携帯品の留置）又は法第八十七条第一項（原産地を偽った表示等がされている貨物の留置）の規定により留置された貨物について準用する。この場合において、第七十二条第一項中「法第八十三条第一項（収容の解除）に規定する承認」とあるのは「法第八十六条第二項又は法第八十七条第二項の規定による返還」と、「申請書を税関長に提出しなければならない」とあるのは「申請書を税関長に提出しなければならない。ただし、法第八十六条第一項の規定により留置された携帯品については、留置証を税関長に提出することをもつて足りる。」と、同条第二項及び第三項中「申請書」とあるのは「申請書又は留置証」と読み替えるものとする。

四 関税等不服審査会

第八十二条 法第九十一条（審議会等への諮問）（どん税法第十一条（不服申立て）（特別どん税法第六条（どん税法の規定の準用）において準用する場合を含む。）及び通関業法第四十条の二（不服申立て）において準用する場合を含む。）に規定する審議会等で政令で定めるものは、関税等不服審査会とする。

第八章 雜則

（帳簿の記載事項等）

申告納税方式が適用される貨物（特例輸入者の特例申告貨物を除く。）を業として輸出する者（第六項において「輸入者」という。）は、関税関係帳簿（法第九十四条第一項（帳簿の備付け等）に規定する関税関係帳簿をいう。以下この条において同じ。）を備え付けて、これに輸入の許可を受けた貨物（以下この条において「輸入許可貨物」という。）について当該輸入許可貨物の品名、数量及び価格、仕出入人の氏名又は名称並びに当該許可の年月日及びその許可書の番号を記載しなければならない。

2 前項の規定は、貨物（本邦から出国する者がその出国の際に携帶して輸出する貨物及び郵便物並びに特定輸出貨物を除く。）を業として輸出する者（第八項において「輸出者」という。）について準用する。この場合において、前項中「関税関係帳簿（法第九十四条第一項（帳簿の備付け等）に規定する関税関係帳簿をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「法第九十四条第二項（帳簿の備付け等）に規定する同条第一項の規定により保存すべき関税関係帳簿」において準用する。

と、「輸入の許可」とあるのは「輸出の許可」と、「輸入許可貨物」とあるのは「輸出許可貨物」と、「仕出人」とあるのは「仕向人」と読み替えるものとする。

3 第四条の十二第二項の規定は特例委託輸入者（法第七条の二第一項（申告の特例））に規定する特例委託輸入者をいう。の許可済特例申告貨物に係る法第九十四条第一項に規定する政令で定める書類（以下この条において「関税関係書類」という。）について、第六十一条第一項の規定は許可済特例申告貨物以外の輸入許可貨物に係る関税関係書類について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「輸出申告若しくは輸入申告に係る」とあるのは「輸入の許可を受けた」と、「若しくは売渡人」とあるのは「又は売渡人」と、「が輸出申告若しくは輸入申告の内容を確認するために必要な書類又は」とあるのは「に對して当該貨物に係る輸入の許可に関する申告の内容を明らかにすることができる書類及び」と読み替えるものとする。

4 第六十一条第一項（各号を除く。）の規定は、法第九十四条第二項において準用する同条第一項の規定により保存すべき関税関係書類について準用する。この場合において、第六十一条第一項中「輸出申告若しくは輸入申告に係る」とあるのは「輸出の許可を受けた」と、「仕入書、運賃明細書、保険料明細書」とあるのは「仕入書」と、「若しくは売渡人」とあるのは「又は売渡人」と、「が輸出申告若しくは輸入申告の内容を確認するために必要な書類又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める」とあるのは「に對して当該貨物に係る輸出の許可に関する申告の内容を明らかにすることができる」と読み替えるものとする。

5 関税関係帳簿に記載すべき事項の全部又は一部が関税関係書類又は輸入若しくは輸出の許可書に記載されている場合は、当該全部又は一部の事項の関税関係帳簿への記載を省略することができる。この場合において、当該輸入又は輸出の許可書は、関税関係書類とみなす。

6 輸入者は、関税関係帳簿の記載事項と関税関係書類との関係が輸入の許可書の番号その他の記載事項により明らかであるように整理し、関税関係帳簿にあつてはその輸入許可貨物の輸入の許可の日の翌日（以下この項及び次項において「起算日」という。）から七年間、関税関係書類にあつては起算日から五年間（前項の規定により関税関係帳簿への記載を省略した場合には、七年間）、輸入者の本店若しくは主たる事務所若しくは当該輸入許可貨物の輸入取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものとの所在地又は輸入者の住所地に保存しなければならない。

7 起算日から五年を経過した日以後の期間における前項の規定による保存は、財務大臣の定める方法によることができる。

8 輸出者は、関税関係帳簿の記載事項と関税関係書類との関係が輸出の許可書の番号その他の記載事項により明らかであるように整理し、関税関係帳簿及び関税関係書類をその輸出許可貨物の輸出の許可の日の翌日から五年間、輸出者の本店若しくは主たる事務所若しくは当該輸出許可貨物の輸出取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものとの所在地又は輸出者の住所地に保存しなければならない。

（税関事務管理人の届出手続）

第八十四条 法第九十五条第二項前段（税関事務管理人）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 申告者等（法第九十五条第一項に規定する申告者等をいう。第四号及び第三項第一号において同じ。）の住所又は居所及び氏名又は名称

二 税関事務管理人の住所又は居所（法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地）及び氏名又は名称

三 税関事務管理人を定めた理由

四 申告者等と税関事務管理人との間に法第九十五条第一項に規定する税関関係手続等の処理に係る委任契約その他の契約がある場合には、その旨

五 前項の書面には、同項第四号の契約の内容を明らかにする書類（同号の契約がある場合に限る。）その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。

3 法第九十五条第二項後段の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 申告者等の住所又は居所及び氏名又は名称
- 二 解任した税関事務管理人の住所又は居所（法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地）及び氏名又は名称
- 三 税関事務管理人を解任した理由
- 四 その他参考となるべき事項

（特定税関事務管理人との間の特殊の関係）

第八十四条の二 法第九十五条第五項第三号（税関事務管理人）に規定する政令で定める特殊の關係は、一方の者と他方の者の關係が次に掲げる場合のいずれかに該当する場合における關係とする。

- 一 いざれか一方の者が他方の者の事業に係る議決権を伴う社外株式の総数の五十パーセント以上上の社外株式を直接又は間接に所有し、管理し、又は所持している場合
- 二 一方の者と他方の者の事業に係る議決権を伴う社外株式の総数のそれぞれ五十パーセント以上の社外株式が同一の第三者によつて直接又は間接に所有され、管理され、又は所持されている場合
- 三 いざれか一方の者の役員の二分の一以上又は代表する権限を有する役員が、他方の者の役員若しくは、一方の使用者を兼務している者又は他方の者の役員若しくは使用者であつた者であることその他これに類する事實が存在することにより、当該他方の者が当該一方の者の事業の方針の全部又は一部につき実質的に決定できる場合
- 四 一方の者と他方の者がその行う事業の法令上認められた共同經營者である場合
- 五 いざれか一方の者が、他方の者と親族關係にある場合

（税関事務管理人を定める）とを要しない手続

第八十五条 法第九十五条第九項（税関事務管理人）に規定する政令で定める手続は、次の各号に掲げる手続とする。

- 一 法第七条第三項（申告）の規定に基づく手続並びに法第十五条（入港手続）、第十五条の三（特殊船舶等の入港手続）、第十七条（出港手続）、第十七条の二（特殊船舶等の出港手続）、第二十条（不開港への出入）、第二十条の二（特殊船舶等の不開港への出入）、第二十一条（外国貨物の仮陸揚）、第二十二条（沿海通航船等の外国寄港の届出等）及び第二十五条（船舶又は航空機の資格の変更）の規定（これらの規定が法第二十七条（船長又は機長の職務代行者）の規定により適用される場合を含む。）に基づく手続
- 二 関税暫定措置法第十四条第一項（沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除）の規定に基づく手続
- 三 自家用自動車の一時輸入に関する通関條約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和三十九年法律第一百一号）、第三条（車両等の輸入手続）の規定に基づく手續及び物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関條約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律
- 第四条（通関手帳による通関等）の規定に基づく手続
- （開港及び税関空港の港域）に規定する政令で定める開港の港域は、別表第三のとおりとする。
- 2 税関空港の港域は、別表第二に掲げる各空港につき、当該空港内における着陸帶、誘導路、工場（方法）

るときは、他の適当な場所にこれを掲示し、又は官報若しくは時事に関する記事を掲載する日刊新聞紙にこれを掲げる方法その他の方法をあわせて行うことができる。

第八十六条の三 法第九十七条第三項（遺失物等に係る関税の徴収）に規定する政令で定める者は、刑事訴訟法の規定により外国貨物の返還を受ける者で、関税が納付されていないことを知らないで当該貨物を所持することとなつたと認められるものとする。

（届出を必要とする開港時間外の事務等）

第八十七条 法第九十八条第一項（開港時間外の事務の執行の求め）に規定する税関の事務のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 法第二十三条第一項（船用品又は機用品の積込み等）に規定する承認に係る事務
- 二 法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（法第六十二条の四（保税税置場についての規定の準用）において読み替えて準用する場合を含む。）又は法第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）に規定する承認に係る事務

三 法第六十一条第一項（保税工場における保税作業）（法第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する場合を含む。）に規定する

許可に係る事務

三の二 法第六十二条の三第一項（保税展示場に入る外国貨物に係る手続）に規定する承認に係る手続（法第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）（法第六十二条の十五において準用する場合を含む。）に規定する許可に係る事務

四 法第六十三条第一項（保税運送）又は法第六十六条第一項（内国貨物の運送）の規定による承認に係る事務

五 法第六十七条（輸出又は輸入の許可）（法第七十五条（外国貨物の積戻し）において準用する場合を含む。）の規定による許可に係る事務

六 法第七十三条第一項（輸入の許可前ににおける貨物の引取り）に規定する承認に係る事務

七 法第一百二条第一項（証明書類の交付及び統計の閲覧等）に規定する交付に係る事務

前項第一号から第五号までに掲げる事務には、当該各号の承認又は許可に係る申請又は申告前ににおける検査に係る事務で、当該承認又は許可に直接必要なものを含むものとし、同項第五号に掲げる事務には、取締りの必要性その他的事情を勘案して税関長が船舶又は航空機の運航の時間に合わせてあらかじめ配置している税関職員が処理する旅客及び乗組員の携帯品その他これに類する貨物並びに閑税暫定措置法第十四条第一項（沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る閑税の免除）の旅客が同項の小売業者から購入した同項の物品であつて、同項の旅客ターミナル施設等において輸入するものについての同号の許可に係る事務を含まないものとする。

3 法第九十八条第一項の規定による届出は、執行を求めようとする事務の種類、時間及び事由を記載した書面でしなければならない。

（証明書類の交付又は統計の閲覧の申請）

第八十八条 法第一百二条第一項（証明書類の交付又は統計の閲覧等）の規定により証明書類の交付又は統計の閲覧を請求する者は、これらを必要とする事由及びその内容又は種類を記載した申請書をその内容とする事項についての事務を行ふ税関に提出しなければならない。

2 税関は、私人の秘密にわたると認められる事項については、証明書類の交付をせず、及び統計の閲覧をさせない。

（統計を作成する事項）

第八十九条 法第一百二条第一項第三号（統計を作成する事項）に規定する外國貿易についての政令

で定める事項は、左の各号に掲げるものとする。

一 本邦を通過する外國貨物。但し、本邦に到着した外國貿易船等に積まれていた外國貨物で、

引き続き当該外國貿易船等により運送されるものを除く。

二 積み込まれた船用品及び機用品

第八十六条 法第九十六条（開港及び税関空港の港域）に規定する政令で定める開港の港域は、別

表第三のとおりとする。

2 税関空港の港域は、別表第二に掲げる各空港につき、当該空港内における着陸帶、誘導路、工場（方法）

か、当該公告をすべき事項を税関の見やすい場所に掲示してするものとする。ただし、必要がある

二 次に掲げる規定に基づく権限 当該権限に係る処分の対象となる事項を税関長が定めるところによろに従つて所轄する税関出張所、税関支署出張所並びに税関長が指定する税関監視署及び税関支署監視署

イ 法第二章（法第七条の二第一項、第七条の十及び第七条の十一を除く。）、法第五章（運送）（法第六十三条の二第一項、第六十三条の三第二項、第六十三条の六、第六十三条の七第二項、第六十三条の八第一項及び第六十三条の八の二を除く。）及び法第六章（通関）（法第六十七条の三第一項、第六十七条の九、第六十七条の十一、第六十七条の十三第一項、第六十七条の十五、第六十七条の十七第一項、第六十九条の四（第四項を除く。）、第六十九条の五、第六十九条の十三（第四項を除く。）及び第六十九条の十四を除く。）の規定

ロ 法第四十三条の三（外国貨物を置くことの承認（法第六十二条の四において準用する場合を含む。）の規定、法第六十二条の三（保税展示場に入れる外貨物に係る手続）の規定、法第六十二条の四（販売用貨物等の藏置場所の制限等）及び第六十二条の五（保税展示場における使用の許可）（これらの規定を法第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定、法第六十二条の六（許可の期間満了後保税展示場にある外貨物についての関税の徴収）の規定、法第六十二条の十（外貨物を置くこと等の承認）の規定並びに法第九十八条（開港時間外の事務の執行の求め）の規定

ハ 法以外の関税に関する法令の規定中關稅の賦課及び徵収並びに法第六章の規定による手続の際にされる処分に係る規定

税関長は、必要があると認めるときは、前項第一号イ及びロに掲げる規定以外の規定に基づく権限で同項第二号に掲げる権限以外のもの（同項第一号の規定により同号に掲げる税関支署の長に委任されるものを含む。）の全部若しくは一部を同項第二号に掲げる税関官署の長に委任し、又は同項第一号若しくは第二号の規定によりこれらの号に掲げる税関官署の長に委任される権限の範囲を制限することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書I、附属書II及び附属書IIIに掲げる種（同条約第十五条3及び第二十三条2の規定により日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第一条（b）に規定する標本をいう。）に該当する貨物に係る次に掲げる規定に基づく税関長の権限については、財務大臣が指定する税関官署の長を除き、委任されないものとする。

一 法第二章第二節（申告納稅方式による関税の確定）の規定及び法第八条（賦課決定）の規定（法第六条の二第一項第三号イ（税額の確定の方式）に掲げる関税の賦課に関する部分に限る。）

二 法第四十三条の三（法第六十二条の四において準用する場合を含む。）の規定及び法第六十三条の十の規定

三 法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定 輸入貨物に係る部分に限る。）

4 第一項又は第二項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税関長の権限のうち郵便物以外の貨物に係るものについては、財務大臣が指定する税関官署の長には、委任されないものとすらうこととした場合には、当該税関長は、遅滞なく、その旨をその関税の納稅義務者に通知するものとする。

5 税関長は、第一項第二号に掲げる税関官署の管轄を定め、若しくは同号の指定をし、又は第二項の規定により税関官署の長に権限を委任し、若しくは委任される権限の範囲を制限したときは、これらの内容を公告しなければならない。

6 第一項ただし書の規定により法第十二条の規定に基づく関税の徴収の権限について税関長が自ら行うこととした場合には、当該税関長は、遅滞なく、その旨をその関税の納稅義務者に通知するものとする。

（財務省令への委任）

第九十三条 法第九条の三第二項（納稅の告知）の納稅告知書、法第九条の四（納付の手続）の納付書及び法第九条の八第一項（納付受託者の帳簿保存等の義務）の帳簿の様式その他法及びこの政令の実施に必要な細則は、財務省令で定める。

第九十四条 法第八百八条（外国とみなす地域）に規定する政令で定める本邦の地域は、歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島とする。

（別送貨物の指定）

第九十四条の二 法第一百八十八条第三項第二号（没収及び追徴）に規定する政令で定めるところにより別送して輸入する貨物は、本邦に入国する者が、その入国の際に、当該貨物の品名、数量、輸入の予定時期及び予定地並びに積出地を記載した申告書を税関に提出してその申告をしたことについて税関の確認を受け、その入国後六月以内に（税関長がやむを得ない特別の事由があると認めめたときにつきあつては、六月を超えて）輸入する貨物で商業量に達しないものとする。

第九章 犯則事件の調査及び処分

（領置物件等の封印等）

第九十五条 税関職員は、物件の領置、差押え又は記録命令付差押え（法第一百二十二条第一項（臨検、搜索又は差押え等）に規定する記録命令付差押えをいう。以下同じ。）をしたときは、これに封印をし、又はその他の方法により、領置、差押え又は記録命令付差押えをしたことを明らかにしなければならない。

（臨検等に係る許可状請求書の記載事項）

第九十六条 法第一百二十二条第一項（臨検、搜索又は差押え等）に規定する許可状（以下この条において「許可状」という。）の請求は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 犯則嫌疑者の氏名（法人については、名称）

二 罪名及び犯則事実の要旨

三 臨検すべき物件若しくは場所、搜索すべき身体、物件若しくは場所、差し押さるべき物件又は記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者

四 請求者の官職氏名

五 許可状が七日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由

六 法第一百二十二条第二項の場合においては、差し押さるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

七 日没から日出までの間に臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをする必要があるときは、その旨及び事由

八 参考人の身体、物件又は住居その他の場所の搜索のための許可状を請求する場合においては、差し押さるべき物件の存在を認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を提供しなければならない。

3 郵便物、信書便物（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項（定義）に規定する信書便物をいう。）又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するもの（犯則嫌疑者から発し、又は犯則嫌疑者に対する發したものを除く。）の差押えのための許可状を請求する場合においては、その物件が犯則事件に關係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を提供しなければならない。

（領置目録等の記載事項）

第九十七条 法第一百三十二条（領置目録等の作成等）の規定により作成する領置目録、差押目録又は記録命令付差押物件をその所有者その他税関職員が適當と認める者に保管させたときは、その旨を領置、差押え又は記録命令付差押えをした物件の品名及び数量、その日時及び場所並びに当該物件の所持者の氏名及び住所又は居所を記載しなければならない。

（領置物件等の処置）

第九十八条 税関職員は、法第一百三十三条第一項（領置物件等の処置）の規定により領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件をその所有者その他税関職員が適當と認める者に保管させたときは、その旨を領置、差押え又は記録命令付差押えの際ににおける当該物件の所持者に通知しなければならない。

2 第七十二条から第七十八条までの規定は、領置物件又は差押物件（次項及び第一百三条において「領置物件等」という。）を法第一百三十三条第二項の規定により公売に付し、又は同条第三項において準用する法第八十四条第三項（収容貨物の公売又は売却等）の規定により随意契約により売

却する場合について準用する。この場合において、第七十二条第二項ただし書中「法第八十四条第二項の規定に該当し、若しくは不相応の保存費を要し、又はその価額を著しく減少するおそれがあると認められる」とあるのは、「その性質上急速に売却することを要する」と読み替えるものとする。

3 税関長は、法第三十三条第二項の規定により代金を保管し、又は同条第三項において準用す

る法第八十四条第五項の規定により廃棄したときは、当該保管又は廃棄に係る領置物件等の知れいる所有者、所持者その他の利害関係者にその旨を通知するものとし、その廃棄をした場合に

おいて、これらの者が知れていないときは、第七十九条の規定に準じ公告しなければならない。
(還付の公告)

第九十九条 法第一百三十四条第二項（領置物件等の還付等）の規定による公告は、次に掲げる事項

についてするものとする。

一 法第一百三十四条第二項に規定する領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件（以下この条

において「還付物件」という。）を還付することができない旨

二 還付物件の品名及び数量

三 領置、差押え又は記録命令付差押えの年月日及び場所

四 還付物件の所持者の氏名及び住所又は居所

五 公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、還付物件は、国庫に帰属する旨
(鑑定に係る許可状請求書の記載事項)

第一百条 法第一百三十六条第四項（鑑定等の嘱託）に規定する許可状（第六号において「許可状」という。）の請求は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 犯則嫌疑者の氏名（法人については、名称）

二 罪名及び犯則事実の要旨

三 破壊すべき物件

四 鑑定人の氏名及び職業

五 請求者の官職氏名

六 許可状が七日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由

（調書の記載事項） 法第一百四十二条各項（調書の作成）に規定する調書には、質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えの事実、日時及び場所並びに質問の調書にあつては答弁の要領及び同条第一項の申立てに係る陳述を記載しなければならない。
(調査の方法等)

第一百一条 法第一百四十二条各項（調書の作成）に規定する調書には、質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えの事実、日時及び場所並びに質問の調書にあつては答弁の要領及び同条第一項の申立てに係る陳述を記載しなければならない。

（通告の方法等）

第一百二条 法第一百四十六条第一項（税関長の通告処分等）の規定による通告（以下この項及び次項において「通告」という。）は、通告を受けるべき者に便送、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして財務省令で定めるもの的方法により法第一百四十六条第一項に規定する書面を送達して行う。この場合において、便送の方法によるときは、その受領証を徵さなければならぬ。

前項の書面には、法第一百四十六条第一項に規定する理由及び納付すべき旨のほか、通告を受けるべき者の氏名（法人については、名称）及び住所又は居所、犯則についての詳細な事実並びに

同項の規定により納付すべき期間及び場所を記載しなければならない。

3 法第一百四十六条第一項及び前二項の規定は、同条第三項の規定による更正を行う場合について準用する。この場合において、前項中「場所」とあるのは、「場所並びに同条第三項の規定による更正の内容及び理由」と読み替えるものとする。

4 法第一百四十六条第一項に規定する没収に該当する物件が、税関職員又は税関職員が適當と認め
て保管させた者の保管しているものである場合においては、同項の規定による納付は、当該物件
を納付する旨の申出書の提出をもつて足りる。

(犯則の心証を得ない場合の保管した金銭の還付)

第一百三条 税関長は、法第一百四十九条（犯則の心証を得ない場合の通知等）の規定により犯則の心証を得ない旨を犯則嫌疑者に通知する場合において、法第三十三条第二項（領置物件等の処置）の規定により保管した金銭があるときは、これを領置又は差押えの際における領置物件等の所持者に還付しなければならない。

(書類の作成要領)

第一百四条 犯則事件の調査及び処分に関する書類（法第一百二十一条第一項若しくは第三項（臨検、捜索又は差押え等）、法第一百二十二条第一項若しくは第二項（通信事務を取り扱う者に対する差押え）又は法第一百三十六条第四項（鑑定等の嘱託）の許可状の請求に関する書類を除く。）には、毎葉に契印しなければならない。ただし、その謄本又は抄本を作成するときは、契印に代えて、これに準ずる措置をとることができる。

2 犯則事件の調査及び処分に関する書類について文字を加え、削り、又は欄外に記入したときは、その範囲を明らかにして、訂正した部分に認印しなければならない。ただし、削った部分は、これを読むことができるよう字體を残さなければならない。

附 則

この政令は、昭和二十九年七月一日から施行する。

左に掲げる政令は、廃止する。

閑税訴願審査会令（昭和二十六年政令第百十七号）

税関職員服制（昭和二十四年政令第百四十七号）

閑税法、閑税率定率法及び頓税率の適用上外国とみなされる地域を定める政令（昭和二十七年政令第九十九号）

法附則第七項の規定による書面の提出は、とん税法附則第六項に規定する外国貿易船が同項に規定する国際戦略港湾に入港したときに、法第十五条第三項（入港手続）の入港届の提出に併せて行うものとする。

法附則第七項に規定する政令で定める事項は、前項に規定する外国貿易船が同項に規定する国際戦略港湾に入港する日前百二十日以内に出港した北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）又はヨーロッパ大陸（ロシア（ベーリング海、オホーツク海及び日本海を含む太平洋に面する地域を除く。）を含む。）の港（以下この項において「特定港」という。）のうち最後に出港した特定港及び当該特定港を出港してから当該国際戦略港湾に入港するまでの間に寄港した港の港名とし、当該外国貿易船が当該国際戦略港湾に入港する日前百二十日以内に特定港を出港しない場合には、当該国際戦略港湾を出港してから最初に入港しようとする特定港及びその入港前に寄港しようとする港の港名とする。

4 法附則第七項に規定する政令で定める事項は、前項に規定する外國貿易船が同項に規定する国際戦略港湾に入港する日前百二十日以内に出港した北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）又はヨーロッパ大陸（ロシア（ベーリング海、オホーツク海及び日本海を含む太平洋に面する地域を除く。）を含む。）の港（以下この項において「特定港」という。）のうち最後に出港した特定港及び当該特定港を出港してから当該国際戦略港湾に入港するまでの間に寄港した港の港名とし、当該外国貿易船が当該国際戦略港湾に入港する日前百二十日以内に特定港を出港しない場合には、当該国際戦略港湾を出港してから最初に入港しようとする特定港及びその入港前に寄港しようとする港の港名とする。

附 則（昭和三十一年九月一〇日政令第一三五号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十一年一月二九日政令第三三六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十一年一月六日政令第三三七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十一年五月一一日政令第一九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十一年三月三一日政令第四八号）抄

この政令は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十一年三月三一日政令第四九号）抄

この政令は、昭和三十一年五月二十日から施行する。

附 則（昭和三十二年三月三一日政令第一〇四号）

この政令は、昭和三十二年五月二十日から施行する。

附 則（昭和三十二年三月三一日政令第三三三号）抄

この政令は、昭和三十二年四月一日から施行する。

（施行期日）	この政令は、法の施行の日（昭和三十三年四月一日）から施行する。
1 附 則	（昭和三四年一月一日政令第一一四号）抄
1 この政令は、昭和三十四年一月一日から施行する。	この政令は、公布の日から施行する。
1 附 則	（昭和三四年一二月二六日政令第三三八三号）抄
1 この政令は、国税徵收法の施行の日（昭和三十五年一月一日）から施行する。	この政令は、昭和三十五年四月一日から施行する。
1 附 則	（昭和三五年三月二九日政令第五一号）
1 この政令は、昭和三十五年四月一日から施行する。	この政令は、昭和三十五年五月一日から施行する。
2 1 附 則	（昭和三五年三月二九日政令第六九号）抄
2 1 この政令は、改正後の関稅法施行令第七十条の二第二項及び第三項の規定は、この政令の施行の際同条第二項に規定する場所に保管されている収容貨物については、この政令の施行の日以後の期間について適用する。	この政令は、昭和三十六年四月一日から施行する。
2 1 附 則	（昭和三七年三月三一日政令第六九号）抄
2 1 この政令は、法の施行の日（昭和三十五年四月一日）から施行する。	この政令は、昭和三十六年五月一日から施行する。
1 附 則	（昭和三六年五月三一日政令第一五〇号）
1 この政令は、公布の日から施行する。	この政令は、昭和三十六年六月一日から施行する。
1 附 則	（昭和三七年四月一日政令第一三二号）
1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中別表第一に係る改正規定は、昭和三十七年七月一日から施行する。	この政令は、昭和三十六年六月一日から施行する。
1 附 則	（昭和三七年九月二九日政令第三九一号）
1 この政令は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第一百六十号）の施行の日（昭和三十七年十月一日）から施行する。	この政令は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第一百六十号）の施行の日（昭和三十六年六月一日）から施行する。
2 1 この政令による改正後の規定は、この政令の施行前にされた行政庁の処分その他この政令の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この政令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。	この政令による改正後の規定は、この政令の施行前にされた行政庁の処分その他この政令の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この政令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
3 1 この政令の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この政令の施行後も、なお從前の例による。この政令の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの政令の施行前に提起された訴願等につきこの政令の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。	この政令の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この政令の施行後も、なお從前の例による。この政令の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの政令の施行前に提起された訴願等につきこの政令の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
4 1 前項に規定する訴願等で、この政令の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、この政令による改正後の規定の適用については、同法による不服申立てとみなす。	前項に規定する訴願等で、この政令の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、この政令による改正後の規定の適用については、同法による不服申立てとみなす。
1 附 則	（昭和三七年一〇月一日政令第三九六号）抄
1 この政令は、公布の日から施行する。	この政令は、昭和三十八年四月一日から施行する。
1 附 則	（昭和三八年三月三一日政令第一〇二号）抄
1 この政令は、昭和三十八年四月一日から施行する。	この政令は、昭和三十九年四月一日から施行する。
1 附 則	（昭和四〇年三月三一日政令第九二号）抄
1 この政令は、昭和四〇年三月三一日政令第九二号）抄	この政令は、昭和四〇年四月一日から施行する。
1 附 則	（昭和四〇年五月三一日政令第一八〇号）抄
1 この政令は、昭和四〇年五月一日から施行する。	この政令は、昭和四〇年五月一日から施行する。
1 附 則	（昭和四〇年六月三〇日政令第一一六六号）抄
1 この政令は、昭和四一年二月十日から施行する。	この政令は、昭和四一年三月三一日政令第一一〇号）抄
1 附 則	（昭和四一年三月三一日政令第一一〇号）抄
1 この政令は、執行官法（昭和四十一年法律第一百十一号）の施行の日（昭和四十一年七月一日から施行する。	この政令は、昭和四一年五月三一日政令第一一〇号）抄
1 附 則	（昭和四一年五月三一日政令第一一〇号）抄
1 この政令は、昭和四十二年六月一日から施行する。	この政令は、昭和四一年五月三一日政令第一一〇号）抄
1 附 則	（昭和四三年三月三〇日政令第五六号）抄
1 この政令は、昭和四十三年四月一日から施行する。	この政令は、昭和四三年六月二四日政令第二〇二号）抄
1 附 則	（昭和四三年六月二四日政令第二〇二号）抄
1 この政令は、暫定措置法の施行の日から施行する。	この政令は、暫定措置法の施行の日から施行する。
1 附 則	（昭和四四年三月三一日政令第五〇号）抄
1 この政令は、関稅定率法等の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第七号）の施行の日から施行する。	この政令は、昭和四四年六月四日政令第一四二号）抄
1 附 則	（昭和四四年六月四日政令第一四二号）抄
1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第三の改正規定中新潟の項に係る部分は、昭和四十四年八月一日から施行する。	この政令は、昭和四十四年八月一日から施行する。
1 附 則	（昭和四五年一月三一日政令第六号）抄
1 この政令は、昭和四五年一月一日から施行する。	この政令は、昭和四五年五月一日から施行する。
1 附 則	（昭和四五年四月一日政令第五一号）抄
1 この政令は、昭和四五年五月一日から施行する。	この政令は、昭和四五年五月一日から施行する。
（施行期日）	この政令は、昭和四十五年五月一日から施行する。
1 附 則	（昭和四五年四月二七日政令第九二号）抄
1 この政令は、昭和四十五年五月一日から施行する。	この政令は、昭和四十五年五月一日から施行する。

附 則（昭和六三年七月一二日政令第二二七号）抄
（施行期日）
この政令は、昭和六十三年七月二十日から施行する。

附 則（平成四年三月三一日政令第九二号）抄
（施行期日）
この政令は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十三年一〇月二八日政令第三一四号）
この政令は、昭和六十三年十一月一日から施行する。
附 則（昭和六三年一二月三日政令第三五二号）
この政令は、昭和六十四年一月一日から施行する。

卷之三

第一 **第一条** この政令は、昭和六十四年四月一日から施行する。ただし、第七条（大蔵省組織令第三十四条第一号の改正規定を除く。）、第十一条（関税法施行令第十一条を削り、第十条の二を第十一条とする改正規定及び同令第六十二条の二第一号の改正規定を除く。）、第十三条（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十六条を削る改正規定に限る。）、第十四条及び第十

から施行する。
（平成元年三月三日政令第七五号）少
第五章第四節中第九十条の前に一条を加える改正規定に限る。）の規定は、消費税法の施行の日

附 則 (平成元年三月一日政令第十五号)
第一条 この政令は、平成元年四月一日から施行する。

附 則 (平成元年五月二日政令第一二三号)
この政令は、平成元年五月十三日から施行する。

この政令は、平成二年四月六日から施行する。
附 則（平成二年三月三一日政令第八七号）抄

一条 この政令は、平成二年四月一日から施行する。
附則 (平成二年九月二七日政令第二八五号)
この政令は、民事保全法の施行の日(平成三年一月

附 則（平成三年三月一九日政令第四一號）抄
（施行期日）
二条 二つの政令は、平成三年四月一日から施行する。

(関税法施行令の一部改正に伴う経過措置)
この政令は、一月一日から施行する。

附則（平成三年三月三十日政令第九〇号）抄
（施行期日）

附 則 (平成三年五月二十四日政令第一八〇号)
この政令は、平成三年六月三日から施行する。

「福圓」

福岡 広島

「に改める部分に限る。」及び別表第四の改正規定（広島の項を加える部分に限る。）は、同月二十一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。**附 則** (平成一四年一二月一八日政令第三八五号) 抄

(関税法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 施行日前に郵政官署が日本郵政公社法施行法（以下「施行法」という。）第一百四十四条の規定による改正前の関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七十七条第三項ただし書の郵便物を交付した場合において、施行日において当該郵便物に係る第五十一条の規定による改正前の関税法施行令第六十七条の規定による書類の還付がされていないときは、その交付は公社がしたものとみなして、第五十一条の規定による改正後の関税法施行令第六十七条の規定を適用する。**附 則** (平成一四年一二月一八日政令第三八六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。**附 則** (平成一五年三月三一日政令第一三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、題名の改正規定、第一条の改正規定（石油税法）を「石油石炭税法」に改める部分に限る。）、第二条第一項の改正規定、第三条第二項の改正規定、第十条から第十三条までの改正規定、第十五条第一項の改正規定、第十六条の改正規定及び第二十条の改正規定並びに附則第四条から第十六条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。**附 則** (平成一五年三月三一日政令第一四三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。**附 則** (平成一五年三月三一日政令第五〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、食品衛生法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条**附 則** (平成一六年三月一九日政令第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第四十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。**附 則** (平成一六年三月三一日政令第一〇七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、この政令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税法施行令目次の改**正規定**、同令第八章の章名を削る改正規定、同令第八十二条の次に章名を付する改正規定、同令第八十三条の改正規定及び同令第八十五条の改正規定（第九十五条第三項）を「第九十五条第

四項」に改める部分に限る。）は同年十月一日から、第三条中関税暫定措置法施行令別表第一の改正規定は同年五月一日から施行する。

(関税法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に収容されている貨物に係る収容課金又は当該貨物の保管に要した費用でこの政令の施行前の期間に對応するものの計算については、なお從前の例による。**附 則** (平成一六年一二月一〇日政令第三九二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年十二月十七日）から施行する。**附 則** (平成一七年一月四日政令第二号) 抄

(この政令は、平成十七年二月十七日から施行する。)

附 則 (平成一七年二月一八日政令第二四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。**附 則** (平成一七年二月二十五日政令第三三号) 抄

(この政令は、関税暫定措置法の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四十二号）の施行の日から施行する。)

附 則 (平成一七年三月三一日政令第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税法施行令第四条の第五項第三号の改正規定、同令第四条の七第一項第四号の改正規定、同令第六条第二項（又は無申告加算税）を「、無申告加算税又は重加算税」に改める部分に限る。）の改正規定、同令第九条の三を同令第九条の五とし、同令第九条の二の次に二条を加える改正規定、同令第八十三条第六項の改正規定（第九十四条第二項（電磁的記録による帳簿の備付け等についての規定の準用）を「第九十四条第三項」に改める部分及び「輸出者」の下に「又は輸入者」を加える部分に限る。）、同項を同令第九項とする改正規定、同令第五项を同令第七項とし、同項の次に一項を加える改正規定並びに第七条の規定を加える改正規定、同令第四項の改正規定、同項を同令第六項とする改正規定、同令第三項の改正規定、同項を同令第五項とする改正規定、同項を同令第二項の改正規定、同項を同令第三項とし、同項の次に一項を加える改正規定及び同令第一項の次に一項を加える改正規定、第二条中関税定率法施行令第五十四条の十五及び第五十四条の十七の改正規定、第四条の規定並びに第七条の規定（輸入品に対する内国消費税の徵收等に関する法律施行令第十二条の改正規定を除く。）並びに附則第三条の規定は同年十月一日から、第一条中関税法施行令第十二条第一項第四号及び第五号の改正規定は同年十一月一日から施行する。**附 則** (平成一七年七月二一日政令第二四七号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年三月一日から施行する。ただし、第一条中関税法施行令第四条の六、第四条の七第一項第二号及び第三号、第四条の八、第四条の九第二号並びに第四条の十の改正規定は、平成十七年十月一日から施行する。**附 則** (平成一八年三月一七日政令第四三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。**附 則** (平成一八年三月三一日政令第一五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。**附 則** (平成一九年五月一七日政令第一九七号)

(施行期日)

第一条 この政令は、この政令の施行の日前に關税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定により輸入の申告がされた貨物であつて、同日以後に同法第七条の二第二項に規定する特例申告がされる貨物に係る關税法施行令第四条の四第二号の規定の適用については、第一条の規定による改正後の同号の規定にかかわらず、なお從前の例による。**附 則** (平成一八年五月八日政令第一九六号)**第一条** この政令は、經濟上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の効力発生の日から施行する。**附 則** (平成一八年五月一七日政令第一九七号)**第一条** この政令は、公布の日から施行する。**附 則** (平成一八年五月二四日政令第二〇〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年六月一日から施行する。ただし、第一項中関税法施行令別表第一の改正規定は同月八日から、第四条の規定は同年七月一日から施行する。

(施行期日) 二〇一九年五月一日(施行日)。

附 則（平成一九年八月三日政令第三三五号）抄
（施行期日）

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。
(周辺去地丁令)一都六区に半う(堅固告置)

(第一條)この政令は平成十八年十月一日から施行する。

第五条 この政令の施行の際現に存する指定法人については、第三条の規定による改正前の関税法施行令第三十条の二の規定は、改正法附則第四条第四項の規定により指定法人が解散するまでの間、同じく第三十条の二の規定は、改正法附則第四条第四項の規定により指定法人が解散するまでの間、同じく

間はなれその效力を有する。
附 則（平成一八年九月二一日政令第三〇四号）抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年一月一日から施行する。

第一條 この政令は平成十九年一月一日から施行する。

この政令は、平成十九年一月一日から施行する。ただし、第一条中関税法施行令第十六条の二第一項第一号の改正規定は公布の日から、第一条（同号の改正規定を除く。）、第四条及び第六条の規定は平成十九年二月一日から施行する。

（施行期日）附則（平成一九年二月九日政令第二一号）抄

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十九年十二月三日）又は令第三十一条

附則(平成十九年三月二日政令第三十九号)
この政令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法

（施行期日）
附則（平成九年三月三日政令第二〇号）抄

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一項 第一条中関税法施行令第十三条の二の改正規定、同条を同令第十三条の三とし、同令第十三条の次に一条を加える改正規定、同令第十四条の改正規定、同令第二十二条の二第一項、第二

項及び第五項の改正規定、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同令第二十二条の三を削る改正規定

規定、同令第二十五条の改正規定、同令第六十二条の二第三項第八号を同項第九号とする改正規定、同項第七号の改正規定、同号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第

五号の次に一号を加える改正規定、同条第四項第六号の改正規定、同令第六十二条の四の改正規定、同令第六十二条の十六第一項にただし書を加える改正規定、同条第二項の改正規定、同

条第三項第八号を同項第九号とする改正規定、同項第七号の改正規定、同号を同項第八号とする改正規定、同項第六号の改正規定、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に一号を加える

改正規定、同条第四項第三号の改正規定、同項第六号の改正規定、同号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に一号を加える改正規定、同条に一項を加える改

正規定並びに同令第六十二条の十八の改正規定並びに第九条の規定並びに附則第二条の規定
平成十九年六月一日

二 第一条中関税法施行令第六十二条の一の改正規定（「商標権者」の下に「著作権者、著作権者を含む者」を加える部分及び「商標権」の下に「著作権者、著作権者を含む者」を加える部分に限る）

「陽和林」を力強い音で、「雨林木」のいきいきとした音で、音節構成の対比が印象的。

第二条 第一条の規定による改正後の関税法施行令第六十二条の十六第一項ただし書の規定は、第一条の規定による改正前の同令第六十二条の十六第四項の規定に基づいて行われた通知に係る同条第一項の認定手続については、適用しない。

附則 (平成一九年八月三日政令第二三五号) 抄
第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。
(関税法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第十七条 施行日前に旧公社が整備法第五十六条の規定による改正前の関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第七十七条第三項ただし書の郵便物を交付した場合において、施行日において当該郵便物に係る第二十七条の規定による改正前の関税法施行令第六十七条の規定による書類の還付がされていないときは、その交付は郵便事業株式会社がしたものとみなして、第二十七条の規定による改正後の関税法施行令第六十七条の規定を適用する。

附則 (平成一九年八月三日政令第二三八号)
この政令は、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。
附則 (平成一九年九月二〇日政令第二九一号)
この政令は、平成十九年十月一日から施行する。
附則 (平成一九年九月二〇日政令第二九二号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一九年九月二十五日政令第三〇五号) 抄
この政令は、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附則 (平成一九年一一月二日政令第三三七号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十九年十二月一日から施行する。
(関税法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第四条 この政令の施行の日(以下この条において「施行日」という。)前に前条の規定による改正前の関税法施行令別表第一に規定する大阪港、尼崎西宮芦屋港又は神戸港への入港に係るものとして一時納付とん税等(とん税法(昭和三十二年法律第三十七号)第三条第二号に掲げる税率によるとん税及び特別とん税法(昭和三十二年法律第三十八号)第三条第二号に掲げる税率による特別とん税をいう。以下この条において同じ。)が納付されている場合において、施行日において当該一時納付とん税等に係る最初の入港の日(以下この条において「入港日」という。)から起算して一年を経過していないときは、当該入港日から起算して一年を経過する日までは、前条の規定による改正後の関税法施行令別表第一に規定する阪神港への入港に係るものとして当該一時納付とん税等が納付されているものとみなして、とん税法第五条第一項ただし書(特別とん税法第六条において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

附則 (平成一九年一一月四日政令第三六九号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十年一月四日から施行する。
(関税法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第十四条 既登録社債等については、第十二条の規定による改正前の関税法施行令第八条の二第一項ただし書の規定は、なおその效力を有する。

附則 (平成二〇年三月三日政令第一二三号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第一項中開港料施行令第五十九条の文正規定は、平成二十年六月一日

山和歌	兵庫姫路	秋田	府県名	都道府県	沖縄鹿児島	宮崎長崎	大分熊本	佐賀愛媛	福岡香川	岡山広島	鳥取島	静岡	愛知	大阪	新潟	東京	茨城千葉	福島秋田	宮城岩手	青森北海道
津山和下歌		船川	秋田	都道開港港域	沖縄鹿児島	宮崎長崎	大分熊本	佐賀愛媛	福岡香川	岡山広島	鳥取島	静岡	愛知	大阪	新潟	東京	茨城千葉	福島秋田	宮城岩手	青森北海道
東経百三十五度六分五十六秒)まで引いた線、地ノ島北端鹿ノ首から田倉崎まで引いた港則法施行令に規定する和歌山下津港の港域のうち、地ノ島南端(北緯三十四度六分二一秒、東経百三十四度三十三分五十四秒)の突端から百八十度に引いた線との間の海面及び河川水面並びに北緯三十四度四十二分四十九秒東経百三十四度三十九分四十四秒の地点を中心とする半径四百十メートルの円内の海面	港則法施行令に規定する姫路港の港域のうち市川口左岸防波堤基点から百四十度三十秒、東経百三十四度三十三分五十四秒)の突端から百八十度に引いた線との間の海面及び河川水面並びに北緯三十四度四十二分四十九秒東経百三十四度三十九分四十四秒の地点を中心とする半径四百十メートルの円内の海面	秋田港則法施行令(昭和四十年政令第二百十九号)に規定する秋田船川港の港域のうち、旧秋田港の南防波堤基点を中心とする半径三千メートルの円内の海面及び放水路水門下流の雄物川水面並びに根ノ崎三角点(四十メートル)から二十五度千三百メートルの地点を中心とする半径四千四百メートルの円内の海面	新垣石那鹿児島	新垣石那鹿児島	北九州	福岡	高松	岡山	小松	富山	新潟	成田	中部国際	関西国際	東京国際	福島	仙台	花巻	函館	青森
東経百三十五度六分五十六秒)まで引いた線、地ノ島北端鹿ノ首から田倉崎まで引いた港則法施行令に規定する和歌山下津港の港域のうち、地ノ島南端(北緯三十四度六分二一秒、東経百三十五度六分四秒)から大崖造成地南端(北緯三十四度六分二十二秒、東経百三十五度六分四秒)まで引いた線、地ノ島北端鹿ノ首から田倉崎まで引いた	港則法施行令に規定する姫路港の港域のうち市川口左岸防波堤基点から百四十度三十秒、東経百三十四度三十三分五十四秒)の突端から百八十度に引いた線との間の海面及び河川水面並びに北緯三十四度四十二分四十九秒東経百三十四度三十九分四十四秒の地点を中心とする半径四百十メートルの円内の海面	秋田港則法施行令(昭和四十年政令第二百十九号)に規定する秋田船川港の港域のうち、旧秋田港の南防波堤基点を中心とする半径三千メートルの円内の海面及び放水路水門下流の雄物川水面並びに根ノ崎三角点(四十メートル)から二十五度千三百メートルの地点を中心とする半径四千四百メートルの円内の海面	新垣石那鹿児島	新垣石那鹿児島	北九州	福岡	高松	岡山	小松	富山	新潟	成田	中部国際	関西国際	東京国際	福島	仙台	花巻	函館	青森

長崎 式見	山口 宇部	山口 岩国	
長崎 式見	河川水面 の河川水面	港則法施行令に規定する岩国港の港域のうち、面高鼻から姫小島島頂まで引いた線及び同島頂から阿多田島長浦鼻まで引いた線の以南の海面を除いた海面及び河川水面	港則法施行令に規定する岩国港の港域のうち、面高鼻から姫小島島頂まで引いた線及び同島頂から阿多田島長浦鼻まで引いた線の以南の海面を除いた海面及び河川水面

港則法施行令に規定する宇部港の港域のほか、北緯三十三度五十分東経百三十一度十二分五十秒の地点を中心とする半径五百メートルの円内の海面

港則法施行令に規定する長崎港の港域及び三重式見港の港域